

令和7年 第4回定例会

# 南種子町議会会議録

令和7年 12月 4日 開会

令和7年 12月 12日 閉会

南種子町議会

## 令和7年第4回南種子町議会定例会目次

### 第1号（12月4日）（木曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長書報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	5
1. 日程第5 提案理由の説明	8
町長説明	8
1. 日程第1 一般質問	10
8番 上園和信議員	10
1. 宇宙開発への全面支援・協力態勢づくりについて	
2. 宇宙開発を生かした学校教育の推進について	
3. 町民の憩いの場の整備・開設について	
4. あの質問どうなった	
休 憩	21
9番 濱田一徳議員	21
1. あおぞら保育園の今後の計画について	
2. 前之浜の防風・防潮林の保護及び門倉岬崖の崩落防止対策の要望に対する取組について	
3. 飼料、肥料の高騰に対する補助について	
1. 休 憩	35
3番 平島 強議員	35
1. 商店街の活性化について	
2. 空き家対策について	
3. 終活相談について	
1. 休 憩	39
2番 野首久教議員	40
1. 馬毛島先遣隊新設記念行事の懇親会について	
2. SPACE TOWN・のるーと南種子の運用について	
3. 安全安心なまちづくりについて	
1. 休 憩	51

4番 福島照男議員	51
1. 安定した地域経済の維持と成長分野への取り組み	
2. スペースタウン南種子のブランド化とその活用戦略	
3. 自主財源確保とふるさと納税対策	
4. 令和8年度の予算編成における経済・福祉対策の重点項目は	
1. 散    会	67

**第2号（12月5日）（金曜日）**

1. 開    議	70
1. 日程第1 議案第65号 南種子町福祉事務所設置条例を廃止する条例制定について	70
福祉事務所長説明	70
質疑	71
4番 福島照男議員	71
8番 上園和信議員	72
6番 柳田 博議員	75
討論	76
採決	76
1. 日程第2 議案第66号 南種子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	76
福祉事務所長説明	77
質疑	78
4番 福島照男議員	78
討論	79
採決	79
1. 日程第3 議案第67号 工事請負変更契約の締結について	79
教育委員会社会教育課長説明	80
質疑	80
8番 上園和信議員	80
討論	82
採決	82
1. 日程第4 議案第68号 令和7年度南種子町一般会計補正予算	

	(第4号) .....	83
	総務課長説明 .....	83
	質疑 .....	85
	4番 福島照男議員 .....	85
	2番 野首久教議員 .....	85
	4番 福島照男議員 .....	86
	8番 上園和信議員 .....	87
	討論 .....	88
	採決 .....	88
1.	休憩 .....	88
1.	日程第5 議案第69号 令和7年度南種子町国民健康保険事業 勘定特別会計補正予算(第3号) .....	89
	暮らし保健課長説明 .....	89
	質疑 .....	90
	討論 .....	90
	採決 .....	90
1.	日程第6 議案第70号 令和7年度南種子町介護保険特別会計 補正予算(第3号) .....	90
	暮らし保健課長説明 .....	90
	質疑 .....	91
	4番 福島照男議員 .....	91
	討論 .....	92
	採決 .....	92
1.	日程第7 議案第71号 令和7年度南種子町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第3号) .....	92
	暮らし保健課長説 .....	92
	質疑 .....	93
	討論 .....	93
	採決 .....	93
1.	日程第8 議案第72号 令和7年度南種子町水道事業会計補正 予算(第3号) .....	93
	建設課長説明 .....	93
	質疑 .....	94
	討論 .....	94

採決	94
1. 休憩	94
1. 日程第9 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	94
町長説明	95
質疑	95
討論	95
採決	96
1. 日程第10 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	96
町長説明	96
質疑	97
討論	97
採決	97
1. 散会	97

### 第3号（12月12日）（金曜日）

1. 開議	100
1. 日程第1 提案理由の説明	100
町長説明	100
1. 日程第2 議案第73号 令和7年度南種子町一般会計補正予算（第5号）	100
総務課長説明	101
質疑	101
8番 上園和信議員	101
討論	102
採決	103
1. 日程第3 認定第1号 令和6年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について	103
1. 日程第4 認定第2号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	103
1. 日程第5 認定第3号 令和6年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	103
1. 日程第6 認定第4号 令和6年度南種子町後期高齢者医療特別	

	会計歳入歳出決算認定について	103
1.	日程第7 認定第5号 令和6年度南種子町水道事業会計決算認定について	103
	決算審査特別委員長報告	103
1.	休憩	119
	質疑	119
	討論	120
	採決	120
1.	日程第8 発委第5号 南種子町門倉岬突端の崖崩落防止対策の早急な実施を求める意見書提出について	121
	議会運営委員長報告	122
	質疑	122
	8番 上園和信議員	122
	討論	123
	採決	123
1.	日程第9 閉会中の継続調査の申し出	123
1.	日程第10 議員派遣	124
1.	閉会	124

令和7年第4回南種子町議会定例会会期日程

12月4日開会～12月12日閉会 会期9日間

月	日	曜	日 程	備 考
12	4	木	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 一般質問（5名）
	5	金	本 会 議	1. 議案審議  (1) 条例 2件（議案第65号～第66号） (2) 事件 1件（議案第67号） (3) 予算 5件（議案第68号～第72号） (4) 人事 2件（同意第4号・諮問第2号）
	6	(土)	休 会	
	7	(日)	休 会	
	8	月	休 会	
	9	火	休 会	
	10	水	休 会	
	11	木	休 会	

	12	金	本 会 議 (閉 会)	1. 提案理由の説明 2. 議案審議 (1) 予算 1 件 (議案第 7 3 号) (2) 決算 5 件 (認定第 1 号～第 5 号) (3) 発委 1 件 (発委第 5 号) 3. 閉会中の継続調査 (所管事務調査) 4. 議員派遣
			委 員 会	広報編集委員会

# 令和7年第4回南種子町議会定例会

第 1 日

令和7年12月4日

令和7年第4回南種子町議会定例会会議録  
令和7年12月4日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平  阜  強 議員	4番	福  島  照  男 議員
5番	名  越  多喜子 議員	6番	柳  田  博  議員
7番	大  崎  照  男 議員	8番	上  園  和  信 議員
9番	濱  田  一  徳 議員	10番	塩  釜  俊  朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 西 村 一 広 書 記 河 野 彰 子

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	木 田 美 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 和 昭	企 画 課 長	立 石 勝 行

くらし保健課長	外園 幸喜	福祉事務所長	岩元 浩美
税務課長	小川 浩輝	総合農政課長	山田 直樹
建設課長	河野 容規	あおぞら 保育園長	鮫島 幸紀
教育委員会 管理課長	立石 拓也	教育委員会 社会教育課長	濱田 伸一
農業委員会 事務局長	才川 いずみ		

△ 開 会 午前10時00分

---

## 開 議

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまから令和7年第4回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申合せ事項など、ルールを厳守してお願いをいたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番、福島照男議員、5番、名越多喜子議員を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月4日から12月12日までの9日間にし  
たいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日12月4日か  
ら12月12日までの9日間に決定しました。

---

### 日程第3 議長諸報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、議長諸報告を行います。

令和7年第3回定例会以後に開催されました各種行事業務及び動静については、  
お手元に配付している議長報告書のとおりであります。

内容等については、毎月開催の全員協議会において説明をしているとおりでありま  
すが、詳しい資料は事務局にあります。

次に、監査結果報告書であります。令和7年8月分から令和7年10月分まで  
を配布をしております。

以上で議長諸報告を終わります。

---

### 日程第4 町長行政報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長 それでは、行政報告を申し上げますが、その前に直近の行事、そして大変喜ばしい成果等についてご報告をさせていただきます。

11月の23日に本町で開催をされました種子島相撲大会では、一般の部におきまして、町内選手が57大会ぶりに個人優勝を果たし、本町の伝統スポーツの力強さを改めて示してくれました。大変うれしく思います。

また、11月30日には、本町で開催をされました熊毛地区市町対抗駅伝競走大会において、南種子町代表チームが2年ぶりに総合優勝を達成をいたしました。

選手の皆さんのたゆまぬ努力と、そして町民の皆様方の温かい応援が結実したものであり、町全体の大きな喜びとなったところでございます。

加えまして、本町の文化芸術に関する大変喜ばしいお知らせがございます。

種子島宇宙芸術祭で制作をされました作品が、東京都現代美術館で開催をされます企画展「ミッション インフィニティ～宇宙＋量子＋芸術」に出展されることとなりました。

この展示企画展の会期については、令和8年1月31日から5月6日までとなっており、国内を代表する美術館の一つであります東京都現代美術館において、種子島宇宙芸術祭の作品が展示されることは、南種子町の芸術的価値と取り組みが高く評価された証であり、非常に名誉なことであると思っております。

全国に向けて本町の文化と宇宙へのアプローチを発信する、またとない機会となっております。

これらの行事や成果につきましては、町民の皆様のご理解とご協力により成し得たものであり、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。

それでは、行政報告2件について申し上げます。

まず、公立種子島病院の状況につきましては、議会定例会や臨時会の行政報告において、これまでも経緯を申し上げてきたところでございます。

ご承知のとおり、指定管理者制度を導入し、10月1日から医療法人徳洲会による公立種子島病院の管理運営が開始をされておりますので、その後の現状についてご報告をいたします。

はじめに、医師につきましては、藤田院長と荒井医師の2名の常勤医師に加え、12月からは徳洲会の関西ブロックの病院より1週間単位で切れ目なく毎週医師を派遣してもらうことが決定したとの話を伺っております。

常勤医師の増員につきましては、今現在もM&A等により徳洲会グループの病院数が増加をし続けていることもあり、グループ全体的な見通しの中で、もうしばらく時間がかかるようではあります。徳洲会の東上理事長からは体制が整い次第、

土曜の診療や 365 日 24 時間「患者さんを断らない」医療を実践をして参りたいというふうにお伺いをしているところでございます。

次に、患者の動向でございますが、10 月以降、診療時間体の救急受入れ再開や、入院患者の制限も解除されたところでございまして、入院患者数は増加をしており、10 月の実績として、在院患者延べ数で前月より 28.6%の増となっております。

逆に外来患者につきましては、延べ数で 28.8%減少しており、特に眼科・小児科及び内科の患者が減少となっているようではありますが、現在、西之表保健所管内にインフルエンザ流行注意報が発令をされており、インフルエンザに加えて新型コロナウイルスなど、感染症患者が増加傾向にあることから、外来患者についても今後の増加が見込まれるところであるようでございます。

今後も、病院の設置者である公立種子島病院組合管理者として、種子島南部地域における安定した医療体制の構築を図るため、最善の努力をして参りたいと思っておりますので、引き続き、議員各位におかれましてもご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、令和 7 年産でん粉原料用甘しょの生産状況であります。栽培農家 105 戸で、前年より 24 戸減少する中、作付面積 98 ヘクタール栽培をされ、集荷につきましては、去る 11 月 30 日に終了したところであります。

生育状況は、1 月から 2 月にかけての平均気温が例年に比べ低く推移をした影響で、伏せ込み後の種芋に腐敗が多く見られたようでございます。

また、3 月以降も日照不足や低温が続いたことから、苗の生育が遅れる状況が発生をし、さらに今年は、例年よりもかなり早い 5 月 16 日に梅雨入りしたことを受け、作付も遅れ気味となったところであります。

生育期においては、気温が高く推移し、日照時間も平年を上回る状況であったため、生育全体としては順調でありました。

しかしながら、植付けが遅れた影響により、芋の肥大が進まず、結果的に収量は、平年を下回る 10 アール当たり 49 俵で、昨年比で 98%となりました。

サツマイモ基腐病につきましては、6 月の降雨量が少なかったことや台風被害がなかったことから、発生は非常に少なく、昨年よりも減少傾向が見られました。

ただし、基腐病やその他の病害の発生が確認をされております。これらに対応すべき、引き続き関係機関との連携を図り対策に取り組んで参ります。

価格については、1 俵 37.5 キログラム当たりの原料価格は 595 円となり、交付金については、免税事業者の場合 1,288 円、課税事業者の場合 1,249 円となっております。

これらを合わせた金額は、免税事業者で 1,883 円、課税事業者で 1,844 円となり、

それぞれ昨年比で 16 円、26 円の減額となっております。

集荷状況につきましては、島内 3 工場において種子島一元集荷が行われ、今年の種子島全体の集荷実績は 21 万 130 俵となり、前年比で 85%となりました。そのうち南種子産の集荷実績は 4 万 8,088 俵となり、種子島全体の 23%を占める割合でありました。

次に、令和 7 年産サトウキビの生産状況であります。栽培農家 162 戸、作付面積は、498 ヘクタールで栽培をされ、糖業会社の操業期間は、12 月 1 日から明けて 5 月 3 日までの 142 日間の原料受入れと決定をしたところであります。

生育状況は、10 月下旬の秋雨前線により倒伏したものの、春先から高温・多雨・多照に恵まれ、平年以上で推移をし順調な生育状況であります。

11 月の終了見込み調査では、10 アール当たり収量が 6,700 キロ、生産量は、昨年より 4,000 トン多い 3 万 3,400 トンが見込まれております。

本年期のサトウキビ取引価格は、トン当たり原料価格が、4,000 円、交付金については免税事業者が 1 万 6,860 円で昨年度同様、課税事業者は昨年度より 10 円減額の 1 万 6,010 円となります。

合わせて、免税事業者は 2 万 860 円、課税事業者は 2 万 010 円の価格となります。

また、令和 6 年産から課題となっておりますのが、手刈り原料の運搬であります。現在町内では、約 20 名の方が手刈りにより 758 ヘクタールの作付を行っております。

昨年度、人手不足により運搬業者が減り、他の運搬業者の協力により何とか乗り切った状況でございました。その後、町としても製糖工場側には対策をとるよう要望して参りましたが、解決の糸口が見つからないまま、今年も昨年度同様の対応となったところでございます。

この件に関しましては、今後のサトウキビ栽培の方向性も含めて、関係機関と協議をして参りたいと思っております。

以上ご報告を申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、行政報告を終わります。

## 日程第 5 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 5、町長提出の議案第 65 号から議案第 72 号及び同意第 4 号並びに諮問第 2 号の件計 10 件について、提案理由の説明を求めます。町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは提案理由について御説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしました案件は、条例案件 2 件、事件案件 1 件、予算案件

5件、人事案件2件の計10件でございます。

それでは条例案件から順次要約して御説明を申し上げます。

議案第65号は、南種子町福祉事務所設置条例を廃止する条例制定についてでありまして、住民サービスの安定を優先に考え、県への事務移管を行うことにより、事務所を存続させる法的実務的な必要性がなくなることから廃止をするものであります。

議案第66号は、南種子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてでありまして、子ども・子育て支援法に基づき、国が新たに創設をした乳児等通園支援事業を本庁で確実に実施をする必要な基準を定めるため条例制定するものでございます。

次に、事件案件について御説明を申し上げます。

議案第67号は、工事請負変更契約の締結についてございまして、令和7年度農業者トレーニングセンター改修工事1工区の変更契約についてでございます。

次に、予算案件について御説明を申し上げます。

議案第68号は、令和7年度南種子町一般会計補正予算（第4号）でございまして、1億200万円を追加し、79億4,201万7,000円とするものでございます。

今回の補正、主な補正内容といたしましては、子どものための教育・保育給付費など扶助費に要する費用が主なものでございます。

議案第69号は、令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございまして、前年度の事業確定に伴う保険給付費等、交付金償還金が主なもので560万円を追加し、7億8,560万円とするものでございます。

議案第70号は、令和7年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございまして、保険給付費の特定入所者介護サービス費等の増が主なもので、345万6,000円を増額し、7億2,636万2,000円とするものでございます。

議案第71号は、令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）でございまして、保険料の実績見込みに伴う被保険者保険料納付金及び保険基盤安定負担金の増が主なもので350万円を追加し、1億1,540万円とするものでございます。

議案第72号は、令和7年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、資本費繰入収益や他会計出資金の補正が主なもので、事業活動に伴う収益的収入で1,193万9,000円、支出で8,000円をそれぞれ増額し、また資本的収入で1,160万円を減額するものでございます。

次に人事案件について御説明を申し上げます。

同意第4号は固定資産評価審査委員会委員の選任についてございまして、任期

満了に伴い、新たに選任するものでございます。

諮問第2号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。法務大臣が委嘱する人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

今期定例会に提案をしております案件は以上10件でございますが、この他追加議案といたしまして、予算案件1件を予定しております。

以上議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議方お願いを申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、提案理由の説明を終わります。

## 日程第6 一般質問

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、一般質問を行います。

質問の順番、内容については、お配りしております一般質問通告書により行います。それでは順番に発言を許します。

初めに、上園和信議員。

[上園和信議員登壇]

○8番（上園和信議員） 一般質問を行います。

宇宙ステーションへ物資を届ける宇宙航空研究開発機構JAXAの新型無人補給機「HTV-X」1号機が10月26日午前9時00分15秒、種子島宇宙センターからH3ロケット7号機で打ち上げられました。「HTV-X」は、打上げ約14分後に切り離され、予定の軌道へ投入。10月30日には、国際宇宙ステーションに到着し、さまざまな実験装置や生鮮食品などを、宇宙船に長期滞在中の油井亀美也宇宙飛行士らに届けることができました。

H3ロケット7号機の打ち上げ成功、補給船の予定軌道への投入、新型無人補給船の国際宇宙船到着を町民とともに喜び申し上げます。併せて、我が町の誇りとしたいものであります。

H3ロケット8号機、12月7日の打ち上げが予定されておりましたが、中止となりました。早急に原因が究明され、近々打ち上げが実施されるものと期待をするところであります。明けて令和8年2月1日には9号機の打ち上げが発表されました。打ち上げ成功を町民とともに祈りたいと存じます。

大型ロケット打ち上げるたびに南種子町並びに種子島全域に多大な経済効果と活性化がもたらされます。全面支援と協力体制を築き、これを宇宙の町づくりに生かしていく、この必要性を痛感しております。

政府は、宇宙産業の振興と誘致政策を強めており、新型主力ロケットH3の発射

場設備の拡充に乗り出すようであります。種子島宇宙センターにある人工衛星組み立て棟や燃料貯蔵タンクを増やすなどし、1ヶ月間隔で発射できる能力をもたせ、年間打ち上目標数を7機以上とし、国内外から衛星打ち上げ需要に応えるため、種子島宇宙センターの体制づくりを進めているとのことでもあります。南種子町並びに種子島全域にとっては町づくり、島興しのチャンス到来と受けとめております。

国際化に対応した町づくり、宇宙ビジネスの誘致促進、宇宙観光の推進などを強力に展開していかなければなりません。併せて、本町が取り組んでいる「スペースタウン南種子」、本気度を国に示すことも必要ではないでしょうか。

「宇宙開発推進課（室）」なる部署を新設する考えはないか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 上園議員のご質問にお答えをいたします。

本町にとりまして、種子島宇宙センターを核とした宇宙関連産業の振興は、まさに町づくり、島興しの大きな好機であると認識をしております。

政府においても、新型主力ロケットH3の開発・運用体制の強化に向け、人工衛星組立棟や燃料貯蔵施設の増強を進め、年間7回以上の打ち上げに対応をできる体制整備を図るなど、全国的にも宇宙産業の振興が加速をしているところであります。

本町としても、こうした国の動きと歩調を合わせ、宇宙ビジネスの誘致や宇宙観光の推進、国際化に対応した地域づくりを着実に進めていくことが重要であると考えております。

また、肝付町の「宇宙のまちづくり推進課」の設置をはじめ、他自治体においてもロケット関連産業の誘致など、地域の特性に応じた体制づくりに取り組んでいる事例があることは承知をしております。

一方で、本町の現状を申し上げますと、行政全体の職員数が限られており、これはもう全国的な問題にもなっておりますが、現状として新たな課や室を新設をするためには、専門性を有する人材の確保、そして既存組織の見直しなど、体制面での相応の調整を要する状況にあるところであります。

こうした中、本町におきましても、令和7年1月に「宇宙のまち推進係」を新たに設置をいたしました。既存の組織の中では、宇宙関連施策を専門的に担当する体制の強化を進めているところであります。

以前は、企画開発係の中において、宇宙関連施策に加え、広報業務、統計業務など幅広い分野を総括的に担っておりましたが、業務の負担の分散、そして体制強化を図るために、企画課内の体制を見直したところでありまして、宇宙関連施策によ

り注力できる体制づくりを進めてきたところであります。

また、新たな部署の設置は現状では難しいものの、宇宙関連施策を全庁的に推進する体制を構築をするため、議会においても議決をいただきまして、「スペースサポート手当」を新設をいたしまして、全職員が、宇宙のまちづくりに関わる姿勢を強化する取組も進めてきたところであります。

今後は、現行組織の中で、宇宙関連の企画・調整機能をどのように充実をさせるのか、そしてまた関係機関・企業との連携をより深めるための体制の在り方について、引き続き研究・検討を進めて参りたいと思います。

今後とも、宇宙を核とした町づくりを着実に推進をし、地域の活性化につなげて参りたいと考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ネットで調べてみました。南種子町と宇宙兄弟宣言を交わしている肝付町、ここは「宇宙の町づくり推進課」これを設置しているようです。

北海道の大樹町、民間の小型ロケット発射場がある町です。ここもですね、「航空宇宙課」を設置して、航空宇宙の推進を大々的に図っているようであります。この大樹町という町はですね、酪農品や農作農産物、ワインなどで有名だそうです。実は「宇宙」も町の特色の1つで、宇宙の港、宇宙港ですかね、の整備も進んでいるようで、ロケット関連企業も多く集まって、町も非常に宇宙開発に力を入れているようであります。

そういうことですね、どうしてもこの「宇宙開発推進課」、これが必要ではないかと、このように考えているところであります。

本町にはですね、日本で唯一大型の基幹ロケットH3発射場が存在をいたします。ここからは世界に住む人たちや産業活動に直結した様々な衛星を搭載して、年間数機のロケットが飛び立ち、打ち上げるたびに成功をおさめております。

この地域の利点を生かした、宇宙開発に関わる特色ある郷土授業、学校教育にどう導入しているかという質問であります。

地域の利点を生かした特色ある授業、小中学校での取り組み状況について、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 上園議員のご質問にお答えいたします。

本町は、宇宙航空研究開発機構JAXAですねと教育活動に関する協定を数年前から結んでおりまして、様々な教育分野で連携を図っているところでございます。

学校の小中一貫教育では、小規模校同士の小・小連携や小・中学校のつながりを意識した小・中連携の交流学习や集合学習の際に、多くの児童生徒が「宇宙教室」

を行ってきております。

具体的には、JAXA職員の出前事業によるロケットや人工衛星の役割などの学習やペットボトルロケット作り、或いは宇宙空間に係る大気圧や真空の実験、宇宙センターに滞在中の宇宙飛行士との交信などがあります。

また、「総合的な学習の時間」では、児童生徒が知りたい・学びたい宇宙やその関連事項などをテーマに掲げ、その課題追及の学習にも取り組んでいます。

例えば、ロケット技術の知識や人工衛星が及ぼすGPSの技術、農業・水産業の進展、持続化を目指す地球温暖化対策など、数多くのテーマを子供たちが作って追求をしております。

一方、学校だけでなく、家庭・地域と連携した「宇宙へ羽ばたけ凧揚げ大会」や神輿を作ってパレードする「ロケット祭」、宇宙少年団でのサマーキャンプや宇宙サイエンスキャンプ、それから宇宙サイエンスラボではですね高度な器具を使った実験などもしております。また、宇宙芸術祭の鑑賞など全町を挙げた「スペースタウン南種子」の「宇宙のまち宣言」でありますので、本町の児童生徒は、数多くの宇宙関連の学びの機会に恵まれているものだというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 本町には宇宙や宇宙開発に関係する人材が豊富に揃っております。地域人材の専門性を活かした特色ある教育活動を展開することによって地域に根差した学校経営に結びつくものではないかと思えます。

「スペースタウン南種子」も宣言しました。学校教育からもこれを盛り上げていかなければならないと思っております。南種子町の子どもたちにとっては宇宙はいつでも身近に感じる素晴らしい環境下にあります。

宇宙開発、主管官庁は文部科学省。学校教育も主管官庁は文部科学省であります。しっかり連携できる体制にあります。教育委員会管理課がですね、教育長。資料を頂いて目を通して見たところですね、非常に小学校においては取り入れて、宇宙学習を取り入れてよく活動をしているようではありますが、中学校が全然導入してないとうふうに受け止めてるところであります。特色ある授業を導入するためにもですね、どうしても中学校にも取り入れてほしいと考えているところではありますが、これについて教育長がどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 上園議員のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、南種子は、宇宙開発の先端を導くロケット発射場があるためにですね、多くの宇宙留學生がこの魅力に引かれて来町しております。地元の中學生もそのとおりでございます。特に中學生になると将来の夢や職業などを具

体的に考えられるようになる時期でもあります。

このことから、南種子中学校では、キャリア教育の観点から、南種子に居住し宇宙開発に関係する人材を講師としてお招きして、今勤めている職業観についてとか、あるいは、これからの生き方について学ぶ良い機会になっております。また、地元産業についての発展性や課題を学び、自分の地域を見直したり、自分の将来像を考えたりするといった総合的な学習時間によるテーマの学習としてもそのような機会を持って学んでいるところです。

学校はですね、学ぶ範囲や分野も大変多く、宇宙産業とかいうその一つのことだけ多く学ぶということにはいきませんが、少なくとも南種子中の生徒は、他市町村の生徒と比べ、より多くの宇宙関連の知識を学び、刺激をいっぱい受けていることは確かであります。

これによって、宇宙開発への興味・関心は高まっていくし、将来は、宇宙開発に関わっていきたいという考えや南種子町が素晴らしいといった郷土愛も深まっていくものと考えています。議員がおっしゃるように、さらに進めていくという観点ではですね、JAXAからのさらなる協力もいただけるとのことでもありましたので、現在、企画課やJAXAと新たな連携も企画をしている予定でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 学校教育と宇宙開発が連携したまちづくり、その成功事例がですね、「宇宙留学制度」だと私、自信を持って言えます。「宇宙留学」全国から多くの応募があつてですね、海外からの何か問い合わせがあるやにお聞きをすることで。実際私のところにも1件、アメリカからですね、その問い合わせが参っております。そういうことでですね、宇宙の「スペースタウン南種子宣言」もしておりますので、やっぱり学校教育の方からも、宇宙のまちづくりを盛り上げていくことは必要ではないかと思えます。そのことを申し上げて次の質問に移ります。

花がもたらす癒やし効果、花や鑑賞植物には私たちの心をいやしてくれる力があるということでもあります。気持ちが明るくなり、リラックス効果が高まると言われております。

最近の研究では、生け花や観葉植物の癒やし効果が科学的に証明をされ、注目を集めているようです。花がもたらす癒し効果①ドーバミン②オキシトシン③セロトニンという3つの物質が分泌をされ、これは「幸せホルモン」と呼ばれ、これらの分泌によりストレスは和らぎ、幸福感が得られるなど、花がもたらす癒し効果、科学的に証明され、注目を集めているということでもあります。

農林水産省も花卉の進行を後押しする取り組みを行っているようで、一例を挙げると、花や緑に親しみ育てる機会を通して、子供たちに優しさや美しさを感じる気

持ちを育む「花育」。小中学校などでの生け花や寄せ植えなどの「花育」体験、指導者研修会への応援など支援などがそうあります。

11月22日の「いい夫婦の日」に花卉業界が花を贈るキャンペーンを展開しているようです。農林水産省も国民が花に親しむ機会を増やすため、PRに取り組んでいるということです。

「フラワーバレンタイン」、新しいバレンタインのスタイルです。2月14日に花を贈る日として、花卉業界が一体となってキャンペーンを展開しており、農林水産省も全面協力しているとのことであります。

四季折々の花が楽しめるフラワー公園の整備・開設についてどう考えるか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 上園議員のご質問にお答えをいたします。

本町におきまして、町民の皆様が気軽に訪れ、四季折々の花を楽しみながら憩い、そして交流できる場を整備をすることは、地域の魅力向上をはじめ、観光振興や町民相互の交流促進など、多方面によい効果をもたらすとのものと私も認識をしております。

町といたしましても、以前、瀬戸内海の淡路島を私も視察をしたことがございまして、「花の島」にふさわしい名所として広く知られている兵庫県立公園「あわじ花さじき」を訪れました。同公園では、海に向かってなだらかに広がる高原一面に四季折々の花畑が広がり、明石海峡や大阪湾を背景とした大パノラマの中で、多様な花々が織りなす景観を楽しむことができ、まさに憩いと安らぎをそして癒しを、もたらしてくれる空間となっております。

その視察を通じて、本町の宇宙ヶ丘公園においても、同様にもう草が入ると困るんていうか、斜めになった斜面なんかあるんですけども、そういったところに四季折々の花々が楽しめる花畑の整備ができないかという、以前そういう話を職員としてそういうふうの実現できないかということに取り組もうとしたことがございます。これまで、しかしながら、これまで具体的に取り組むことにはまだ至ってない状況でございました。

フラワー公園の整備に当たりましては、その目的、規模、そしてまた、一番は維持管理体制、そしてまた整備に要する経費、いろいろなものをこれから検討しなければならんと思いますけれども、現在のまちづくり公社であったり、この体制のままではなかなか片手間でやるようなことでは、これはできないというふうに今までの検討の結果でありますので、町内資源の活用のあり方とか、他地域の事例等も参考にしながら、今後の実現可能性について調査・研究を進めていってもよいのではな

いかなというふう感じたところでありますので、これはそこの体制のことも含めてですね、ちょっと調査・研究はして参りたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 以前はですね、鹿児島県知事が「花いっぱい運動」これを提唱して、県下全域で花づくりが展開されていた時代もありました。学校の花園、それから自宅や集落内花園、河川敷などにたくさんの花が植えられ、花に親しんでいた時代もありました。花壇コンクールというの、生涯学習の開催の時点で表彰もされていたように記憶をしております。

そこで町長、提案ですが、開設場所はですね、宇宙が公園内の芝生地帯、先ほど町長も触れましたけども、それから町テニスコートの周辺の空き地がありますので、そこはどうかという提案でございますが、実現に向けた取り組み、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ご質問にお答えをいたします。

ご提案のございました宇宙ヶ丘公園内の芝生地帯周辺、また町テニスコート場の周辺の空き地につきましては、いずれも一定の面積を有しており、町民の皆様にも利用しやすい場所であると思います。そしてフラワー公園等の整備候補地としては検討しうるものではないかと認識をしております。

一方で、宇宙ヶ丘公園内に新たな施設を整備にあたりましては、既存施設との利用調整、また維持管理に要する費用、そしてまた環境面への配慮調整など、事前に検討すべき事項がございます。また公園の東側駐車場と池の間に位置する芝生地帯について、それからその下のところとか遊具施設を撤去した部分いろいろありますけれども、ここ花園としての利用可能な区域ではないかということから、その整備内容や配置計画等については総合的に検討する必要があると考えております。

ご提案のありました町テニスコート場の周辺の空き地につきましては、今年でしたけれども、これまでホテル誘致の候補地としてもそういう話が考えられたところでありまして、企業が視察をされた経緯もございます。それでも、どのような形でその場所については一番適しているのか、それらも含めてですね、ここは研究をして参りたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 国道58号線に、西之表から南種子間に、最近コスモス、田んぼと畑にコスモスを植えてるところが、見ることができるんですけど、ああいうやっぱり農地を利用した花園整備も一つの方法かなと思うところであります。

次の質問はですね、議長通告しておりませんが、議長の許可をいただいて

ですね、特別に質問をしたいと思いますが

○議長（塩釜俊朗議員） 通告をしてないことについて、関連性があるとなれば、その質問によっては許可をします。

○8番（上園和信議員） はい。関連性がありますので、これ担当課長にはその旨伝えております。こういう質問があるかもしれませんので、答弁書を用意してくださいということを伝えておりますのでいいですよ。

○議長（塩釜俊朗議員） はい。

○8番（上園和信議員） では、議長の許可をいただきましたので質問をいたします。

日本を代表する草の花といえば、スミレとたんぽぽ、それにレンゲ草が挙げられます。「レンゲ草」、今ではめっきり目にする機会が減りました。以前は2・3月ごろになると、綺麗なピンク色がたんぽぽ一面に広がり、春の風物詩となっていたレンゲのたんぽぽ。化学肥料が普及する前の米づくりは、レンゲ草を肥料代わりの緑肥としてたんぽぽに植え、それをすき込み、土壌の栄養分としていました。今ではその光景を見られません。

レンゲ草は柔らかな花だそうで、最上級の蜂蜜も取れるようであります。緑肥や飼料にも活用でき、景観上にも効果があります、有機栽培にもつながってくるようであります。

そこで質問ですが、農家の協力をいただき、「レンゲ草」栽培、水田地帯に普及・推進する考えはないか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 まず、これまでの経緯について、ちょっと申し上げておきたいと思いますが、議員ご紹介の通り、かつて春先のたんぽぽにレンゲ草は緑肥としてもすぐれ、景観としても地域の春を象徴する存在でありました。

しかし、今日では化学肥料の普及や営農形態の変化によって、その風景を見る機会が少し少なくなってきたんだろうというふうに思います。本町ではこれまでも水田の土づくりを目的に緑肥の適性を検証をしてきているようなところでもあります。平成28年度にはヘアリーベッチ2種、「藤えもん」という種類と「貫太郎」とそれからレンゲ草の3種類を栽培をし、WCS用の稲の生育・収量試験を行っているようです。その結果、レンゲ草よりもヘアリーベッチの方が収量性に優れ、水田の生産性向上に資することが確認できたということのようでもあります。

これらのことを踏まえた取り組み状況については、担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 ご質問にお答えをいたします。

総合農政課では、本年9月に緑肥の効果に関する研修会を開催し、生産者の皆様へ土づくりの重要性と緑肥の活用方法について周知を行ったところであります。

平成28年度の緑肥の試験等の経緯からも、町といたしましては、営農面でのメリットが大きいヘアリーベッチの利用を基本的には推奨しているところでございます。

一方で議員ご指摘のとおり、レンゲ草には景観形成や地域の魅力向上といった効果があり、地域活性化に繋がる可能性もございます。他の自治体においては、水田にコスモスを植えて緑肥と景観向上を両立させている例も見受けられます。

そのため、町として一律にレンゲ草の普及を進める考えはございませんが、地域の皆様や生産者の自主的な取り組みとしてレンゲ草を活用されることは、大変意義あることを考えております。

総合農政課といたしましても、主体的に取り組まれる生産者や地域の団体に対しては、技術的な情報提供などの支援は可能であると考えます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） しっかり前に進めてくださることをお願いいたします。

次の質問に入ります。

南種子町中之上字前ノ峯2293番地の4に建つ建物。南種子町の責任において建物を解体し、その土地を整備し、有効活用して欲しい。令和7年第1回3月定例会で一般質問に取り上げたところであります。

今現地に行ってみますと、厳重な規制線が張られて、建物はそのままの状態が残っております。

南種子町中之上字2293番地4の土地とその上に建つ建物、そのままの状態が残っております。どうする考えか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 はい、お答えをいたします。

ご指摘の、南種子町中之上字前ノ峯の旧上野神社跡地につきましては、これまで議会での議論や寄付採納に至るまでの経緯等を踏まえつつ取り扱ってまいりましたが、前回9月議会の同僚議員の質問においても答弁で申し上げましたとおり、現状として、町民の皆様の中に十分にまだご理解いただけてない方がいらっしゃる状況ではないかというふうに感じております。

最初、この話が出てきたときに、やっぱりかなりの反対のご意見を私どもいただきました。そして一遍これ白紙に戻したんですが、それをご理解いただいて、議会の方でもこれは、採択をされたそしてまた、本町が受けることになったわけでありますけれども、そのあとの私どもにそういう反対は反対として、それ結構なんです

けれども、そのあとやっぱり住民の皆さんにもしっかりとそこら辺がご理解をいただくという環境というのは執行部だけでなく、議会も含めてそういうそれぞれの支持者の方々からもうどういう考えがあるのかということが、やっぱりしっかり私どももその状況を把握をする必要があるんだろうというふうに思います。

このため、本町といたしましては、まずはこれまでの経緯現状について、町民の皆様にご理解をいただくことが重要であるということ、そしてまた、現時点で跡地の具体的な活用については、現在までそこに検討を進めている状況ではないということをお先般も議会の中で申し上げました。

また、先ほどご指摘がありましたけれども、規制線でそのままの状態に放置され危険な状況かというようなことが言われましたけれども、現地における安全防護柵の設置、老朽化に伴う危険性につきましては、町としても認識をしておりますので、相撲であったり、運動会であったり、向こうのイベントがございますので、現在やっぱりあそこに立ち入りできないような状態で防護柵を設置をしているところでございます。

加えて、跡地については、現段階においては議会の方からも議員総意としての方向性が私どものほうに示されているというふうな状況ではまだないのではないかと、いうふうに思っております。先ほどから申し上げましたように、町民への説明・理解と併せて、議会のお考えも確認をしながら今後計画をどのようにやっていくのかということについては、検討をしていく必要があるというふうに思っております。

そのうえで、町民の皆さまに理解が得られ、議会のご意見を踏まえる状況となりましたならば、早急に部内の方でも検討しながら、どのような活用の方角に行くのかということを進めて参りたいと思っておりますが、まずは、今ああいう状況で立ち入りできない状況にしておりますので、これをまた長く、そのようにしておくというのもあまりよろしくないというふうには私どもも思っておりますので、8年度予算の中で解体も含めた、どこまでそこをしっかりと整備をして、そして方向検討に進めていくのか、そのことも含めてですね、これから協議をして参りたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 議会は早く解体整備を進めて欲しい、そして有効活用して欲しいという結果は、町長に報告をしていると思います。早くですね、整備をして欲しいと思います。

最後の質問です。ネパールのミケラジャン市、この交流はどうなってるかということ。この件についても、令和7年の9月定例会で一般質問を取り上げたところ

ろであります。その方向性の進み具合はまだ見えてこない状況であり、ネパール国ミケラジャン市との交流計画、早く方向性を示してください。町長の考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 それでは、上園議員のご質問にお答えをいたします。

ネパール国ミケラジャン自治体との姉妹都市盟約へ向けた交流につきましては、議員がおっしゃられるとおり、昨年11月25日に「交流・協力に関わる合意書」というものを交わしておりまして、その中で、2025年内にミケラジャン自治体の本町を招待するというふうに記載をされておりました。

これに基づいて、今年度に入り、当初は6月ごろを目標に調整を進めておりましたが、5月の16日付で、ミケラジャン自治体より、6月から7月は大雨と山岳地帯の季節のため山岳地帯のその気候季節のための視察には不向きであるということがこちらの方に通知が参りました。そして9月から10月の訪問が最適との文書が届いたところでありまして、これによって10月の訪問を目指して調整を行い正式に招待状が文書にて届きましたので、日程を確定をし、10月の6、7の2日間ミケラジャン自治体を訪問し、視察を行う計画でございました。

しかし、9月に入り、ネパール国内の情勢が不安定となったことを理由にミケラジャン自治体から来訪延期のお願いの文書が届いたことから、訪問を延期したところであります。

現在、外務省のホームページでの情報によりますと、11月に入ってからネパール国内において、ストライキやデモ・集会が行われ、外出禁止令の発令も行われているようだというのでございまして、延期後の訪問日程については、今後、ネパール国内の情勢が安定をしてから、そして、またミケラジャン自治体とも連絡を取り合いながら交流へ受けた視察を計画をして参らなければならないのではないかと考えております。

この国際交流につきましては、その他に、私どもの町にケンタッキー州のモアヘッド市というところと、それから台湾の満州郷からも話が来ているところでございます。ミケラジャン自治体も含めて、双方がどの自治体も言われるのは、お互いに視察等を行いながら、交流先の状況をよく把握をして、どのような分野であれば交流ができるか、よく検討をした上でということをやったり双方思っているようでありますので、私どもの町も、もう何もかも交流をということで簡単に進めるというのは非常に難しいところでもありますので、そこら辺についてはお互いの状況把握ができて、本当に長く交流ができるのかどうかですね、十分検討をした中で行っていく必要があるというふうに考えておりますので、また、報告できる状況等がございま

したら、それは町民の皆様にもご報告をして参りたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 南種子町はですね、非常に全国的にも世界的にもですね、何か注目をされているようであります。早くですね、方向を示して欲しいと、このことを申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、上園和信議員の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

---

休憩 午前11時01分

再開 午前11時08分

---

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、濱田一徳議員。

[濱田一徳議員登壇]

○9番（濱田一徳議員） お疲れさまでございます。

一般質問に入る前にですね、1ヶ所訂正とお詫びを申し上げます。

質問通告の1番目の(2)について、「本年1月号の町広報紙に具体的なスケジュールは掲載され」と記載していますが、私が議会全員協議会で示されたスケジュールを広報誌と混同しておりました。この部分について、「昨年12月に未来会議から民営化について提言がなされ、本年1月号の町広報誌に掲載され、具体的なスケジュールについては議会議員全員協議会で説明を受け、1年になるが」というふうに訂正方をお願いしたいと思います。

それでは一般質問に入らせていただきます。

あおぞら保育園の今後の計画についてということで質問をいたします。

まず、1点目のアンケート結果はどうであったかと言うことで、保護者らからアンケートを取ったと聞いていますが、その結果について、公表できる段階なのか、それともまだ集計中なのか、もし公表できるのであれば公表方をお願いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

昨年、未来会議の方からもご提言がございましたそれを受けて、本町においては、少子高齢化をはじめ、核家族化の進行、ひとり親世帯や共働き世帯の増加、さらに

は勤務体系の多様化などにより、保育ニーズが大きく変化をしてきております。これに伴い、未満児保育の需要増加や保育士不足など様々な課題が生じているところでございます。

このような状況を踏まえ、将来にわたり良好な保育環境を安定的に維持するためには、公立保育園の在り方を見直し、新たな視点を取り入れた仕組みづくりが求められていたというふうなことで受け取っております。

そのために、本町では現在の保育の状況や保護者の皆様のご意見を把握をし、今後の検討に生かすことを目的として、令和7年5月に、通園児の保護者の皆さま全員を対象に「南種子町の保育に関するアンケート」を実施をしたところでございます。

アンケートについては、8項目で構成をし、配布数は128世帯、回答数が71世帯の回答率55%というふうに報告を受けております。

それぞれの保育園で保育園等の回答率であります。あおぞら保育園で65.1%、中央認定こども園で46.7%、ちびっ子クラブで60%というようなことで全体として回答率が55%ということであるようです。

詳細の内容については、この後、担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福祉事務所長。

○福祉事務所長 それでは詳細につきまして、私の方から御説明申し上げます。

まず、現在利用されている保育施設の満足度に関する設問につきましては、「満足している」が92.9%と非常に高い結果となりました。

一方、改善して欲しい点については、「無回答」が51.3%と最も多く、次いで「食事や衛生面」に関する要望が9.0%となっております。

また、公立保育園の民営化・廃止に関する設問では、「どちらとも言えない」が49.3%と最も多く、慎重な姿勢が伺える結果となりました。

民営化・廃止を進める場合の不安事項については、「環境の変化が子供に及ぼす影響」が32.3%と最も多く、次いで「保育士の待遇悪化や人材不足への不安」が29.3%、「運営の安定性」が23.3%となっております。

一方、民営化・廃止により期待される点については、「保育サービスの向上」が20.3%、「保育士の処遇改善」が23.3%、「運営の効率化や休日保育の充実」が10.5%となっております。

説明は、以上でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） はい。わかりました。

それではですね、(2)番目のみらい会議からの提言に対して町としての判断は

決定しているのか、ということで質問をさせていただきます。

この件につきましては、町広報誌に掲載された時から町民も関心が高く、いろんな方からですね、保育園が民営化されるとか、2年後には完全に民営化されるらしいよとか、そういう声が聞かれた反面ですね、最近では、もう民営化はしないようだ。と現状のままで町営で行くらしい等という情報が錯綜しております。

どちらが正しいか、まだ私なんかも報告を受けてないから、何とも言えないということで私も回答はしているのでございますけども、行政としてこの判断というのはとても難しい判断じゃないかなあと私も思っております。

財源面で考えた場合ですね、この保育園を廃止した場合に、ちょっと金額的には4～5千万になるんですかね、財源がうくと、他の部分に充てられるということも考えられますけども、これを民営化して現在人口が減少傾向にあるわけですね。ちなみにですね、令和6年度の南種子町の生まれた子どもが24人です。種子島全体で97人です。そのうちの24人が南種子町だったと。

そうしますと令和5年度はですね、123人種子島で生まれておりますけども、南種子は19人だったと。今年に入りまして、令和7年度の10月末で見たときが、南種子町は今12名です。これが、令和6年の10月末では19人です。やっぱり出生減ってきているんですよ。11月12月で、南種子でも生まれる子どもの数というのは、ちょっといるという話は聞いていますけども、10月末の数字でいきますとこのようになっております。

このような中でですね、将来、民営化した場合に、将来民営民間が立ち行かなくなった場合に、再度町営として立ち上げるというのは非常にまた難しい面もあると思います。

こういうのを考えた場合にですね、この問題は、町長も決断が非常に難しいんじゃないかなというふうに私なりには考えているんですけども、しかし、みらい会議という町長が立ち上げた機関からですね、こういう提言がなされたと。

みらい会議に対して、何らかの回答をしなければならないと思っておりますけども、この場で結論を出すとは言いませんけども、もし、みらい会議への説明、こういうのが今のところ検討されているのであればですね、その内容をまだ全く検討の段階でありますというのであればそれでも結構です。町長の考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 はい。お答えをしたいと思います。

令和6年12月に未来会議よりこの「あり方に関する提言書」が提出をされ、そして町の広報紙にもその提言内容については掲載をしたところでありました。

また具体的なスケジュールについては、広報で示しておりませんが、1月6日開催の行革推進本部会議において、最短での民営化までの基本的なスケジュールを、そう進んでいった場合のことについて確認をしております、1月14日の議会全員協議会においては、ここまで説明をさせていただいたところであります。

本町のこれまでの対応としては、私も以前から言っていますが、アンケート結果を踏まえてやっぱりしっかりと判断しないといけないということは申し上げてきておりますので、これは民間の2施設の施設長の意見聴取や保護者に関するアンケート調査を、そして実施をしてきたわけで、先ほど結果については回答したとおりでございます。

今後につきましては、行政改革推進本部というものを立ち上げて、この中で検討をしているわけでありますので、ここでの予定では、このアンケート結果についての説明会というか保護者を、3園の保護者を集めてのですね、説明会をするような計画を持っているようでございます。

そして以前からも申し上げましたが、おりますが、本件については町民・保護者が望まない方向に私ども行政が決定をして進めるということは毛頭考えておりませんので、最終的には、これは未来会議の方にも結論を出したときにご報告をしなければなりませんけれども、この行政改革推進本部を年明けてから最終のアンケート結果を踏まえたものを報告をして、そこで協議をすることになっております。

このスケジュールで進めて参りますので、そこで意見を取りまとめて、そして方向性が決まりましたならば、議会の全員協議会でも説明をするというそういう段取りスケジュールを持っているようでありますから、そこについてはそれまで今のところは決定をしておりますが、アンケートの結果が出て、それらをしっかりと尊重していくということであります。

それからもう1つ、ちょっと付け加えたいと思いますが、先ほど子どもの出生数の問題もありました。5年度6年度に22件26件というようなことで本町ありますけれども、令和7年度が今中途の段階で、11月末で15件であります、7年度中に予定をされている方がほぼ6年度と変わらない26件、そのあたりの予定が今なされているようでありまして、この児童生徒数15歳以下の児童生徒数の推移を見ても、本町の方はここを9年間、今年10年目になりますけれども、この9年間の中で、ちょうど9年前が底を打った状態ですけれども、本町は児童生徒数が減少をしてきておりません。

私これをずっと皆さんに報告して、しっかりそこを認識をして、この人口減少そしてまた、子どもたちのこの政策についてはしっかりやらんといかんということを申し上げてますけれども、プラス現在20名前後の状態ですけれども、

これは宇宙留学、そして家族留学が残る方が、しっかりと増えてきている状況もあったり、そういうことが結びついているんだろうというふうに思います。

ちなみに、この9年間で全島を見てみますと、ほとんどの市町村が子どもが減ってきてるんです。そして西之表でいうとこの9年間で332名の減です。そして中種子町で141名の減です。

本町が、これが減らないでそういう状態に来ているということは、本当にありがたいことであって、ただ、今度は、留学生が残りたい方、ご家族がたくさんおられるんですけども、それを完全に受入れる住宅が不足をしているというのが現状でありまして、ここが今後の一番の課題だというふうに思います。

そういうことをしっかりと皆さんにも理解をいただいて、そして町民の方と一緒にやっぱりこの町の今後考えていく必要があるというふうに思っていますので、そこについてちょっと一言だけ申し上げさせていただきました。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 南種子町は出生の子どもさん。これがほとんど私も毎月、産婦人科の監査に行くんですけども、大体、年間を通じて見ますと24-25名、これを維持しております。町長が言われたように中種子・西之表については、だんだん、だんだん減ってきてるんですよ。できることなら、現状維持じゃなくて、現状を上回る出生、これを望むところではありますが、またそういうところにも、力を入れてもらったらなと思っております。

次の質問に入ります。

次の前之浜の防風・防潮林の保護及び門倉岬崖の崩落防止対策の要望に対する取り組みについてということですね。

このことにつきましては、西野地区の公民館長から町及び議会に対して要望書が来ておりますので、関連の質問になります。

まず1点目のですね、前之浜の防風・防潮林を町に権限移譲はできないのかなあということで挙げてました。これはもうあくまでも私の私見ですので、前之浜の防風・防潮林はですね、我々は小さい頃から浜ん山と呼んでおります。

ここは、国有林で屋久島営林署が管轄しておりますが、松くい虫の航空防除などの管理の一部をですね、町に権限移譲してもらうことはできないだろうかという提案であります。

ご存じのとおり、鹿鳴川から下中の方は町有林となっており、年2回ほどの松くい虫の航空防除を行っておりますが、町有林の松はあまり被害がないように見受けられます。こっちの国有林の方はですね、非常に松枯れが激しいです。この前、営林署の方から西野地区の公民館長に話があったということですけども、全国的に松

くい虫の被害が多くて、そして松の苗木が足りないと。この南種子にもう南種子に持ってくる松の苗木も確保が難しいというような話をされたということで聞いております。それだけ松くい虫の被害が全国的に広がっているということですね。

だけど、この町有林の方はそんなに見た感じ、松くい虫の被害があるようには思えないんですけども、年2回、しっかりと航空防除をやっておられますので、ちょっと範囲を広げて、この前之浜のこの浜ん山ですね、ここまで手を広げて、防除ができればですね、非常にまた松くい・松の保護というのにも役立つんじゃないだろうかと思ひまして、今道路については、南種子は権限移譲をしてることで、はっきり言って、長谷から先の国道ですね、中種子・西之表見たところ、非常に道路が、草で覆われているとか、南種子は綺麗ですよ。これ、よそから来た人もいいいます。あそこ長谷から南種子に入ると非常に道路が綺麗だと、中種子・西之表の方はなかなか手入れが行き届いてないという話は、これも前にも出たと思うんですけども、そのように私も感じます。

ですから浜ん山のですよね、ここを管理の一部航空防除だけでもですね、町に権限移譲してもらったらもっと保護ができるんじゃないかなと思うんです。

権限移譲にはいろんな問題もあって、手続き面、厳しいところもあると思いますけども、町長の考えを聞かしてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

前之浜の防風・防潮林につきましては、昨年度議会から屋久島森林管理署へ保護対策を求める意見書が提出をされたほか、今年10月には西之地区公民館から松くい虫対策と植林を求める要望書が、町の方にも提出をされました。

町としても、これらの要望はすでに屋久島森林管理署へお伝えをしているところであり、今年度から防風策などの対策に取り組んでおります。今後は伐倒駆除や植樹を実施する計画であると聞いております。

ご質問の屋久島森林管理署から南種子町への権限移譲は可能かについてであります。前之浜の防風・防潮林は国有林野ということで、その管理権限が森林法に基づき国が有しているということであるようであります。制度上、この管理権限そのものを町へ移譲することはできないというふうに伺っております。

そのため、今後とも住民からの要望等に対してしっかりと屋久島森林管理署へ届け対応を求めて参りたいというふうに思います。

具体的に、この屋久島森林管理者の方にも確認を担当課の方でしているようでもありますけれども、無償譲与ということは、こういう処分の仕方はないようでありまして、売り払い有償による処分というものはあるようでありますけれども、これに

ついてはどういった事業に基づいてこの土地を取得するのかという取得理由が必要になるとのことのようです。

どんな理由でも可というわけではないということで、根拠になる法令に適用条項があれば売り払いが可能になるというようなことで、ちょっとハードルがちょっと高いのかなあというような感じをしております。

そしてまた、森林法や国有林野のいろんな法律での縛りがあるようでありますから、ここは現状としては、やっぱり私どもの地域の声をしっかりと届けながら、しっかりと対応していただくことを、当面進めて参りたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） はい。ハードルが高いということですね、我々から考えたらですね、航空防除を南種子がやってくれれば、その航空防除のお金を南種子にちょっと払えばいいわいと、非常に簡単なように思うんですけども、やはり行政というこの縛りですかね、縦割り行政、これが一つの大きなネックにもなるんじゃないかなと考えております。権限移譲は難しいということで理解をいたしました。

2番目のですね、この門倉岬の崖崩落防止要望に対する町の考えということで、これは、門倉岬は誰もが知っているとおりですね、1543年8月25日に日本に初めて鉄砲が伝わった地として、歴史教科書にも載っております。

今門倉岬の南側崖と東側の崖ですね、これ門倉岬の突端とそれから前之浜側の崖です。これが崩落を始めて、特に南側の海に面した方の崖ですけども、ここはもう海上から眺めると崩落が著しいと激しいというふうに思っております。公民館からも要望が上がってきたということで、町長はじめ、10月の29日ですかね、早速、町とそれから県の熊毛支庁合同で現地を視察を行ったということも聞いてます。

また、議会も11月21日の全員協議会の後、現地視察をしております。議会では全員一致で国・県に対して意見書を送ろうとの結論を出しております。行政・議会が住民からの要望に素早く対応してくださったことは私も町民の1人としてですね大変ありがたく思っているところでございます。

門倉岬については要望書にもありましたように、当時の濱田藤太郎町長がですね、門倉岬からその東側に広がる、前之浜の自然を後世に残すため、昭和47年3月30日に南種子町指定文化財（名勝）として、門倉・前之浜自然公園に指定しております。これは当時の議事録を引っ張り出してみますとですね、非常に工業化の波が押し寄せていると、前之浜のこの自然、この美しい門倉岬からの自然を工業地帯にしているのかというそういう発想から、濱田藤太郎町長は、これは後世に残さないかんのだということで、自然公園に指定したという、いきさつが書いてありました。

この門倉岬の鉄砲伝来の地としての認識は皆さんお持ちなんですけども、この鉄

砲が、日本の歴史を大きく変えて、歴史に大きな影響をもたらしたという事実についてですね、あまりにもこの過小評価されているのではないかと私は感じているところですよ。

このような歴史に大きな影響をもたらした鉄砲伝来の地がこのまま放置すれば、崖の崩落を繰り返しやがては岬全体がなくなる恐れもありますが、今後議会と共に、国や県に対して要望書を、要望活動を行っていくこと、町長の考えを聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ご質問にお答えをいたします。

この門倉岬の崖崩れ崩落対策についてでありますけれども、これまで鹿児島県と検討会、そしてそういったものを以前から実施をしております。そして専門家による現地調査を行っていただいて崩落の原因は、雨水の浸透ではというようなことのもありまして、これまで鹿児島県の地域振興事業を活用して排水工事などの対策も行ってきたところであります。

しかしながら、その後も崩落は続いておまして、本年10月の14日付で西之地区公民館より門倉岬のこの崖崩れ防止対策を求める要望書というものが提出をされました。

町としては、本町単独でこの崩壊の防止対策を実施するというのは、非常に、これはもう高さもありまして、厳しいなというふうに思いましたので、地元選出の県議会議員にもご相談をいたしました。そうしたところ10月の29日に県、そして熊毛支庁、本課の方からもあったと思っておりますけれども、協議、そして現地視察の場が設けられたようであります。

その際、これまでも国・県の補助制度の活用を検討も行っていただいておりますが、再度、国・県の補助制度の活用について検討もお願いをしたところであります。

その後、11月7日には熊毛支庁より回答があり、県が事業主体での対策実施は土木・林務どの分野においても、これはもう該当する事業がないと不可能だというような話があったようであります。

町が事業主体での対策実施しか可能性はないとの話を私も伺いました。その場合でも、抜本的な対策を行うには、「緊急自然災害防止対策事業債」というのがありますが、これをお金を借りて町がやるというそういう事業実施しかないとのことであります。

こういうことも踏まえて、11月27日に地元選出の国会議員森山先生のところへちょっとまた他の案件もありましたので、行きまして、以前から先生にはこのこと

はもう申し上げておりました。

森山先生もしっかりと頭の中にこれが入っておられますけれども、こういう対応は、1市町村でとてもじゃないけどできませんということを私も申し上げております。もう何か先生対策、そしてまたそういう制度が使えるものがないかということ先生にもご相談をしている状況であります。それちょっと待ってくださいということで先生も砂防協会の会長でもありますし、いろんなどこちょっと調べていただけるようであります。

そして、先ほども申し上げましたが地方債を活用したとしても、ざっくり今担当課長に言っていますけれども、いろんな工法があると思いますが、下からずっとそういう対策をやってきた場合においてもですね、工法によってだいぶまた違うんだろうと思いますが、今3億以上の金を云々という話も聞いてますので、そういうものを町が一気に1つの事業だけで借りてやるというのは、ちょっと私は他の事業の関係もありますし、これはやっぱり鹿児島県も一緒にやっぱり考えてもらえないと困ると思っております。

それで、この自然災害防止対策事業債についても、これ町でやるというよりも県も事業と一緒にやって事業主体でやって、町の方も借りますけど県も借りるような方策でないと、これを全部押し付けてやるような、やり方というのはどうも私も理解できないところであって、先ほどからありましたようにこの鉄砲伝来の地は、これはもう日本の文化価値としても本当に重要なところだと思います。

そして、どうもこの県あたりがそこら辺の認識が薄いのではないかというふうに思っております、そのためにはそこも県の事業でこれまでも整備をしてきたわけですから、あとはそれをもう町に移管をしたら終わりだというような、そういう考え方が私はちょっと違うんじゃないかというふうに思っています。

そして、先ほどからも同僚議員にも質問も出てますが、この宇宙開発についても、ロケットに関してもそうですけれども、鹿児島の場合はどうもここら辺の2ヶ所、宇宙センターもありますけれども、報道も含めて、本当に関東とかそういう都市部からすると、認識が薄い感じがいたしております。

今度の宇宙芸術祭についても、これはもう日本を代表するそういう博物館が、今回展示もしていただけるということになりましたけども大変なことなんです。そういうものについてもご報告は今からしますけれども、併せてこの鉄砲伝来のうちの重要性、こういうものもこれから話をしていきたいと思いますが、この認識をどうしても県考えていただければならないので、私としては、これからも国会議員の先生も含めて、要望をしっかりやっていきたいと思っております。ぜひ議会の皆様方にもご協力をお願いしたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） はい。私も町長の考えと全く一緒でございます。

南種子町というのはですね、過去と現在と未来が、この3つが融合した町だと考えています。鉄砲の伝わったということですね、日本の歴史はものすごく大きく変わっています。昔の竹槍からですね、青銅器になって鉄筋になって、そして鉄砲に変わって、この時代が大きく変わった。これをですね、もっと国や県というのは、重要な文化遺産としてですね、認めるべきじゃないのかなと私はもう常々そんな思っています。特に南種子の人たちはですね、鉄砲伝来にしてもロケットにしても、物心ついたときからですね、もうそこにあるんですよ。だから、そんなものかと。そんなぐらいの認識しかないんじゃないかなあと。

だからもっとこれを我々は日本の国に広めていく、南種子が歴史の先端を走ってるんだというのをですね、もうちょっとアピールしてもいいんじゃないかなあというふうに思っております。

そのようなことからですね、教育長にお伺いいたします。

私は、先ほどからこの鉄砲伝来により、日本の国の歴史の変革に大きな影響を与えたというこの認識についてですね、国民の知名度においてもあまりにも過小評価されているのではないかとということで、今、私見を述べましたけども、特に鉄砲はですね、戦国時代に、織田信長が部隊の体系として鉄砲を活用し、そして豊臣秀吉徳川家康へと繋がり、徳川約300年、260年の歴史、これに平和な日本を築いてきたわけです。それから明治維新から現在に至っておりますけども、これを考えた場合にですね、鉄砲の果たした役割というのは非常に日本の歴史には重要なものだと考えております。

話は変わりますけども、NHKの大河ドラマを見ますとですね、よく戦国時代の人物を中心に当てた物語が登場します。だけど、この鉄砲づくり、この鉄砲が伝わったというここに重点を当てた大河ドラマというのもあってもいいんじゃないかなあと。NHKにもそういう要望もしたいんですよ。もっとこの鉄砲というのを広めてもらいたいというそういう思いからなんですけども、教育長の立場からですね、この鉄砲の伝来によってもたらされた日本の変革文化について、学校教育でもですね、この南種子町の門倉岬を舞台に当てた教育をもっと地元の子どもたちにして欲しいなど。

そして地元の子供たちに、南種子は日本の歴史の先端を走った地なんだなという誇りを持ってもらいたいというのが一つであります。

またですね、私先ほどから日本の歴史文化に影響を与えたということをおっしゃるんですけども、この国への要望でですね、もっと文部科学省はあたりにもですね、

この文化或いは歴史的遺産として門倉岬の重要性を説いてですね、そこら辺にも働きかけたらどうかという考えを持っております。

今度12月議会で、議会の方では意見書を国・県に対して、出すということで決まっておりますけども、この中に文部科学省あたりにも出してもいいんじゃないかなあと、これ私の個人的な考えなんですけども、持っております。

教育長にですね、この鉄砲伝来の地としての門倉岬の重要性について、教育長の立場からですね、思うところがあったら述べてもらいたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 ご質問にお答えしたいと思います。

学校の歴史で学ぶ鉄砲伝来というのは、ここ門倉岬前之浜を抜きにしてですね、発することはできない重要な場所であります。

そして南種子だけでなく日本の歴史を先ほども申し上げたように、重要な学ぶ場所であって、重要な名勝地であるわけです。異国船からは「その音、雷の如し」と言われるほどの火縄銃の轟音が響いたという記録もあり、そうした歴史の舞台となった景観を一望できる門倉岬は、後世に伝えなければならない大切な景勝地であるというふうに考えております。

そして、その鉄砲伝来がどのようにして進められて、作られて、そして全国に広がったかといったようなことにつきましては、副読本南種子町で、それは詳しく書いてあるので、ここにいる教師や子どもたちは、それはよく学ぶことができます。なので、あまり心配は必要ないと思っているのですが、全国的にはですね、どのような基準になるかということ、教科書が国家基準になっているがゆえに、社会は人々の営みとか、人々の知恵とか言う人物に焦点を当てた歴史学習をするということが基本にはなっております。

しかしながら、地名とかそういうものがわからないことには、その理解することができないので、小学校4年生ごろまでには県レベルを学ばなければならない。小学校5年生ぐらいには県庁所在地も全部知らなければならないというふうにして、なっておりますね、種子島という言葉でしか小学校では入れられておりません。

中学校では、種子島というふうになって、そこに南種子の絵が載ったりもしております。ということはですね、南種子の門倉岬でとか、前之浜海岸でとか、織部之丞がとかというようなことはですね、私、県の義務教育課長が文科省から来たときに、そういうことについて入れることはできないのかっていうことを質問したことがあります。

そしたら、それは国家基準ですべての土地とかいろんなもののバランスがあるんで、それに基づいてやっているんだということでしたが、ですけれども、長崎の平

戸とかペリーでやった下田とかですね、そういうところがここ詳しくなるわけであって、やはり町長が最後におっしゃったように、県がですね、やっぱり重要な場所なんだと、県が県教育委員会、門倉岬やら、そこでできた西之表とか若狭のこととか、織部之丞のことなどを詳しく県が国に申すことによって国家基準の教科書がまたできるんだらうなと思ってるんです。

ですから、私は県にもう少し南種子の鉄砲伝来の重要性ということについて、私なりに今後訴えて、さらに訴えていって、そして全国的な地名を獲得していくような働きになればなというふうに思っているところであります。

この子供たちについては詳しい勉強をしているということは、副読本南種子でおわかりいただけるのではないかとこのように考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 非常に積極的な考えをお持ちで、私も安心いたしました。よろしくお願いします。

やはり先ほど町長の方から県の方も非常に私に言わしたら県の方がいまいち動きが鈍いのかなというふうに感じた、町長の答弁を聞いていてですね、感じたところなんですけども、できることになったら教育委員会の方からもですね、県の教育委員会に働きかけて、教育委員会の方からも行政の方に重要な場所なんだというのを働きかけてもらって、そして国からどうにかお金を引き出してもらおうと、あれとても町単独の事業では無理ですよ。大掛かりな工事になると思います。

もうそこは十分理解しておりますんで、どうかこの門倉岬の鉄砲伝来というのは、いわば南種子町のロケットと並んで重要な地なんだということをもう少し日本全国に発信してもらいたいと考えております。

次の質問に入ります。

3番目にですね、飼料・肥料の価格高騰に対する補助ということで、南種子町は、コロナが発生して、そして物価高が来て、再編交付金がおりのようになったとこういう流れの中でいち早く、農家に対してこの飼料とか肥料の差額分の補助をしましょうということで、毎年6,000万ぐらいですかね、予算を組んで、実施しております。

それが今年度で終了と、最初のあれから今年度で一応一区切りをつけるということで、決算審査でも伺ったところなんですけども、これはあくまでも私の私見を述べさせてもらえばですね。事業というのは、本当は、南種子独自でやるんじゃなくて国なんかもうちょっと力を入れてやるべき事業だったんですよ。

だけど、町長の方でもう国・県の支援を待っても始まらんと。ということで、貴重な再編交付金からこれに充てたということで、これは非常に私はいいい政策かな

あと思っております。

それですね、今年と今年度で終わりということなんですけども、国においては、石破政権から高市政権に今回変わりました、高市政権でも物価高騰に対する抑止、これを掲げてですね今いろいろ取り組んでいる。ところなんですよね。

だけど、今の状況では、飼料とか肥料の値段が下がったかという、全然下がってないと思うんです。

ほんで先ほども言いましたようにこういうのは国が力を入れてやって欲しいんですけども、それを待てない状況にあるわけですので、この再編交付金がおきて、お金がある時期はですね、あと1年ぐらいもうちょっとこの物価高騰の状況を見て、中止にするか、延長するか決めて欲しいなという、これはあくまでも、財源について詳しいわけじゃありませんので、ただ私が感じたところですね、町長に提案という形であと1年延長したらどうですかと、物価の傾向を見てから決めたらどうですかということ、提案したいと思っておりますけども、町長どうでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

世界的な原材料価格の高騰に伴う肥料・飼料価格の上昇が、農家経営に深刻な影響を与えていることから、本町では令和5年10月に肥料・飼料価格高騰対策事業を創設をいたしました。

そして、令和6年度までの時限措置として実施をして参りました。これは再編交付金の事業計画の中で、当時は2年間ということで一応許可をいただいたところでした。

しかし、この6年度までの時限措置として実施をしたんですけれどもその後多くの生産者の皆様から、引き続き支援が必要と強い要望もありました。

町としても必要性を判断をして本年度まで1年間延長したところであります。本町の補助金交付に関する基本的な考え方について申し上げますと、本町の単独で行う補助金については、原則として最長で3年間をめどに期限を区切って実施をする時限措置というものを基本方針とするんだということで、私は申し上げております。あらゆる補助金そういう制度をやっておりますけど、まずしかしながら、その中でその状況については判断をしながらやりますけれども、基本はそういうことでありましてその上で、補助事業の効果、必要性、財政の状況、国・県による関連施策があるのかどうかそういう動向などを総合的に勘案をして、必要がある場合については延長や継続を判断することもあるという考え方で運用しておりますので、そこについてはそのようにご理解をいただきたいと思います。

ご質問の事業が今年度で終了するがという今後どう考えているかについてであり

ますけれども、そういう基本的なことを私が申し上げているので、3年で今年で終わるんだとか、そういうふうに皆さんいろいろお話が出るんだろうというふうに思います。

今後については、これから令和8年度の当初予算の編成作業に入るわけでありますので、その中で生産者の実情や、現在の現状、そしてまた本町の補助金の基本方針などを踏まえて、適切な支援のあり方を判断をしなければならないと思っております。

いろいろご意見は賜りましたので、そこはしっかりと情報分析をしたいと思っております。そして、また、この肥料飼料価格の動向は農家経営にも直結する重要な問題でありますけれども、先ほど議員からもありましたが、私も本来これは国・県が対策を講じるべきことだというふうに思っております。

しかしながら、これまで国・県がこれをコロナ化後について対策を打ってきておりませんので、ここをこのまま放置をしておくで農家の皆さんがとてもこれはもう体力がもたないということで、私どもはこれを独自でやったわけであります。西之表が遅れて今年度から今実施をしております。中種子が来年度ちょっと検討に入ったような話はちょっと伺っております。本来であればやるときに何かしら全島でしっかりとそういう取り組みを一緒に方向を出して、そして国・県に対してもですね、要望は要望でやらなければいけなかったんだろうというふうに思います。

状況としてはそういう状況であります。現在のところ、国・県からの肥料飼料に関する支援はありませんので、この事業を今後どう考えるかということでもありますので、ここについては来週、熊毛支庁との今度は行政懇話会が計画をされております。担当課長にも申し上げていますが、このことについては強くまた支庁、県の方にも要請はしなければいけないと思っておりますので、これは本当に全県的に考えていただかなければ、令和5年と比較をしてもですね、肥料の方についてはもう120-130%のこの伸びでありますので、飼料がちょっと今下がってます。ただ令和3年とかそういうところで比較をすると、それでも上がってる状態でありますから、これは本当は国・県にもう少し要請をしっかりとやって、対策をしっかりとやっていたくということを我々は合わせてやっていきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 非常に難しい財源の問題ですので、非常に難しいことだろうと思います。そしてまた、いろんな意見もあると思います。農家だけなんぞという考えもあるでしょうし、またもうちょっと我々の給料が上がるような政策もして欲しいという意見もあるでしょうけども、南種子はやはり私もですね、オオギ・カライモと稲でコシヒカリでここまで大きくさしてもらいました。やはり、南種子は農

家を中心とした町ですので、農家が立ち行かなくなれば、本当、南種子も大変なことになるという思いでありますので、ぜひ町長のまた県への働きかけ、そういうのもお願いしたいと思って、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、濱田一徳議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後 1 時10分からとします。

---

休憩 午前 1 1 時 5 9 分

再開 午後 0 1 時 0 8 分

---

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、平島 強議員。

[平島 強議員登壇]

○3 番（平島 強議員） のる一と南種子を利用している町民、特に高齢者の方は多く利用しているようです。私も何回か利用しました。運転手さんも非常に親切で良い空間を体験しました。

それでは、一般質問に入ります。商店街の活性化について質問いたします。

商工会と連携して、町内に名店街総合的なショッピングセンターの新設について、町長はどのようなお考えでしょうか。

町長お願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 平島議員のご質問にお答えをいたします。

このショッピングセンター等の誘致につきましては、以前、そしてまた、本年第 3 回定例会の一般質問でも、同様の内容が取り上げられておりまして、答弁をさせていただいております。

これまで申し上げますと、平成 29 年には、前町長時代に株式会社サムズより町内での出店についての要望書が提出をされ、検討を行いました。町民に対するアンケートの結果や、地元商店街への影響も踏まえ、その当時は、町が主導をして、誘致を行うことはなく、商工会等と十分協議を行っていく必要があると判断をしていたという経緯があるようでございます。

現在においては、昨年、一部議員の方からもいろいろ情報もいただきましたが、ドラッグストアの本町への進出について、そういうお話も一部ありましたので、その企業とも協議を行って参りました。

しかしながら大変前向きなようでありましたけれども、現在いろいろとやっぱり建設コストの高騰、そういった関係した採算面の課題もあり、合意には至らなかったところがございます。

また今年度、別の企業へも働きかけを、町として行っておりますが、この企業については非常に前向きではありますけれども、他の地域での進出の方がもういくつか話があるようございまして、私どもの方の検討を開始していただけるのが、およそ3年から5年そういう後になるのではないかというような話もあるところございまして、なかなか今すぐにこの課題が着手してできるような状況にはないようございまして。

しかしながらこういうふうに真剣にお話を聞いて前向きにとらえている企業もございまして、これについては継続をした働きかけなどが今後必要ではないかと感じているところがございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 平島 強議員。

○3番（平島 強議員） 町内にはですね、肌着や作業服を購入することもできません。高齢者は特にですね、友人に頼んで中種子や西之表まで、ガソリン代をですね払っていかなければなりません。ぜひ町内にですね、その名店街、町内の中の商店街の方々と一緒にですね、入れてショッピングセンター、或いはですね、先ほど町長が言ってらっしゃいましたように、業者を誘致して、ぜひですね、新設の検討の方をよろしくお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お気持ちは十分にわかるんですけれども、大型のショッピングセンターというような類でそれをやるということになると、これは商工会との連携は、やっぱりやらなければならないと思います。

そして、またそういう町内でしっかりと全体でまとまって、そういうものをしっかり組織としてやっていくのかどうかそれは、一部の事業者だけでまた町だけではできませんので、商工会がそういうお考えがあるのかどうか以前もそういう話があったということは私ももう以前からそういう話を伺っております。

Aコープがここに進出するときもそのような話は商店街でもいろいろあったんだろうというふうに伺っておりますが、なかなかそこら辺がうまくいかないと、これは町だけで、またそういう大型ショッピングセンターみたいなものも誘致をしてここでやるというのは、やっぱりなかなか企業は、企業での採算面の問題だっているなものがおりますので、それは簡単にいかないだろうというふうに思います。

日用品の販売店、そして、またドラッグストアの大型店舗の誘致は、今行っておりますけれども非常に厳しい面がありますが、先ほど申し上げましたように、そこを

ご理解をいただいて、県内、そしてまた、今全国的にも新たにシェアを広げているところもございます。

そういうところが、前向きなとらえ方をしているところもありますので、これは今後商工会とも連携しながら、それがいつの時点でできてくるのか本当にそれをお引き受けいただけるのかどうか、そこは、しっかりと継続をしながらやっぱりそういう情報を共有しながら進めなければならないというふうに思っております。非常に難しいところではありますが、今後もこの地域課題解決には、商工会とも協議をしながら取り組んで参りたいと思います。

そして今やれることは、商工会の方でも飲食店も含めて、やっぱりその高齢者が行きやすい、そういうまちづくり、商店街づくりについても取り組んでいただいておりますので、そのために、やっぱり普段の買い物についても、高齢者がやっぱり買い物にも行ける、そして温泉センターそして病院、そういうところにも通いやすい交通体系ということで、AIオンデマンドのるーともスタートしたわけでもありますので、ここについては、お礼のお手紙もいただいておりますけれども、さらにどういうふうな形が一番、最終的に皆さんが望むものになるのかということについては、十分に調査をしながらですね、町民の皆さんが望む形になるようなことで、まずはそういうところでも今の商工会との連携をしっかりとやっていきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 平畠 強議員。

○3番（平畠 強議員） 町長の質問はですね、よく理解をいたしました。

ぜひ町長、実現できるようによろしくお願いします。

では、次の質問に入ります。

空き家対策について、近年、日本の各地で空き家問題が深刻化しております。

本町の空き家件数について、町長にお伺いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ご質問にお答えをいたします。本町の空き家件数についてであります。令和元年度に各集落公民館長をお願いをして「空き家調査」を行ってきております。本町においては、この空き家問題が深刻化しているというそういうことではないというふうに思っております。逆に、私どもの町においては住宅が不足している状況であります。

そして、これまで空き家についても把握できて、そしてご協力いただけるところについては、国の事業を入れるなり、そういうところで改修をしながらやって参りました。

そして、現在、町として把握をしている空き家については、空き家バンクに登録

をしていただいている物件でございますが、10月末時点で賃貸と売却で重複する物件はございますが、この賃貸物件が133件、売却物件が16件となっているということでございます。

先月の公民館長と語る会においてもご意見がありました。宇宙留学終了後の移住者等の住居確保も喫緊の課題となっておりますので、再度、公民館にもご協力をいただき、空き家調査を実施したいというふうに考えているところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 平島 強議員。

○3番（平島 強議員） 地権者等ですね、町長、関係もあると思いますが、私の集落ではですね、世帯が16件ありまして、9件が空き家になっています。

空き家の改修工事については、移住・定住促進補助がありますが、その補助率をもうちょっとアップしていただいて、そのことによりですね、宇宙留学生やIターンの方々の方々の定住促進になると思いますので、町長の考えをお伺いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

令和元年度に「移住定住促進補助」制度を設けております。そして改修費用等に助成を行ってきており、これまでの実績としましては、新築15件、改修62件、中古購入7件、家財処分4件の計88件について助成を行ってきております。

補助率・限度額をアップすることで、空き家の解消につながり、移住定住促進につながるのではないかとのことではありますが、これまで町に対して助成額が低いいため改修等が行えず、空き家のままにしているという情報はきておりません。空き家のままとなっている理由は、私どもの状況把握の中においては、別に存在するものであると考えております。

簡単に申し上げますとご相談をした物件はかなりありますけれども、平山にも先ほど9件あるということでしたから、なかなかこの空き家の改修、そしてまたそういうあれやっただけないところについては、ご家族が帰ってくるとか、それで帰ってきたところに住む住宅がないんだとか、そういう理由が一番私は多いというふうに報告を受けております。

そういうことから先ほど説明した今後の空き家調査の中で、そういった件も含めて、空き家対策につなげられるのかどうか、そして理由がその他にもあって議員から言われるような、補助率アップでそういう効果生まれるのかどうかについてはですね、十分部内においても調査検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 平島 強議員。

○3番（平島 強議員） 町長の言ってらっしゃることはよく理解いたしました。

今後ともですね、その空き家ですね改修工事の方、よろしく願いいたします。

それでは次の質問に入ります。

終活相談について、町民出身の方々の墓じまい、遺産問題などの相談について、行政として可能か、お伺いをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 平島議員のご質問にお答えいたします。

終活全般については、生前整理や相続、永代供養、墓じまいなど、多岐にわたる分野が含まれております。その過程で法的判断を伴う場合もございます。このため行政職員が、個別の案件に踏み込んで助言を行うということには、一定の制約があるものでございます。したがって、行政としてこれらの相談コーナーを設置をするということはなかなか非常に厳しいというふうに判断をいたしております。

本町におきましては、福祉事務所窓口において、生活相談や福祉相談の一環として制度のご案内や一般的な情報提供を行うことは可能でございます。

しかしながら、相続に関する事項など、法的判断や専門的な助言を要する内容につきましては、行政として直接お答えをすることはできないため、司法書士・弁護士、または墓地管理者など、適切な専門機関へのご相談をご案内をする形になるかと思っております。

また、本町出身の方々の「墓じまい」につきましては、「墓地、埋葬等に関する法律」により市町村長の許可を必要とするようになっております。くらし保健課環境衛生係で手続きを行っておりますので、必要があれば、そちらの方にご相談をいただきたいと思います。

今後とも、住民の皆さまの不安が少しでも軽減されるよう、引き続き必要に応じて関係機関と連携をしながら相談支援に努めて参りたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 平島 強議員。

○3番（平島 強議員） 町長のですね、説明はよく理解いたしました。

これからもっと、もっとですね、孫や、子どもたちがですね、子どもや孫たちが町内には帰ってこない方もいますので、将来的にですね行政の方で相談所をですね設けて検討していただければどうかと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

[議長、1分間の休憩を求めます。という声あり。]

○議長（塩釜俊朗議員） それでは暫時休憩します。

————— . ——— . —————  
休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分  
————— . ——— . —————

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。これで、平島 強議員の質問を終わります。

一般質問を続けます。

次に、野首久教議員。

[野首久教議員登壇]

○2番（野首久教議員） 早速一般質問に入らせていただきます。

馬毛島先遣隊新設記念行事の懇親会についてですが、10月26日、馬毛島先遣隊新設記念行事として、種子島3市町の首長や職員、議員、各種団体の関係者などが参加した懇親会が西之表市のホテルで開催されております。

この懇親会が開催された翌日27日と翌々日28日に南日本新聞に、会費の支払いの件に関する記事が掲載されておりました。

この記事の中で、3市町の会費支払いの対応がそれぞれ違っていることに疑問を持ちました。

この件に関しては、町民の中にも私と同様に、少なからず疑問を抱いた方もいらっしゃるのではと察するところです。

10月27日の南日本新聞には「空自、首長らと懇親会 馬毛島先遣隊 発足祝い 無料招待」のタイトルで、一部分の抜粋ではありますが、次のような記事が掲載されておりました。

空自に馬毛島先遣隊が今春発足したことを記念する懇親会が26日、同市のホテルであった。西部航空警戒管制団が主催。無料招待として、種子島の3市町の首長や職員、議員、各種団体の関係者など約60人、自衛隊側と合わせて約90人が出席した。

同団によると、懇親会は「先遣隊新設記念行事」で「地元代表者らと意見交換し、信頼関係を構築する場」と位置付けている。

会費の徴収はなく、同団司令部渉外室は「経費は全て自衛隊側が負担する」と説明しております。

西之表市幹部によると、一人当たりの飲食代は約6,000円。「接待と受け止められかねない」として、八板俊輔市長ら複数の市関係者分の実費を、事前に会場のホテルに支払ったという。

中種子町の田淵川寿広町長は、「今後、自衛隊に実費を支払う」としている。

南種子町の小園裕康町長は、「無料招待だと確認している」と述べるにとどめた。

また、翌、10月28日の南日本新聞には、「空自懇親会 中種子、実費支払う 南種子も支払う方向」のタイトルで、会費支払いに関しての一部分の抜粋ですが、次のような記事が掲載されておりました。

中種子町は、田淵川寿広町長と職員の時7人が出席。それぞれ会費分を個人負担すると事前に決めており、27日に収めた。小園裕康町長ら5人が出席した南種子町は、27日、実費を支払うことを決め、同団と協議している。

西之表市は八板俊輔市長と職員の時6人分を25日に、それぞれの私費でホテルに支払った。と記載されていました。会費の支払いに関しては、西之表市は、市長と職員の時6人分を25日に私費で支払った。中種子町は町長と職員の時7人分を27日に個人負担で支払った。南種子町は、町長ら5人分を27日に実費を支払うことを決め協議している、という状況です。

3市町の会費支払いの対応がそれぞれ違うことについて、南日本新聞の記事内容からうかがえる南種子町の対応について確認をしたく、質問を行います。

まず、航空自衛隊からの案内はどのような内容だったのか、説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 野首議員のご質問にお答えいたします。

これは懇親会というよりも今回の記念行事についてでありまして、この記念行事につきましても、主催者である航空自衛隊春日基地、西部航空警戒管制団から、「馬毛島先遣隊新設記念行事として、地元の3市町の首長や職員等を無料で招待する」との案内を受けております。

本町といたしましては、招待の通知を受けた時点で、会費の有無について主催者へ再度照会をいたしております。明確にその時点で「会費徴収は行わない」との回答を得ております。

また、行事そのものは、航空自衛隊春日基地が主催をする公式行事であり、地元自治体等との意見交換や連携の場として位置付けられていることから、主催者側が必要な経費を負担するとの説明を受けたところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 新聞記事には、「無料招待」や「経費はすべて自衛隊側が負担する」との記載がある一方で、西之表市及び中種子町が、事前に個人負担を決めていた旨が報じられております。

これらの報道のみを読むと、南種子町の判断経過が十分に伝わらず、他市町と異なった対応を取ったようにも、受けとめられかねませんが、南種子町としては招待段階において主催者と必要な協議を行わなかった、ということなののでしょうか。

むしろ、主催者が「無料・主催者負担」と明確に案内している中で、西之表市や中種子町があえて個人負担としたことの方が、主催者意向との整合性の面で、疑問

が残ると考えますが、本町としてどのように認識しているのかを伺います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

本町におきましては、主催者から招待の案内を受けた段階で、会費徴収の有無や費用負担の取扱いについて確認を行っております。先ほど申し上げたとおりであります。

その際、主催者である西部航空警戒管制団からは、「今回の式典は無料招待であり、経費はすべて自衛隊側で負担をする」という明確な説明を受けたところでございました。

また、鹿児島県におかれましても、自衛隊からの同様の説明に基づき、熊毛支庁においては、当初、「費用負担の必要はない」との判断をしていたというふうに話を伺っております。

一方で、新聞掲載後、鹿児島県本庁の人事課及び総合政策課の判断により、県として最終的に私費負担へ切り替える対応を行ったとの情報も把握をいたしております。

このように、県内部でも判断が一度変わっていることからわかるとおり、今回の記念行事に関する費用負担の取扱いは、主催者の説明と自治体側の内部判断が必ずしも一致していなかった状況がうかがえるところでございます。

本町といたしましては、主催者から示された公式な案内内容に基づき、招待行事として適切に判断したものであり、個人負担を前提とするような性格のものではないと受けとめておるところであります。

これは、1市2町の市町村だけでなく、これに私どものところですべてのところはそうですけれども議長・副議長、そして国会議員、県議会議員その他の公的機関の関係者が招待を受けております。これは一部の行政側だけがそれを個別に支払ったからいいとかという問題ではない、というふうに私は思っております。

そしてまた、今回報道されておりますのは、これは自衛隊側に払ったのではなくて、ホテル側に支払いをしているということでありまして、ホテル側に払う義務は何もないのでありまして、根拠も何も示されておられません。

このことは、後もってしっかりと説明をしたいと思っておりますけれども、一方、新聞報道のとおり、西之表市・中種子町が事前に個人負担の方針を決定したことについては、何があるのかわかりませんが、あくまで両市長の内部判断によるものであり、主催者の案内内容と必ずしも一致するものとするものではないと認識をしております。

本町といたしましては、主催者の公式見解に基づいて対応しており、事前協議を怠ったとかそういうことではなく、事前に確認もいたしております。

むしろ主催者の説明内容に沿った、合理的かつ適正な判断を行ったものというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） はい、招待に対する町側の姿勢というのが示されて一安心をしたところであります。

主催者の意向に沿った対応をしたということが説明がありましたのでこの件についてはその旨が理解されたと私は認識をしております。

次の質問ですけれども、南種子町には各種団体や関係機関からイベントへの案内・招待が数多く寄せられているものと承知しております。それらの招待の中には、当初から会費が明示されているものもあれば、無料招待として案内されるものもあると考えます。

そこで、南種子町として、これまでどのような基準や考え方で会費の支払いの要否を判断してきたのか、具体的な例を具体例を挙げながら説明を求めたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

先ほど私は、個人負担を前提とする性格のものではないと申し上げましたが、これはあくまでもそれぞれの関係者が公的立場で呼ばれ公的立場で出席をしているということを申し添えておきたいと思えます。

本町においては、年間を通じて多くの団体や自治体から各種行事の案内、招待が届いておりますが、会費負担の要否については、主催者からの案内内容、行事の性質、公的立場での出席かどうかなどを踏まえて判断をしております。

具体例として、毎年10月に開催をしております大阪堺まつりなどがございます。これは議長も毎年案内を受けますが、この行事は鉄砲を通じて本町を含む種子島3市町と堺市が姉妹都市の関係にあることから、毎年公式招待を受け、本町を含む3市町としても恒例行事として出席をしているところであります。これはもう数十年ずっと続いていることとございます。

堺まつりの前日には、自治体関係者が集まるレセプションが開催をされ、種子島3市町をはじめ多くの自治体が毎年出席をしておりますが、このレセプションは主催者である堺観光コンベンション協会からの無料招待であり、本町も主催者の意向に沿い、会費負担を行わずに出席をして参りました。

また、他の出席自治体においても、今回の馬毛島先遣隊新設記念行事のように、独自の判断で会費を負担をしたという事例はこれまでありません。

加えて、11月14日に西之表市で開催をされました県医師会と熊毛地区医師会並

びに市町行政、各団体との懇談会というものが今年は行われました。これにつきましては、当初の案内通知では懇親会経費は無料とされていたところであります。

しかしながら、新聞報道を受けてかどうかは定かではありませんが、後日、主催者側から電話により4,500円の会費負担を求められたところでございます。

このように新聞報道後には、現在、案内の段階と後日の取り扱いが異なるケースも出てきており、主催者側の意向や事務連絡の変更に応じて対応が必要になることも出てきているようでございます。

本町としては今後も案内内容を丁寧に確認をし、主催者の位置付けや公的性格を踏まえた上で適切な対応を行って参りたいと考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） はい、具体例を挙げながらの説明については了解をいたしました。

最後になりますが、南種子町は今回の懇親会への支払いの件ですけれども、この支払いは最終的にどんな対応しているのでしょうか。また、今後のイベントへの会費支払いに対する町当局の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 野首議員のご質問にお答えをいたします。

今回の記念行事につきましては、本町としては当初主催者である航空自衛隊から無料招待及び経費は、すべて主催者側が負担するとの明確な説明を受けており、その内容について事前に再確認をした上で、公的立場で公式行事として出席をしたものであります。

その後、新聞報道を受け他市町が個人負担への判断を変更したことや、熊毛支庁においても当初は問題ないとしていたものの、鹿児島県本庁の指示により、後から私費支払い切り換えたとの情報が寄せられ対応に差異が生じたことから、本町としても、主催者に対して改めて確認を行ったところであります。

この協議の中で、主催者側からは、自治体から直接会費を受け取ることはできない。また、ホテル側へ支払いを行うよう求めることも行わないとの意向が改めて示されました。加えて本町としては、新聞報道後、あくまでも公費により主催者が必要な支払いを行うことができないか申し入れを行いました。主催者側からは、本件はあくまで無料招待であり、そのような対応は受けられないとの明確な回答があったところでございます。

また、ホテルが支払うものではないと考えているところであります。

このため本町としては、当初の説明とおおり、支払いをお受けいただくところがございませぬので、本件は、主催者が全額負担とする公式行事として無料の無料招待

であり、その取り扱いに従って出席をしたという判断を最終的に維持することといたしました。

これはあくまでも個人で負担をしたこの会費を納めたのは、西之表市と中種子町のみであって、他の公的立場の関係者についてはそのようなことをいたしておりませんから、それが正当なものであろうというふうに思います。

また、主催者側の案内内容を事前に確認し、その意向に沿って対応しており町としての過誤はなかったものと考えております。さらに、本件への対応については11月21日に弁護士相談を行っております。その結果、本町の対応は適切であり、法的にも全く問題はないとの意見をいただいております。むしろ私費で負担をさせることや、主催者でないホテル側へ直接支払いを行うことの方が、明確な根拠や理由を欠き、問題があるのではと考えるとの指摘も受けたところであります。

今後のイベントへの会費支払いにつきましては、主催者の案内内容、会費の有無、負担範囲、行事の位置付け、公式招待会か交流事業か公務として出席すべきか否かを、総合的に確認をし、これまで同様、公費負担の整理を明確にした上で、毎回適切な判断を行うことが重要であると考えております。

また、主催者側の意向が不明確な場合には必ず確認を行い、必要であれば出席を見送ることも検討するなど、公正性と透明性を確保し、町民の皆様にご理解いただけるような、丁寧な対応に努めて参りたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） ありがとうございます。

新聞には記載されていない経緯が聞いて本当によかったなと思っております。

懇親会については、南種子町は主催者側が全額負担する公式行事としての無料招待でその扱いに従って出席したという判断を最終的に維持しているということ、また今後のイベント会費支払いについての町当局の方向性もしっかり示されましたので、町民に理解される対応も今後ともよろしく願いいたします。以上について懇親会についての質問を終わりたいと思います。

次の質問に入ります。

スペースタウンのるーと南種子の運用についてですが、令和7年10月1日よりAI人工知能を活用したオンデマンド交通の本格運用が実施されております。これまでのコミュニティバスに比べ、移動時間が短縮されるなど、利用者ニーズに合った利便性の高い公共交通として地域に溶け込んだ運用がなされ、公立種子島病院、河内温泉、Aコープへの買い物等、自分で交通手段を持たない高齢者からは、とても便利になったと私も身近に住んでいる高齢者から喜びの声を聞き、とても良いサービスが提供されたなあと感じているところであります。

のる一と南種子は、10月から本格運用されていますが、10月、11月、2ヶ月間における利用者の実績についての質問です。

のる一とを利用する町民はある程度固定化されてくるものではと思われませんが、ひと月当たり何人が利用し、その延べ人数はどれくらいかについて説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

のる一と南種子については、令和7年4月から6ヶ月間の実証運行を行い、10月1日から本格運行に移行し、町内エリア車両を1台追加をして、4台での運行、運行時間も一部車両で17時までには延長し、運行を行っておるところであります。

町の方にも町民の方からのる一との運行に対するお礼の手紙が届いたり、直接喜びの声をお伺いをしており、今後も町民の利便性向上のために、運行方法等についてご協力をいただいている、運行事業者の皆様とも協議を行いながら、よりよい形の運行を目指して参りたいと考えております。

利用者数の詳細については企画課長から答弁をさせます。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 それでは私の方から答弁いたします。

町内エリアにつきましては、先ほど町長が説明したとおり、10月からは4台で運行しており、利用者の延べ人数につきましては、10月が692人、11月が592人となっております。利用者数につきましては、議員がおっしゃられるとおり、ある程度固定化されており、10月が121名、11月が94名となっているところです。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 延べ人数については10月が692人、11月が592人、固定化については10月が121人、11月が94人と報告がなされました。大体の延べ人数の1日平均は11月が590人、これを600人と換算すると約20人程度が乗るんだなというふうに見える数字だなと理解をいたしました。

誰も乗っていないコミュニティバスを見ると、考えさせるものがありましたけれども、ただいまの答弁では、1日平均20人程度が利用しているという計算になりますので、効率化されたなあと実感するところでもあります。

ほとんどの利用者が高齢者だと思われそうですが、70歳以上の利用者は、利用者の人数は何名程度かわかりますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 それでは、私の方から答弁させていただきます。

70歳以上の利用者についてですが、町内エリアにおいては、10月で延べ人数で531人、全体の77%が70歳以上の方の利用となっているところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） ありがとうございます。

77%が、70歳以上の利用者が77%ということで、やはり高齢者の利用者がほとんどを占めるのかなということが確認をされました。

現在の運用日ですが、空港エリアは、月曜日から日曜日までの週7日間、種子島空港便発着に合わせて、毎日の運行となっていますが、町内エリアは平日のみで、土曜日、日曜日、祝日は運休となっております。

空港エリアは、種子島空港発着便に合わせての毎日の運行なので問題はないと感じておりますが、町内エリアは平日のみの運行となっています。

現在、土曜日、日曜日、祝日に買い物や温泉に行くには、のる一と以外の交通手段を手配し対応しているわけですが、自分で交通手段を持たない町民、特に先ほどもありましたように高齢者が多かったですけども、特に高齢者にとっては、気軽に乗れるのる一が頼りであり、土曜日、日曜日、祝日の運行に期待しているという声を聞きます。特に、温泉には毎日行きたいという高齢者も多いようであります。町内エリアは、現在1台当たり8人乗りを予約は6人までとして、4台で運用しているようですが、1台だけでも、土曜日、日曜日、祝日に運行していただけないものなのか。町民が求めるニーズにこたえるためにも、住民福祉サービスの向上の一環として、土曜日、日曜日、祝日の運行の導入をお願いしたいと思います。

のる一との土曜日、日曜日、祝日の運行の導入について、町長の考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ご質問にお答えをいたします。

のる一との土・日・祝日の運行につきましては、このオンデマンド交通の検討を開始した際にも、運行事業者へ相談した経緯がございます。

しかし、全国共通の課題として運転手不足がある中で、土・日・祝日の運行は町内の運行事業者も対応できないとの回答があり、現在の運行形態となっているところであります。

町民が求めるニーズにこたえるため、土・日・祝日の運行は町としても希望したいところではありますが、現状では非常に厳しい状況であると考えております。

今後も運転手不足の解消など、運行事業者の関係者と様々な面から協議を行って参りたいと考えておるところでありますけれども、御理解、現状を御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 運転手不足の問題が大きいようですが、町当局の前向きな考えが聞けたのでうれしく思うところであります。

運行業者等の協議等を含め、土曜日、日曜日、祝日の運行に向けて引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、最後の質問に入りますが、安全安心なまちづくりについてということで、町広報紙、11月号の折り込みの中に種子島地区防犯協会が発行しているよらーいきという、地域安全ニュースに目が留まりました。

令和7年全国防犯栄誉銅章受賞おめでとうございますと題して、西之表地区地域安全モニターの方が、全国防犯栄誉銅章を受賞されたとの記事でした。

表彰の理由は、長年犯罪のない住みやすいまちづくりのための青パト巡回パトロール（下校時見守り活動）や地域安全活動などに寄与したものです。

見えない地道な活動ですが、今後もお元気で日本一安全で安心な種子島のまちづくりにご協力をお願いいたしますと結んでおりました。

犯罪のない安全で安心な暮らしが理想ではありますが、現実はなかなかそうではありません。

私の地域でも前年には、トラクターで耕運した畑に石が投げ込まれたり、サトウキビの収穫時期に、ハーベスターで刈り取る畝に数個の石が置かれ、その中には抱きかかえなければ持ち運べないほどの石が置かれていた事象もありました。

また、環境保全会で横峯地区の農道払いをしていたところ、10数個のビールの空き缶が数メートル毎に、道路沿いの草むらに投げ捨てられていたこともありました。これにはさすがに驚いたと同時にひどいなと思ったので、南種子交番に情報提供を行いました。

空き缶のポイ捨ての事象は、同僚議員からも9月に開催された定例会の一般質問の冒頭にお知らせしたいことがありますと前置きし、年3回のクリーン作戦で道路を払うたびに毎回コーヒーやビールの空き缶が投げ込まれており、とても嘆かわしいことだと憤慨されていたことを思い出します。空き缶のポイ捨ては、法律違反です。町内の各所で、空き缶の不法投棄という犯罪が平然と行われているということになります。

これらを抑制するために、町内いたるところにゴミ捨て禁止の看板が設置されているのを目にしますが、横峯地区においては、環境保全会でゴミ捨て禁止の看板を立てているすぐ隣に、石膏ボードらしき産業廃棄物が捨てられていました。本当にあいた口がふさがらないとは、このことだと思ひ知らされました。

南種子町安全安心まちづくり条例が平成17年10月から施行され、本町にも青パ

ト隊が発足され、活動していたことを記憶していますが、当時の青パト隊発足に尽力された関係者から、以前、青パト隊が発足し、活動していた時期もあったが、現在は、自然消滅してしまったと聞かされました。町内において、現在、防犯活動をしている組織や団体はどのような活動をしているのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 野首議員のご質問にお答えをいたします。

本町における防犯活動につきましては、現在、種子島地区防犯協会をはじめ、南種子町防犯組合、南種子町衛生自治会や各地域の環境保全会、鹿児島県警察から講習許可を受けております青色防犯パトロール隊など、多くの皆様のご協力により、取り組みが進められております。

具体的には、青色回転灯パトロール車を活用した巡回パトロール、通学路や下校時の見守り活動、防犯広報の実施、地域イベント等での啓発活動、不法投棄防止に向けた監視活動や情報提供など、地域の皆様の自主的な取り組みを基礎として、種子島警察署との連携のもとで実施をされているところでございます。

また、議員ご紹介のとおり、種子島地区防犯協会に所属する地域安全モニターの皆様には長年にわたり、犯罪防止活動に取り組んでいただいております。全国的にも表彰を受けるなど、その功績は大変大きなものと認識をしているところでございます。

地域の安全は、行政だけで守れるものではなく、地域の皆様の見守りと連帯によって支えられており、日頃の地道な活動に心から感謝を申し上げます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） ただいま答弁をいただきましたその活動はボランティアですか、また、その活動に対する報酬はあるのですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 ご質問にお答えをいたします。

現在、行われている地域の防犯活動につきましては、基本的にはボランティアによる無償の活動となっているところでございます。

一部の活動においては、種子島地区防犯協会や関係団体が実施をする事業の中で活動費の補助や啓発物品の支給が行われる場合もございますが、一般に報酬といえる継続的な給与や手当が支給されているというわけではないというふうに認識をしているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） ありがとうございます。

安全安心なまちづくりについて、ポイ捨ての不法投棄を一つの例にして話をして

いるわけですが、ゴミ捨て禁止の看板は、ほとんどの人にとっては看板を目にしたことで、抑制力が発揮されているものと思っていますが、ゴミを捨てようと車にゴミを積んで不法投棄する人にとっては、ゴミ捨て禁止の看板は人形のような存在にしか映っておらず、効力がないように感じられます。

当然、犯罪は不法投棄に限らず、空き巣、窃盗、万引き、車上ねらい、詐欺、暴行、傷害、不審者による声かけ等多岐にわたります。犯罪抑止のためには、青パト隊等の資格効力を発揮するパトロールの重要性と必要性を感じております。

当然、警察はパトロールを実施し、犯罪抑止等犯人検挙に、随時努められておられることも十分承知しておりますが、限界があることも事実だと認識しております。

南種子町安全安心まちづくり条例の第8条に、推進体制の整備として町は生活の安全安心に対する施策の推進のため必要な体制を整備するものとする書かれております。そこで、必要な体制を整備するものの一つとして、防犯指導員の設置を提案いたします。

防犯指導員の設置については、平成27年9月定例会の一般質問で提案されているようですが、現在のところ防犯指導員は設置されていないようであります。防犯指導員をインターネットで検索すると、防犯指導員とは地域の防犯活動を推進するため、自治会や町内会などから推薦され、警察署長や自治体から委嘱された地域住民のことを指すと出てきます。

地域住民の皆さん一人一人が自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るといった意識と地域の結束力が、防犯力の向上に繋がり、犯罪の抑止に効果をもたらすものと思います。防犯指導員はそのリーダー的な存在として果たす役割は大きいと考えます。

各地区に防犯指導員を設置することについて、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 野首議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご提案の防犯指導員制度は、地域の安全意識を高め、防犯力を強化する上で一定の効果が期待できる制度であると考えております。

しかしながら、制度を新たに設けるためには、委嘱基準の設定、研修体制活動内容や責任範囲の明確化、保障や支援体制など多岐にわたる整備が必要となります。

本町におきましては、すでに南種子町防犯組合をはじめ、地域安全モニター環境保全会、各種団体が防犯活動を担っている状況にあり、これらの既存組織をどのように支援し、継続強化していくかが重要であると考えております。

また、近年は、地域の担い手不足や高齢化により、新たな制度を設置し、継続的な活動を担う人材を確保できるかどうか、慎重な検討が必要であると思います。

以上のことから、現時点で新たに防犯指導員制度を設置することは、体制整備運用面から見ても厳しいと難しいと考えております。

まずは、既存の防犯組合や地域安全モニターの活動を支援をし、地域の皆様とともに犯罪抑止の実効性を高める取り組みを引き続き進めて参りたいと考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 防犯指導員制度を設置するには、体制整備や運用面から見ても難しいということでしたが、防犯指導員は警察署長や自治体から委嘱された地域住民などで公表されることで身分的にも保障され、地域防犯の相談役として警察署や防犯協会との協力体制がより強固に構築されるものと思っております。先ほど現在行われている地域の防犯活動については、基本的にはボランティアによる無償の活動だと答弁がありましたが、南種子町安全安心まちづくり条例の施行に伴い、南種子町安全安心まちづくり事業補助金交付要綱も作成されているようですので、経済的な支援が行えるよう、柔軟に運用していただきたいと思っております。

犯罪のない安全で安心な暮らしが理想であります、その理想が少しでも現実のものとなることを祈念し、私の一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、野首久教議員の質問を終わります。

ここで、14時15分まで休憩します。

---

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

---

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、福島照男議員。

[福島照男議員登壇]

○4番（福島照男議員） それでは一般質問を始めます。

持続可能なまちづくり戦略についてということですね、加速する少子高齢化と人口減少に対応できるまちづくりの基本構想というものについて伺って参ります。令和7年10月21日、日本では女性総理初となる高市内閣が発足しました。これまでの緊縮財政から責任ある緊縮財政に方向転換し、日本の経済が良くなっていくことに大きな期待をしているところです。我々もさらに気を引き締めて、活気溢れる持続可能なまちづくりに邁進する必要があります。

国立社会保障人口問題研究所が、令和5年に、自治体別の推計人口を出しています。2020年の国勢調査を基に、5年ごとに2050年までを出していますが、15年後

の2040年、南種子町の推計人口は3,929人となっています。2050年にはさらに減少をしていきます。

20歳から64歳までの人口は、現在の2,259人から600人減少すると推計されており、人口減少に伴い深刻な労働力不足になっていきます。

そこで、今回は経済活動に的を絞って伺って参ります。こういう状況の中において、南種子町として町民所得を落とさずに、どうやって維持発展させていけるか、知恵を絞らなければなりません。建設的な意見をベースに、このまちづくりに全員で取り組んでいく必要があります。そのためにも町長の基本的な考え方をこれから伺って参ります。

1番目、安定した地域経済の維持と成長分野への取り組みということで、稼げるまちづくりをどうやって作っていくのか、どの分野を強化していくのかについて尋ねます。1つ目は農業問題です。

キビ・甘しょ・水稻・畜産は、本町の基幹作物であり長年経営の中心として行われてきました。これを継続していくことは、本町の農業を守る上では必要不可欠と言えます。

しかしながら、売り上げや所得が伸びていく余地は極めて厳しいと考えます。農地の集約化と機械化による耕地利用はある程度できると思いますが、このままだと耕作放棄地は増え続けます。兼業農家や高齢者でもできる作物の開発と付加価値の高い作物の導入なしでは、持続可能な農業の発展はないと考えます。

儲かる稼げることが極めて重要です。最低時給も鹿児島県は1,026円になりました。農家の皆さんで、最低時給を稼いでいる方々は果たして何人いるのでしょうか。農政の果たす役割は明確に示されていると思いますが、どう取り組んでいくのか、町長の見解を伺います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 福島議員のご質問にお答えをいたします。

まず農業についてであります。本町の農業はサトウキビ、甘しょ、水稻、畜産が長年、地域の生産基盤を支えて参りました。町内の多くの農家が、これらを中心に経営をしており、この基幹作物を持続的に維持発展させることは不可欠であると認識をしております。そのため、本町ではこれまで肥料飼料価格高騰対策、農作業受託維持投資支援事業、子牛生産奨励金事業、園芸用施設資材等の導入支援事業、果樹総合支援事業など、国県の施策で補えない部分について、町単独で支援を行い、農家の経営安定を図ってきたところであります。引き続き、生産者の声をお聞きしながら、必要な部分にはしっかり手を打っていかねばならないと考えておりま

す。

ただ、今日も同僚議員の説明の中でも申し上げましたが、本来、国・県がやるべきことをまだやられておりませんので、ここについては議会とも一緒になってですね強力に要請要望はして参りたいというふうに思います。付加価値の高い作物の導入につきましては、令和5年3月に私どもの町には株式会社リスペクトと協定を結んでおり、現在サトウキビとドラゴンフルーツを購入をいただいております。

サトウキビについては、有機農業もしくは有機の基準に合わせた栽培方法で、そしてまたドラゴンフルーツについては、農薬を使わない栽培のみの取引となっております。サトウキビ・ドラゴンフルーツともに量が不足しているとのことで、今後もふやしていきたいとのことであるようでありますから、特に担当課の方には、これらの拡大そういった方向に結びつくことができないのか指示はいたしております。特にサトウキビは製糖工場に出荷をする価格よりかなり高い価格で取引がされております。作付面積も徐々に増えていると聞いております。

また、こういう可能性のあるものについてやっぱりそれだけの収益が上がるのであれば、皆さんにも取り組んでいただけるような環境を整えていくというのは、これから重要なことだと思います。その他に貯蔵性の高いかぼちゃ、昨年から試験栽培に取り組んでおりますけれども、ちょうど国内産が年ちょうど年内に切れる時期でありますのでこの貯蔵性の高いこれ北海道からご指導いただいて取り組んでおりますけれども、12月に出荷するかぼちゃと比較をしまして、年明けてから、これ1箱10キロ当たりでございますけれども、これまでのかぼちゃとすると1箱1,600円も高値で販売がされております。

今年度は6名から生産者が11人となり、昨年に比べ増加をしてこの試験栽培、そしてまた、これを強力に取り組むということで、昨日新たな組織が設立をされたところでもあります。こういったところにおいてもですねこういう地域の取り組みについてしっかりと頑張ってくださいことも重要なことというふうに思っております。

また、リスペクトにおいては、施設の充実も図られておりまして、今後、先般、その他の企業との取引の話も、一緒に来ていただきました。そして私どもの町の果樹であったり、いろんなものがありますので、これ加工を含めてですねそういう話があるのもこの前話があったところでもあります。

しかしながら、本町においては、こういった方々にここを十分に理解をしていただいて、本当に一緒になってこういうことに取り組んでいけるのかどうか。そういったものがこれから重要になってくるんだらうというふうに思います。ただ果樹においても、なかなか贈答品だけであって、余ったものをジュースにしているいろいろなものもありますけれども、こういうふうにやっぱりしっかりとそういうもの

に結びつくような付加価値のある作物について引き続き推進をしなければならないと思っております。

農業の主役はあくまでも生産者の皆さんでございます。町の役割はその後押しをすること、そして支えていくことだと考えております。これからも、一気にどの分野でどうとやってそこを一気に稼げる場所に持っていくというのは非常に厳しいところもありますが、稼げる農業の実現、そしてまた稼げる産業、そういったところを目指してですね、少しずつでも1歩ずつ歩めるような方向に、生産者初め関係機関が一体となって取り組んで参りたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。

前向きな意見がね出てきてまして、非常に頼もしく思っております。

やっぱりね、儲かる・稼ぐというのは何かというと、基本はやっぱり付加価値をどれだけつけるかということだと思います。やっぱり付加価値が低ければそれだけ利益も少ない、儲からない。付加価値が高ければ高いほど利益が出てきて儲かると。だから本町の農業もですね、いかに付加価値の高い作物を生産するか、サトウキビ・甘しょであればいかに反収を上げるかですね、キビであればいかに糖度を上げるか。米であれば日本一おいしい米日本一早い米をいかにつくれるか。そういうところでやっぱり常に付加価値において作物に付加価値をつけて利益を取る。これが儲ける1つの秘訣だと言われておりますのでね、そういう取り組みをぜひ挑んで欲しいなと思っております。町長から今前向きな発言がいただきました。担当課長にお伺いいたします。町長このように力強く申しておりますが、所管課長として、どういう決意で取り組もうと思っておりますか、教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 お答えをいたします。

やはり町長の答弁とかぶる部分があるかと思いますが、やはり本町の基盤は、基幹産業はサトウキビ・甘しょ・水稻・畜産ということで、やはりここは維持発展させることは、町の発展に必要なことだと、これは自覚しております。

その他、先ほど申したとおり、付加価値の高い作物、例えばかぼちゃで、今、かぼちゃに取り組んでおりますが、そういったことに今後も取り組んで参りたいというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 本町の農業を引っ張っていくのはこれはもう所管課長の一番の仕事でありますのでですね、よろしく願いいたします。

それではですね、次の2つ目の質問に入ります。

本町の産業構造から、これからのまちづくりのポイントを押さえていきたいと思  
つての質問です。本町の産業構造を示す県民経済結果の概要を見るとですね、一目  
瞭然でわかるかと思えます。本町の基幹産業は農業であります。町全体のGDP  
に占める割合はわずか6%前後で推移をしております。漁業林業を含めた第一次産  
業で見ても、6%から7%にすぎないというのが実態です。第一次産業は、本町の  
基幹産業であり、大変、重要であることは間違いありませんが、9割以上をですね、  
他の産業に依存した経済構造になっているということを踏まえればですね、成長分  
野の取り組み方も見えてくるかなと思えます。おかげさまで大型ロケットの打ち上  
げ回数も増えてきて、本町にとっては大きな経済効果となってきています。

宇宙関連ビジネスが、本町の経済を左右していくことは間違いのない事実です。こ  
の宇宙ビジネスをどういう形で取り組んでいくのか、知恵の出どころであります。  
午前中の同僚議員からも若干ありましたがですね、この宇宙ビジネスが本町の経済  
に大きな影響を与えることは間違いのない事実だと思います。加工産業をね、紐付け  
させていくことも重要と考えます。いろんなアイデアをいただきながら進めること  
により、無限の可能性が湧いてくると思えますね。企業誘致の情報なども含めて、  
具体的なこの取り組みがあればですね、町長の方から見解をいただきたいと思いま  
す。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 その前に、先ほど農政課長の方からも答弁がありましたけれども、少し補足を  
しておきますが、この本町においては、いろんな特産品も含めて取り組みがなかな  
か前に進まないということは、これまでも何回もこの議会の中で申し上げて参りま  
した。協会にお話をしても、それぞれの飲食業一体となってご当地のものを作って  
販売するとか、これはいろんな調査もしてそれも投げかけましたけども、それもで  
きませんでした。そして今回、急速凍結機を入れておりますけれども、これもずっ  
となかなか前に進んでおりません。予定をしておったこの視察についても、これも  
流れておりましたので、私、今年の10月の7日にもう直接行くことにいたしまし  
て、担当課の職員とそれから漁協にも呼びかけをしました。

横浜に行って参りましたけれども、もうとにかく海鮮丼、刺身、すし飯からそれ  
から寿司、生シラス、魚介類、肉、魚、日本酒、弁当、果物、ケーキ何でも凍結が  
できる状況になっております。それで商品化されて、その場にも販売もしてしま  
して、与論とかそういうところからもお菓子から何かいろいろ出てきております。

だから、これはできないということはもうまずないというものはっきりわかりま  
した。それで、漁協の方でもしっかりとこれを活用して、今回、明日、明後日6日  
のお魚まつりにおいても、これでやった試験的にやったものを何か振る舞うことも

今計画をされておりますから、とにかくやって欲しいということを今申し上げております。こういうことができれば、そして先月に24日の朝7時半からNHKのテレビにも当然ここが出ました。そして見ておると北海道の牛乳ですけれども、その日に牛乳を絞って、そしてビンに全部詰めるんですよ、それも当然そこにありましたけれども、もう自前で凍結機を購入をされて1週間しかいない消費期限がそれに全部入れて凍結をして、それを取り上げると今度は凍結をしたものが1年間の保存期間になるんです。それで、今度輸出まで今考えているということですから、やろうと思えば何でもできると思います。私どもの町には、つのまき、かからまんじゅうもあってそれでもう駄目売れなかったものは廃棄をしてると思います。ですので、そういうものをいろんなものをやっぱり試験的にやって、皆さんがこれをしっかりと認識をして利用するという、そしてまたそういうものを活用していつ、それを稼いでいくということはやっぱり十分にこれから考えないといけないことだと思って、これは朝礼、主管課それすべての職員にも今投げかけておりますので、何とかそこにも結びついていくようなことを考えなければならんと思います。

議員からのご質問にお答えをいたしますが、この宇宙ビジネスについては、議員もどういうことを想定されておられるか、わかりませんが、これはもう私どもの町としては種子島宇宙センターという施設を立地しておりますので、JAXAとの理解協力が必須だというふうに考えます。

そして、この協力理解が進めば、様々なカテゴリーの企業誘致とかそういうものにも結びついていくんだらうと思います。

現在、このビジネスについては、衛星関連のビジネスであったり、ロケット打ち上げ関連ビジネス、宇宙旅行観光ビジネス、もう多岐にわたっております。ただ本当に何でもかんでもここにそれが誘致ができるかという、それもなかなか難しいところがありますので、近く三菱さんやJAXAともこの連携協定を結び、こういったところにつなげられるような方向を今模索をしているところであります。

ロケットの打ち上げに関しましては、H3に完全移行をし、年間の打上回数も増加をしており、今後、年間7-8機の打ち上げが想定される状況ということであります。

種子島宇宙センターにおいて、ロケットの打ち上げが実施されることにより、射場の立地による事業効果やビジネス観光消費による効果など、そういったものについては、繋がってくるということで認識をしております。

この経済効果をさらに高めていくために、町としての協力は今後も続けていかなければなりません、今後は打ち上げの主体となるJAXA、先ほど言いました共創体制の強化をしなければならんということで、今それを双方協議をしているとこ

ろでありまして、またこの協定それらによって皆様方にここをお示しができるもの  
だと思っております。

この本町において宇宙関連ビジネスを取り込んでいくためには、射場等を所有す  
るJAXAのご理解、これが前提条件と考えておりまして、民間の打上であったり  
それから大学との関連であったりここについても、JAXAの射場を使えるような、  
そことの結びつきがなければできないものであって、これも今のそういうお話も来  
ておりまして、打ち上げのやる方向でそれは調整をしておりますけれども、セン  
ターを利用することについてはまだちょっとハードルがありますので、そういった  
ものがしっかりとできるような、そういうところに繋がってくるような取り組みを  
して参らなければならんというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。

町長が前段に回答いただいた言葉、次のですねふるさと納税でみっちりやろうと  
思ったんですが、先に意気込みを聞かせていただいたのでですね、大変ありがたい  
なと思ってうれしく思っております。そこまで頑張っておられるという  
発言を聞いてですね、大変頼もしく思っておりますので、やっとスタートラインに  
立ったかなと私としてはですね、やっとスタートラインに立ってくれたなあと。今  
までたっていないじゃなくて弱かったんですね、やっとスタートラインに立って、  
いただいたというふうに強く思っておりますのでですね、大変頼もしく思ってお  
ります。

この宇宙ビジネスの関係ですが、回答の中で、町長も若干触れましたが、竹崎射  
場がね全く今空いてる状態なんですね、もちろんあれJAXAの管轄なので、我々  
地元自治体がどうこういうことではないんですが、私たちが子供のころはすべての  
竹崎射場からロケットが上がっておりまして、今全く遊んでおります。ああいうと  
ころをですね有効利用ということで、大学あたりであそこを利用できるような環境  
整備を当然、JAXAや国にお願いをしてですねいけば、また大学のキャンパス等  
も誘致できる可能性も出てきますし、そういうところでの関連作業ですね、あとこ  
れは観光ビジネスにどういうふうにつなげていくか。隣の屋久島は世界遺産になっ  
ております。で、ロケット射場と屋久島を連携したですね、クルーズ船の寄港等も  
検討余地に入るのかなあと思ったり、そういうのも含めてですね、今進めている宇  
宙学校のプロジェクトをどういうふうに進展させていくか、ここら辺も課題になっ  
てくるかなと思っております。

あとは、関連産業はもろもろ出てくると思うんですが今、上中のところでやっ  
てる大型ロケットの車両保管庫。ああいうのでさえもですね、わずかではありますが経

済効果がやってくるというような、ああいうところもいろいろこれから出てきて年間多数機打ち上げとなると、我々が想像できない産業もビジネスチャンスも出てくると思いますので、当然地元で経済効果ってできますから、そこら辺の取り組みが情報収集は、やっぱり窓口は執行部になりますので、そういう意味でですね、ぜひ積極的にさらにですね取り組んでいただきたいなという気持ちでの質問でありました。これについて町長、若干補足点があればまた簡単いいですのでお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 答えをいたします。

この宇宙ビジネスというのは、もう私たちが考えている以上の、やっぱりすごいもう先のことがいろいろ言われておりました、考えられております。去年も東京に行ったときに、東大の中でもいろいろありましたが、もう宇宙に行ったときの化粧品の話であったり、もう私たちが考えるようなことでないところまでもいろんなものがおよんでおります。今も宇宙旅行観光、宇宙工業、宇宙ステーションの関連ビジネスとかいろいろあるようであります。

そして、宇宙スーツとか生活用品、宇宙でできる特化した製品の開発とかそれを単発的にこっちに持ってきて、また誘致をするという非常に難しいところがありますので、先ほどから申し上げましたように、今、宇宙校の問題であったり、これについては民間のロケット打ち上げの専用施設の建設であったりそういうところを、目指して、いろんな県が一生懸命になって取り組んでいるんですが、鹿児島はどうもそこら辺が県ないし、また、この報道関係も打ち上げのときに放送するだけで、非常に疎いところがあるなというふうに私は感じております。それは、肝付の町長ともよくお話をしますけれども、やっぱり、2ヶ所、私どもはこういう打ち上げの基地を有しておりますので、そこを利用した、そしてまた、今の小さな小型のロケットとか、学生、向こうでも打ち上げやっていますけれども、やっぱり今うちの方にもそういう話は来ております。

ただ先ほど申し上げたように、そこを使用するためのいろんな基準もありますので、そこはいろんなこれから協力関係をしっかりと築き上げて、そういうものもやっぱり呼び込んでいくことをやらなければならんだと思いますので、取り組めるものがいろいろあるんだと思います。

そして、宇宙学校プロジェクトについても子供たちを育てておりますけれども、やっぱりデータサイエンティストそしてまたいろんなそういう、データを使ったそういう解析をしたり、いろいろそういう人材をこちらに連れてくることのできるのか、またそういう関連づけのビジネスがここに持ってこれるかどうかですね。そういったものもいろいろ情報収集をしながら、可能性を広げて参りたいというふうに

思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 経済振興という意味でもう1点お尋ねをいたします。

いろいろな情報を検索していくとですね、なかなか全国地方の自治体で最も弱いところは経済部門ということで、各自治体に経済課というところがないというところが大半らしくてですね、どこの地方でも農業関係の部署は充実してるんですがこの経済関係の部署がなかなか充実してない。地方の経済は国が中央省庁で管理しておりてきて、なかなか地元小さい自治体ではコントロールできないという実態があってですね。なかなか発展しないんだと、というような見方分析がよく出てきております。本町の場合も企画課が担当してるわけですが、企画課も幅が広くてね。経済から観光から、結婚まで幅が広いということでは大変忙しいわけですが、やっぱりここにもう一度経済部門を重点にしてですね、だから役場職員だけでなかなか難しいんですが、地元の商工会関係ともうちょっとタッグを組んでですね、経済部門に特化した係はあるとかもおっしゃってましたけども、もうちょっと充実させてですね、本町の経済構造をいろいろ企業誘致も含めてですけども地元の商工会にもそういう情報を伝えながら、もうちょっとこの経済部門への行政としての取り組みがあった方が発展しやすいのかなと思ったりもするわけですね。

もちろん人手不足で大変だというのはよくわかっているんですが、取り組みとしてはですね、やっぱり9割以上を2次産業3次産業が占めててこれで南種子も経済も引っ張ってるんですが、やっぱり伸ばそうと思ったらこの分野を伸ばさないとなかなか成長できませんので、やっぱり行政としてもここは町長の思いを実現させるためにもですね、そういう今の企画課の中にそういう部署の充実というのは、私は必要だなあというふうに思ってますね、ここはちょっと1点、町長の考えだけ聞かせていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 なかなか今まで年に1回要望がきたり、そしてそういうやりとりだったり、そういう形で進んできましたから、今回は別にテーマもちょっと地域通貨のことでまたいろいろお話があったんですけども、商工会の方から求められましたので、私どもも関係課長行って、商工会と役員と語る会も実施をしました。そして、この地域全体のことを言いますと今度は各地区公民館についても私以前から質問をいろいろ受けておりましたけれども、やっぱり行政座談会を開いても、ほとんどが役場の職員でこれを効果的にするために何が一番いいのかということで、今回は、公民館長と語る会をし、そして、またそれぞれの課題そして要望をお聞きをさせていただきました。

それで、それぞれの組織の中で、またそれ以上に広げていろんな分野でこういうところをまた語るところをやりたいとか、そういう協議をしたいとかいう場があればそれはそれで対応しますけれども、やっぱりそういうところでもお願いをしておりますが、以前よりは、商工会とそういう情報を共有しながらやっぱり商工会議にやっぱりこの経済を発展させるためには、頑張って動いていただかなければなりませんので、だいぶ、役員体制も変わりました、そういうふうな動きには少しずつなってきたと思いますが、まだまだ、さっきの特産品もそうですけれども、動きをちょっと新たなそういう動きにチャレンジをするような方向に、ともに進んでいくような方向に結びついていけばいいかな、というふうに感じておりまして、今後そういうことは、さらに若い職員も含めて、お互いにそういう意見交換をする場とかそういうものがどんどんできていくことが、必要なのかもしれないというふうに今んとこちょっと感じているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 次の質問に入ります。

スペースタウン南種子のブランド化とその活用戦略についてということで、いろいろ多少はダブってくるわけですが、このせっかくの命名をした日本に1つしかない「スペースタウン南種子」という名称でありますので、これを全国的にブランド化して活用するというのは大いに価値があると思いますね。広報でありしかり地元から算出するラベルであったりいろんな取り組みもあったかと思えますね。

それからロケット打ち上げがありますが、種子島南種子町じゃなくてね。種子島スペースタウン南種子からぐらいをね、放送してもらえるような働きかけをできたらぜひお願いしたいなど。そういうもろもろを思いつつですねこの質問をしてるわけですが、町長として所管課としてですね、このスペースタウン南種子をいかに本町の宝としてですね、ブランド化して生かしていくか、これを町の経済活性化の大きな役割にもなると思いますので、考えがあればお聞かせいただきたいなと思ってです。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 福島議員のご質問にお答えいたします。

全国へ向けて「スペースタウン南種子」を広くアピールをしていくということは議員がおっしゃられるように大変重要なことだと思います。今ありましたように、「スペースタウン南種子」から打ち上げだったと。そういうふうなことで、私もそのようになれば一番いいと思いますけれども、職員もみんなで名刺も全部そういうロゴを入れて、「スペースタウン南種子」名刺も全部変えておりますけれどもそういうふうにいるいろいろアピールはしております。

そしてこの宣言と同時に、ロゴの作成も行いましたので、この活用について皆さんにも協力をお願いをしながら、そして各種イベントで活用。また、町の封筒もそういうふうに取り換えました。そしてポロシャツについても、いろんな団体にも協力いただいて議員の皆様方にも着用していただいておりますけれども、民間の方々にもだいたいそれも浸透してきまして、それは自分たちも買えるのかという話もだいたい出てきておりますので、本当にそういうふう広がっていくことは重要なことだというふうに思います。

この各種団体への周知は、当然やって参りますけれども、現在この「スペースタウン南種子」のブランド化ということについては、この宇宙芸術祭のさらなる充実とか留学制度の充実、それからうちの町のこういう取り組みいろいろありますけれども、こういうものをこれまで3つの柱で「触れる。」「学ぶ。」「共創する。」ということやって参りました。

その中の「触れる・学ぶ」については、いろいろイベントも行いながらこれ取り組んでますけれども「共創する」という部分について、町民の皆様関係者と一体となって今度取り組んでいきたいということで、先ほど申し上げましたように、三菱さんやJAXAさんとの、その部分でしっかりと体制を協議をし、そこにいろんな関わりができるようにしたいというふうに考えております。

ただですね、この行政報告でも今日申し上げましたが、どうもこの宇宙の町そして、「スペースタウン南種子」宣言はしましたけれども、なかなかこの鹿児島では、今日何度もいろいろ言いましたが、あんまりなんか深く考えていただけてないというか、報道に情報もいっぱい私たちは流しております職員も一生懸命やっております。しかし、何かまた打ち上げがあるぐらいなのか、芸術祭についても、興味が無いのか、本当にこの報道のあり方等について私は森山先生のところに行ったときも向こうの事務所でも行ってきました。鹿児島は、全くこれは駄目だということで、逆にですね今日報告しましたようにこの東京都の現代美術館というのはすごいところだというふうに聞いております。

こういうところで、今回私どもの町のこの芸術、宇宙芸術祭のこれが1月31日から5月6日まで、ここで展示をしていただけるというのは、これはもう本当にすごいことであって、そしてまた日経新聞であったり、読売であったり、この地方の報道関係よりもこちらの方が非常にここに注目をいただいております。なので、そういう意味ではもっとこの鹿児島の見方というか、どういうふうに私たちはこれやっていくべきかなということ非常に私もここいろいろ考えるところがあります。まずは、地元の方にもいっぱいこういうことを知っていただきたい。そしてアピールができるようにしたい。そして報道についてもやっぱりいいことについては、

どんどん流していただきたいというのがあって、それでお願いをしてどんどん流すんですけども、そういうものに飛びついてこない。そういう意味では、今LINEでの情報発信であったり、いろんな情報発信の仕方をもう独自ででもどういうふうにやった方が効果的なのか、それは今職員ともいろいろ協議をしながら、やろうとしておりますので、今後そういうところもしっかりと考えながら取り組んで参りたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 町長のジレンマはですね、私もよくわかります。

日頃からの行政報告を聞きながらですね、なかなか事業が先に進まない報告を受けながら、そういうところがあるんだなというふうに思っております。なかなか人はね、完成された人間じゃないので、事件性は大きな話題になりますが、成功事例はなかなか表に出てこない。人の妬みというのはなかなか本来、あつてはいけないんですが、そういう傾向も多少は無きにしろあらずかなと思ったりもしていますが、我々はやっぱり自ら情報発信をしながらですね、やっぱりお願いするところはお願いにしに行くということですね、これ所管課長、企画課長、大変大役であります、ぜひ頑張っていたきたいなというふうに思います。

ここで、企画課長の決意も聞きたかったんですが、まだ先がありますのでですね、この自主財源の方に話を移らせていただきます。自主財源、ここではですねまだ先ほど町長の強い決意を聞かなかったのでですね。特産品開発を進める強い意思はあるのかと。あえてですね、嫌な聞き方を書いているわけですが、先ほど前向きな答弁をいただいたんで非常に大変心強よく思っております。

そこでこれだけ自主財源は重要ということは全町民がわかっていることだと思うんですけど、いろんなことをし、逆に県がなかなかやってくれないということであれば自主財源が豊富であればですね、本町でもやろうか独自でやろうかということもできるわけで、自主財源を確保することはもう2つしかなくてですね、1つは町民税を増やしてもらおうと、もう1つは寄付金を募る。2つしかないんですね。このふるさと納税、過去には8兆円9兆円のいただいた時期もあるんですが、今1億前後のところまで苦戦をしているということで、やっぱりこの自主財源は、ふるさと納税に力を入れるしかないなというふうに今思っているんですね。私もこれもう何年もずっと言っているんですが、やっとな町長がスタートラインに立ってくれそうなので、頼もしく思っているんですが、ちなみに北海道の白糠町ですね、太平洋に面して小さい町ですが人口7,000人足らずですが、何と200億のふるさと納税をいただいているようです。半分は自主財源になりますから間違いなく、すごいところもあるんだなあと鹿児島県においては志布志市と南さつま市が1位、2位をいつも毎年競って

おりますが、多いときでも60億ぐらい少なくとも30か40億ぐらいいっているということでね、頑張っているところもあるという前例もありますのでね、本町もその10億ぐらいはぐらいという表現は大変ですが、10億は手の届かないわけでもない数字かなと思ったりしますので、そこに向けてですね、先ほどの町長の強い意志はですね、私は10億に届く決意かなともとらえているんですが、これについて、自主財源の確保について、ふるさと納税を中心とした対策を町長、再度、またお答えいただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 先ほども別のところでちょっと言いましたけれども、お答えをいたしますが、本町には、安納いももこれがだいぶ量も減ったところもありますけれども、パッションフルーツやポンカン、タンカン、ニガダケ、魚介類など大変恵まれたこの特産品はございます。

そうしてまた、これらの特産品をどう確保し、どう商品化し、どう価値を高めていくかということが重要であると思います。そして、先ほど言いましたが、私どもにつないでいただいた企業の方もそういうことは、もう全国的にもやっている大企業でございましたので、やろうと思えばできるんですけども本当に皆さんが協力してそういうことにつなげていけるかどうか、一番の課題だと思います。その意味では、これからそういうことも情報をしっかりと共有しながら、そういう話もしなさいということ、今、担当課にも申し上げております。

現在、建設を進めている特産品開発センターは、まさにその後押しをするための拠点にできるのではないかというふうに私も思っております。この施設の中には、試作品を作るテストキッチンスペース、それから小ロットで加工試験ができる設備、急速凍結機のそこに移して活用を図ることとしておりますので、なぜ今までこんな時間かけても何度言っても進まなかったかなというふうに本当凍結についてはもうそのように思いました。

実際に、多くの方に、それをやっぱり経験をしてもらって見ていただいて、そういうものがもう本当に出回っているんだということ。やっぱり理解をいただかなければいかんというふうに思っております、実際に海外の方にも、生ものも本当に言ってもう5-6年ものやつがそのままの状態ですぐ生で食べさせたりっていうことは、できているわけでありますので、ここはこれをしっかりと活用して、商品化ができれば、私はちょっとまたふるさと納税の面白い、そういう分野できるかなというふうに感じております。

漁協の方においても、今回一緒に同行いただいて、そしてこの前、組合長とそしてまた理事の方とも話をしましたが、とにかくそれをやって魚が獲れるときに取れ

たときにはそれを凍結をして、そして時化たときに刺身で出せる、そういうことができるので、とにかくやってみらんかということ話をしています。んで、実際に西之表で魚がないので、それではだいぶまとめて買いに来たりするというわけですから、そこにもそういうふうのため込んでおくと、まずは町民にちゃんとそれができるようにしてくださいと。そしてそこに外に出すこともできるんじゃないですかということを行っているので、いろんなところにそれが結びつくような、そういうものに進んでいくことに繋がればなというふうに思っています。

また、この新たな特産品の開発については、これまでいろんなことを言われる方がおりました。そして地元でウナギを加工してもらえばという話もありましたが、これ簡単になかなかいかないものであります。

そしてこの返礼品の活用寄付額を増額させるために一番重要と認識しているのは、今までもやっぱり関係部署とそれから中間事業者がここに入っていて、そしてやっているんですが、そこがうまく機能してないところがやっぱりあるようでありまして、私も今言っておりますけれども、新たなそういう事業者さんの方からも話をいただいている部分もあります。

やっぱり機動的に動いて地元に入って地元でしっかりとやっていただける、そういう事業者さんと、関係を持つことが一番かなというふうに今感じたりもしております、ここはここを合わせて、こういうことをこれから協議をし、検討する必要があると思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 大変前向きですね、期待をしているところです。

1点だけ町長に気になるところがあるんですが、開発センターはこれは農政課総合農政課の管轄でね、企画開発が販売ふるさと納税担当、これ企画課になるわけですよ。情報がおそらく共有して一緒に取り組むと思うんですが、ここでちょっとこうね、意思疎通がうまくいかなかったら、非常にもったいないと思っているんで、この懸念をなくすためにですね、やっぱり町長がここでちゃんと采配を振るっていただいでですね、両課で特産品開発、ふるさと納税もふやしていくという前向きな姿勢で、役割分担もしながら役割分担が強すぎると領域が違うということで、またうまくいかないところも出てきますので、ちょっとそこら辺の懸念をちょっとね解消できるような町長答弁をいただきたいなと思うんですが。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 そこについては、しっかりと農政サイドとそれから今度、特産品開発センターもできてそこが、連携が図れてやれるような方向で今話をしっかりとやっておりますので、そしていろんな試作品、そしてその冷凍の試食会においても、私はその

一部のところだけであるなど、やっぱりその担当課とそれから逆に農政、企画だけではなくて、他のところからも入っていただいて、皆さんでそういう試食もしたりそれからいろんなご意見をいただくということをお願いをしていますので、そこはひとつそこがうまくいかないようなことがないように、これからの職員の意見も聞きながらどういう形がいいか、しっかりとして参りたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） はい、ありがとうございます。

最後の質問になります。令和8年度ですね、予算編成における経済福祉対策の重点項目ということでお尋ねをします。担当部署からはですね、これから来年度のことについては、各所管課から情報を得て来年度の予算を体制を作り上げていきますという報告を伺っていますので、枝葉末節なですね枝葉の話は別に要りませんので、町長が、これからの南種子をどういう方向で作っていかうという方針のもとですね、今年度積み残した課題、来年度、これを重点的にやりたいという大きな方針だけで構いませんので、8年度、小園町長がこれだけやり抜くと、これで南種子引っ張っていくというその強い柱をお持ちで今あればですね、ぜひ聞かせていただきたいなと思つての質問です。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

令和8年度の予算編成における経済対策や福祉対策の重点項目ということについては、現時点での取り組み構想については、まだその協議に入っている段階ではありません。

まず、来年度予算につきましては、例年どおり国の予算編成、そしてまた各種制度改正の動向こういったものを注視をしながら、本町の財政状況そして事業効果を踏まえた検討を、これからしっかりと部内でも進めていく必要があると思います。

実際には、今日も同僚議員の中で申し上げました8年度の編成作業については、これから本格的に着手する段階であつて、現時点で個別の事業、具体的な重点項目については、まだ申し上げる段階ではございません。

ただ、経済対策、福祉対策については、町民の暮らしを守る観点から重要であると認識をしておっておりますので、国・県の動きも十分に踏まえ、必要な施策を適切に検討をしなければならないと思います。

なお、8年度に向けた町の重点的な取り組みや具体的な方向性につきましては、これからしっかりとそれを取りまとめをし、3月議会の施政方針の中で、改めて町民の皆様と議会の皆様にお示しができるものだというふうに思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

ただ、現在、国が行っておりますこの物価高対策であったり、これについては、17-18日あたりが国会最終日で通過をするんだらうというふうに伺っております。それでまた、高市総理も言われておりますけれども、町村長大会でも申し上げられました。そしてまた、森山先生からも言われておりますが、やっぱりこの経済対策、年内に交付支給をして、皆さんにつないで欲しいというお話があります。私もこれまでの課題もいろいろ先生にも申し上げております。子どものいろんな子育て対策に係る、そしてまた、通知を郵便で出しているいろいろする作業についてはですね、昨年も申し上げましたが、この郵政改革で、郵便局は、一回封書を鹿児島に送り返してここに帰ってきてそして通知ですから、それからの作業で無駄な動きが4-5日かかるんだということは、今回も先生にも申し上げました。それもおかしいなというふうに言っておりましたけれども、そういう課題も伝えながら、そして私どもの町は、議会にもこれからご議論をいただいて、なるべく補正については、この経済対策、年内にしっかりと皆さんに届けられるように努力をし、そういうふうの実現できるように先生やりますということで私も言ってますので、そこはこれから情報が入ってきているようでありますので、また皆様方にもお示しをして、議論いただいて、これができればというふうに思っておりますので御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 一応これで通告の質問は終わりますので、次、質問ではないんですが提言です。次回ですね、提言にぜひさせていただきたいなと思って1つ、事前に申し上げたいんですが、今回の質問を一般質問に関してですね少子化問題で、本町の人口構造、ずっと調べておったんですね。1つ非常に厳しいなと思ったのが、20歳から35歳までの年齢層、俗に言う若年女性層ですね、ここ若年女性層は、20代30代なんですけど、ここが減少率50%を切るとですね、消滅可能自治体ということに人口戦略会議が発表しているんですが、本町は辛うじて47%減でしたから際どいところにいるんですが、調べたらですね、非常に厳しい状況になっております。

20歳からですね34歳までのね、男の人が274人。これは、今年の9月30日の数字です。女性が158人合計で430人いるんですが、女性が116人少ないと。ザクッというと男の人、100人に対して結婚相手は60人しか見当たらないと、40人の人は独身のままですよと。単純計算するとですね、というのがあってですね、これは大変な問題だなあと、少子化にも繋がりますしね。婚活活動、来年はもっとどんどんやらしてもらわんと困るな、というふうに思ったりしているんですね。これは質問してないんで答弁は要りませんが、次の質問でですね、次の質問にぜひこれは取り上げて、本町の大きな課題だなと思っておりますので、町長、まだここはちょっ

と気をつけてね、心に留めておいていただきたいなというふうに思っております。

はい。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、福島照男議員の質問を終わります。

---

## 散 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月5日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 3時 6分

# 令和7年第4回南種子町議会定例会

第 2 日

令和7年12月5日

## 令和7年第4回南種子町議会定例会会議録

令和7年12月5日（金曜日） 午前10時開議

### 1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第65号 南種子町福祉事務所設置条例を廃止する条例制定について
- 日程第2 議案第66号 南種子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第3 議案第67号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第4 議案第68号 令和7年度南種子町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第69号 令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第70号 令和7年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第71号 令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第72号 令和7年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

### 2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

### 3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平  阜  強 議員	4番	福  島  照  男 議員
5番	名  越  多喜子 議員	6番	柳  田  博  議員
7番	大  崎  照  男 議員	8番	上  園  和  信 議員
9番	濱  田  一  徳 議員	10番	塩  釜  俊  朗 議員

### 4. 欠席議員（0名）

### 5. 出席事務局職員

局 長	西 村 一  広	書 記	河 野 彰 子
書 記	吉 本 利 江		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康	副町長	小脇隆則
教育長	菊永俊郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	木田美幸
会計管理者 兼会計課長	河野和昭	企画課長	立石勝行
くらし保健課長	外園幸喜	福祉事務所長	岩元浩美
税務課長	小川浩輝	総合農政課長	山田直樹
建設課長	河野容規	あおぞら 保育園長	鮫島幸紀
教育委員会 管理課長	立石拓也	教育委員会 社会教育課長	濱田伸一
農業委員会 事務局長	才川いずみ		

△ 開 会 午前10時00分

---

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑・質問については、議会会議規則及び議員申合せ事項を厳守してお願いします。

---

日程第1 議案第65号 南種子町福祉事務所設置条例を廃止する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、議案第65号南種子町福祉事務所設置条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長 議案第65号について御説明申し上げます。

議案第65号は、南種子町福祉事務所設置条例を廃止する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町福祉事務所につきましては、鹿児島県権限移譲プログラムに基づき、社会福祉法第14条第3項に規定される「福祉に関する事務所」として、平成31年4月から設置されたものでございます。

本来福祉事務所の設置は、主として生活保護に関する事務を通じ、住民生活を支援するうえで、町が公的責任を果たすために必要かどうかという観点から判断されるものと認識しております。

平成7年6月20日の議会全員協議会でも、先に御説明申し上げましたとおり、生活保護に関する業務につきましては、かつて県が担っていた際には実情に応じた柔軟な対応がなされておりましたが、本町に移管後は県本課から生活保護法の規定に基づき、厳格な運用を行うよう指導がありました。

これを受けて改善を進めた結果、一部の住民に生活上の不利益が生じ、苦情が寄せられる事例が発生いたしました。

このような状況を踏まえ、限られた体制の中で、安定的な生活保護事務を運用することは困難であると考え、県への事務移管を検討するのが妥当であり、また、専門性や、人的体制を有する鹿児島県が一体的に事務処理を行うことが適切・最善であると判断したものでございます。

その後、令和6年12月7日、本町は福祉事務所を県に移管する意向を県知事に表明し、手続きに関する協議を依頼いたしました。

以降、県との間で文書による、やりとりや質疑応答を重ね、令和7年5月15日、鹿児島県知事より「南種子町の福祉事務所の廃止について」の通知文書を受理したところでございます。

このことにより、福祉事務所としての法定事務は県へ移管され、事務所を存続させる法的・実務的な必要性がなくなることから、今回、「南種子町福祉事務所設置条例を廃止する条例の制定について」提案するものでございます。

この移管により、生活保護を主とする一部の限られた事務が県に戻るということから、法令上、町が「福祉事務所」としての役割を担わなくなるため、「福祉事務所」の名称を用いることができなくなる、というもので、福祉事務所としての法的根拠が失われることに伴う、制度上の整理でございます。

今後は、生活保護の決定事務や訪問業務などは、熊毛支庁が担うこととなりますが、本町福祉担当部署では、引き続き住民の皆様からの相談に対応し、必要に応じて熊毛支庁や関係機関と連携を図りながら支援に繋げてまいります。

次に、改正条例本文をご覧ください。

附則において、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 4月1日から施行するというところで、4月1日福祉事務所名乗れなくなるということなんですが、本町の課の設置、福祉事務所をもう4月以降、来年4月以降どういうふうにするのか、くらし保健課に統合するのか、名称を変えて、今の生活保護、事務以外の業務を遂行するのか、そこら辺の説明が全然できてませんので町長から説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 当然、4月からそういう状態に変わりますので、それに対応した課の名称変更、そういったものはやらなければならないわけでありまして。

それについては、今検討をしているところでありますけれども、名称がどのようになるかわかりませんが、生活保護に関係する町としての対応は、以前のようにしっかりと対応いたします。

そして、県の方に繋ぐべきこともしっかりと繋いでいく、そういうやり方に変わるわけでありまして、担当部署に少しどういう形にするかというのは、今後の検討でありますけれども、しっかりとした対応が以前のようにできるように、そこはしっかりとそういう条例改正を今後3月には提案をすることになろうかというふうに思います。

- 議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。
- 4番（福島照男議員） 重ねて質問ですが、ということは、福祉事務所の名称は変更して、業務は福祉事務所を別の課で、存続をして業務を継続するという確認でよろしいですか。
- 議長（塩釜俊朗議員） 町長。
- 町長 今、福祉事務所が担っておりますのは生活保護だけではなくて、これに関係するそしてまた他の業務もありますので、それはそれでしっかりと維持していかなければなりませんから、それに対応した課のあり方を検討して参ります。
- 議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。8番、上園和信議員。
- 8番（上園和信義議員） この質疑はですね、3回しかできませんので、要領よく、質疑をしたいと思いますが、まずですね、1点目が鹿児島県権限移譲プログラム、これによって平成31年4月1日に南種子町に福祉事務所を開設したということで開設するときの目的ですね。それから、この廃止する理由ですよね。福祉事務所の事務分掌を見ると、民生委員・児童委員及び社会福祉に関すること。それからいろいろあります、災害救助に関すること、生活保護に関すること、児童福祉に関すること、障害児に関すること、国民年金生活困窮者に関する、14項目あるんですが、これがもうすべて南種子町から消えていくということになりますよね。じゃないんですかね。それについてですね。まず、その2点について答弁を求めます。
- 議長（塩釜俊朗議員） 町長。
- 町長 詳細については、この後、担当課長から詳しいことを説明させますけれども、まず、この30年の9月の議会で、この福祉事務所の設置条例制定をしております。その時の当時の担当課長や町長の説明がありますけれども、南種子町で設置を実施をした方が、町民の福祉向上に繋がるということでの設置でありました。目的としては、やっぱり町のその権限を拡大することによって、福祉施策を主体的に実施をするんだということで、あともってそういう説明があろうかと思いますが、そしてまた、基本的には、すべて交付税でこの人件費も見られるというような説明がなされているようであります。
- しかしながら、現状として、今回廃止をするのは、そういうふうなことになっていないということもあります。それで最大の6月にも説明をいたしました、一番の私どもが廃止をしなければならんと思った理由は、毎年行われるこの施行事務監査というのが県担当課、県の方からあります。
- その中で本町において、この南種子町に31年4月に移管されてるわけですがけれども、南種子町がこの生活保護、今ずっと県がやってるときから町に移管をしてもずっと継続をしてやってるものがありました。

ところが、それについて、処分、保護停止を下さいというか、そういうふうな話が出てきたというのが1件、具体的に言うとそういうものがありました。

そして要するに、私どもの町としては、県が担っているときから何ら変わってないのに、町が担ったことによってなぜそういうことをしなければならんのか、というそういう疑義を申し入れた経緯がございます。

ところが、その以前は熊毛支庁さんの保護事務を行ってたんですけども、熊毛支庁のことなんかは、もうそれはもう向こうはわからんということで、とにかく先ほど課長からも説明がありましたとおり、運用が非常に厳格になってきているということがあります。そして実際に、保護停止を受けた方がおられます。

私としては、逆に、逆行するようなそういう住民に不利益がかかってくるような、そういうあり方は、私は、もうこれは本町で担うあり方として、これはもうよくないというふうに判断をいたしまして、県の方とも何回もやりとりをしたんですが、ここが改善される見込みがないということでありましたので、これはもう県にお返しをして、県が全権的に、やっぱりこれを担うべきことだというふうに判断をしたところであります。

そしてまた、今年の県内の保護担当係長の会議の中においても、実際、市はそういうものを福祉事務所を設けていますので、町村でも幾つかあるんですけども、その会議の中でも、県の担当が変われば指導内容が変わる、県内統一した指導をするのであれば、平成17年4月を最後に修正などが行われていない生活保護事務の手引きなども修正をして欲しいとか、そういう意見が他の他市町からも出されております。

そういうことで、こういうちゃんとした一定をしたそういう指導がなされないということで、市町村も非常に困っているところがあるんだろうというふうに私は推察をしております。そういうことで、現に私どもの町では、一定期間保護を停止をしたところがありました。

それで、町がやっている以上は、万が一のことがあったり、保護を受けられない、そして家庭でどういうふうに生活をされておったか、という心配もありましたけれども、万が一のそういう事件性、いろんなものが出てきた場合に、これ誰が責任をとるのかということ、私はその当時に担当にも申し上げました。

そういうことも含めて、これは元に戻して、県が担うべきところは担って、それで他の業務もかなりありますけれども、基本的には生活保護業務であります。で、他の議員からもありましたが、14の業務がありますがほとんどは町の方でやるべきものは、今後もしっかりとやっていくこととありますので、そこについては、6月全協でも説明をしたようなこととございますので、御理解をいただければとい

うふうに思います。

詳細に14の業務の関係とか、それについては担当課長の方から説明をしたいと思えます。

○議長（塩釜俊朗議員） 福祉事務所長。

○福祉事務所長 まず1点目の質問にお答えいたします。

平成31年4月1日に本町が、福祉事務所を開設した目的でございますが、町の権限を拡大することにより、福祉施策を主体的に実施できる体制を整え、住民に近い支援を行うためということでもあります。

続きまして2点目の質問でございます。

本町、福祉事務所の廃止に伴い、鹿児島県へ移管される事務について御説明申し上げます。

具体的には、生活保護法に基づく調査決定変更や停止、廃止など一連の事務、児童福祉法に基づく助産施設や母子生活支援施設への入所措置事務、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の認定や支給事務、特別児童扶養手当法に基づく障害者障害児手当の認定事務、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業の一連の事務、以上が県に移管される事務の概要でございます。

移管後は、これらの業務につきまして、引き続き申請の受け付けや初期相談の対応、県との情報共有など、地域の相談窓口としての役割を担ってまいります。

なお、今申し上げた事務以外の児童福祉、母子及び父子並びに寡婦福祉、老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉に関する事務については、移管はされません。以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信義議員） 南種子町に移管をされた時点で、その運用が非常に厳しくなったということで、県に返したいと。この福祉六法を見ると、この福祉事務所は、都道府県及び市には設置が義務づけられてるということですよ。

それで町村については、これ任意でできるということで、もしなくなっても別に、問題はないと思うんですが、この不利益がこうむったと苦情が多かったと。それを町民からの苦情ですかね、どういう苦情が入ってるんでしょうか。

それで不利益っていうのはどういう不利益をこうむったかですね、お尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 先ほども申し上げましたが、あまり特定されるようなことは申し上げられませんが、実際に、生活保護を県がずっと事務をやっているときから、受けておられた方が、厳格な運用によってそういう指導を技術的指導、助言を受けて、結局

町の方で保護を停止をしなければならんという状態になったということでもあります。

結局、本人さんの方ももう、ちょっともう意見として、もうどういう形でこちらがいろいろアドバイスをして、いろいろしてもですね、意見を聞き入れていただけないような状況に陥ったわけですけれども、そこは、保護を私どもとしてはこれまでもずっと受けておったのが、ただ、県からの助言だけ、そしてまたそういう以前通っていたものが、何ら変わっていないところに対して、その保護を停止をするということは、私はいかがなもんかなというふうに思っております。

そして、そこを理由を求めたりいろいろしても以前のことは以前のことで、もう県としてはそれはもうわからないと関与するあれでもないような話をされるので、そういうことがずっと続くということは、今後も、そういう運用で助言でいろんなことが出てきたときに、町民の保護を停止をしなければならない状態になるというのは、私はこういうことが続くということは、非常にあつてはならんことだと思いましたが、そういうことが、うまく県とやりとりができて、双方理解ができて、しっかりとした運用ができるのであれば、それはそれとして私よろしいのかと思いますが、これは、もうちょっとそういう方向で進めるといのは無理だということでの判断でこれをお返しをするということを協議を始め、そしてようやく1年近く経ってから県の方からこれを受理するという通知が来たところでもあります。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信義議員。

○8番（上園和信義議員） 今の説明を聞いていると、福祉事務所、年金福祉係で今、業務を受けておる14の業務、すべてが県に移管されるっちゃうことじゃなくて一部は、南種子町に残るといふふうに理解をしてよろしいですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えいたします。

先ほど課長の方からも説明がありましたが、具体的に移管をされるものについては、5点ほど申し上げられました。その他については、児童福祉、母子・父子並びに寡婦福祉、それから老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉に関する事務については、そのまま町の方で担っていくということでもあります。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。6番、柳田博議員。

○6番（柳田博議員） ちょっとお聞きしたいと思いますが、規定が厳密になってですね、県が査定をしとったときの人たちがもらって、今、町になってからもらっていないと、もらえないというふうな話がありましたけども、もらっていない人が、今度、県に移譲したときに、もらえるようになるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。



び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長 議案第66号について御説明いたします。

議案第 66 号は、南種子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、国が新たに創設した「乳児等通園支援事業」を、本町で確実に実施するために必要な基準を定めるものでございます。

また、本事業は、すべての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する観点から、保護者の就業形態にかかわらず、生後 6 ヶ月から 3 歳未満の未就園児が保育施設等を利用できる制度となっており、地域における子育て支援の重要な役割を担うものでございます。

事業内容につきましては、乳児等 1 人当たり、ひと月 10 時間を上限として、家庭での養育を基本としながら、必要な育ちの支援が受けられるよう実施するものでございます。

まず、第 1 章総則の第 1 条から第 19 条までにつきまして、その概要を御説明申し上げます。

第 1 条では、事業の設備及び運営に関する基準を定め、乳児等が安全に適切な支援を受けられる環境の確保を目的としております。

第 2 条から第 4 条までは、最低基準の目的、基準向上への努力義務、そして事業者が遵守すべき事項について規定しております。

第 5 条から第 10 条までは、事業者の一般原則、非常災害時の対応、安全計画の策定、自動車送迎時の所在確認、職員の条件や資質向上に関する事項を定めております。

第 11 条から第 15 条までは、併設施設との連携、平等な取り扱い、虐待防止、衛生管理、食事の提供に関する基本事項を規定しております。

第 16 条から第 19 条までは、事業所内部の規定整備、帳簿の備え付け、秘密保持、苦情対応など、適正な運営に必要な事項を定めております。

続きまして、第 2 章につきまして御説明申し上げます。

第 20 条では、「乳児等通園支援事業」を一般型と余裕活用型の二つに区分することを定めております。

第 21 条から第 24 条までは、一般型に関する規定であり、設備の基準、職員配置、支援内容、保護者との連携体制について定めております。

第25条では、余裕活用型に必要となる設備と職員の基準を示しており、第26条では、一般型の規定を必要に応じて適用する準用規定を設けております。

最後に、第3章の雑則についてでございます。

第27条「電磁的記録」では、運営に必要な帳簿や記録について、書面による作成だけでなく、電子データによる管理を認めることを定めております。これにより、事業者が、適切かつ効率的に情報を管理できるようにするものでございます。

最後に附則におきまして、本条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上が本条例の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありますか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） はい。2点お伺いいたします。

1点はですね、現在3歳未満児は、保育料は有料有償なんですけど、これは変わるのか変わらないのかが1点です。

それと、この条例制定の中にはですね、各施設、事業者による設備等々の記述があるわけですが、行政として管轄・所管が、この条例に基づいた事業者が、実際に履行してるかどうか等の、このチェックに入るところが全く記載がないわけで、どういう体制で、どういう頻度で、事業者への指導を現場確認等をしていくのかですね、そこら辺の体制を教えて欲しいと、この2点お願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 福祉事務所長。

○福祉事務所長 まず1点目の保育料が変わるのかという点でございます。

利用料につきましては、国が定める基準に基づき設定する予定でございます。国から提示される公定価格というものがありますが、令和7年12月末ごろの示されるのが12月末ごろという見込みであると伺っております。そのため現時点では具体的な金額をお示しできる状況にはございません。

国から公定価格等が示され次第、速やかに本町としての規定整備を進めて参ります。

次に、2点目の質問でございます。

今後の一応スケジュールといたしまして、年明けに子ども・子育て支援法の規定に基づいて子ども・子育て会議に諮問し、意見を伺う必要がございます。

その事業実施に当たりまして、本町の子ども・子育て支援事業計画というものがありますので、その計画の中に位置づけることが、求められており、会議での意見を踏まえたうえで計画の改定を行うこととなります。

子ども・子育て会議において、事業の内容や実施方法について、十分御審議いた

だき、その結果を計画に反映させさせた後に、実際に受け皿となる事業所を確保していくこととなります。

令和8年3月から、福祉事務所の窓口において利用申請の手続きが行えるよう準備を進める予定としております。その中で、施設の基準ですが、現在国が定めております基準に基づいて保育施設が運用されておりますので、その基準と合致している保育施設においては、この通園支援事業が実施できるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 本町においては、あおぞら保育園を含めて民間が2つ施設があつて、3施設が今稼働してるわけですが、この条例制定にすることによって、新たな乳幼児の施設を一応募集をする予定なのか、現行の施設にそのまま当てはめて運用していくということになるのか、そこら辺ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 福祉事務所長。

○福祉事務所長 令和8年4月から実施される給付事業でありますので、先立っては、現在の保育施設を想定をしております。新たに新規でそのような事業所を認可を受けたいというご相談がありましたら、それに対応して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号南種子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第67号 工事請負変更契約の締結について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、議案第67号工事請負変更契約の締結についてを

議題とします。

当局の説明を求めます。社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長 それでは議案第67号について御説明いたします。

議案第67号は、令和7年7月11日議決第40号で、議決終えた令和7年度農業者トレーニングセンター改修事業1工区、請負契約について変更契約の締結についてでありまして、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1の契約の目的、2の契約方法、4の契約の相手方につきましては、前回の議決40号により議決をいただいておりますので、省かせていただきます。

今回、契約金額に変更があり、契約前の金額が6,270万円、変更後が6,627万8,000円であり、357万8,000円を増額するものでございます。

お手元に参考資料として建設工事請負変更仮契約書の写しを添付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

今回の主な変更についてでございますが、農業者トレーニングセンターの舞台側の壁面の補修面積が、160平米から322平米に変更増加することに伴うものでございます。

増加した理由につきましては、当初、農業者トレーニングセンターの舞台側の壁面については、老朽化により、剥がれたり、壁板が浮いている状況でありましたので、すべて張替えを行う計画で当初設計額を算出していると、認識しておりましたが、工事において実測を凶ったところ、壁面の面積が、322平米と、当初の設計の数量より162平米増加することが判明したところでございます。

確認を行ったところ、当初設計段階では、舞台側の上部のみの面積で積算をしており、舞台の横の側面については、積算がなされていない状況でしたので、今回、舞台側の全面を、改修を行うための増額の変更設計を行い、契約変更を行うものでございます。

また、この事業は、スポーツ振興くじ助成金を活用しておりまして、その事業担当者とも増額の変更についてはすでに協議を行いまして、事業の対象として、指示もいただいておりますので、今回357万8,000円を増額し、仮の変更契約を行い、議決後、年度内完成に向けて、円滑な事業推進を図ることとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありますか。

8番、上園和信議員。

○8番（上園和信義議員） これは、357万8,000円を増額して、最終契約を幾ら。

6,627万8,000円にしますと、この契約変更ですよ。これは、いま、実施している業者が岩坪土木さんで、それで今工事してもらってますので、もうそのまま350万円を変更しましょうと。見積もりはとっての、入札見積もりとっての、これ増額変更ですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長 357万8,000円に係る件でございますけれども、工事請負契約の変更につきましては、請負契約書の第18条から25条に基づき、所定の手続きを経て、監督職員の指示に従い、請負代金額の変更ができることとなっております。

また、国土交通省の設計変更に伴う契約変更の取り扱い、契約変更の範囲において、当初請負金額の30%以内であれば、当初の請負業者と契約変更ができることとなっております。

今回増額した金額についても、当初請負金額の6%未満であることや、監督職員の指示に従い、設計変更に伴う仮契約変更を行っておりますので、別途入札は行っていないということでございます。ただし請負金額の30%を超える場合であれば、施工中の工事と分離して、施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途契約する必要があると思われま。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信義議員） わざわざですね、変更をしなくても357万8,000円で、新たに契約をするという方法はできなかったもんですかね。どうかこのやり方にちょっと私疑問を持ってるんですけど。実際、工事にかかっていますので、その業者と随意契約を行ってですね、それで、この357万8,000円の契約を交わすという方法はとれなかったもんですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長 先ほど申しましたとおりなんですけれども、今回は、設計変更の中の数量の変更が生じたということですので、随意契約とかそういうことではなくて、変更契約と、まず数量に伴う変更設計に伴う変更契約ということですので、ご理解をいただければと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信義議員） こういうのは課長。そういう業者から申し出があったわけですよ、358万円ではじゃないの。358万を上げてくださいと。そういう申し出があったときに、どこでそれを検討するんですかね。ただ、もう担当主管課がそのまま受け入れて変更するという方法、事務方法をとってるんですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長 この工事関係については、入札前に実施設計書を作成いたしますので、そこで数量とか工種によって積算いたします。

今回、壁面積が160から322に変更したということで、その実施設計書の設計書の中で数量の変更を行い、元の設計額から増額をして、そういった金額を算出しておりますので、決して岩坪さんからこう来て、変更するという事は行っておりませんので、数量に増加に伴って実施設計の額を変えてるということですので、ご理解をいただければと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 副町長。

○副町長 私の方から補足をさせていただきたいと思います。

今回の変更契約につきましては、ただいま課長からもありましたけれども、通常3割程度までは変更ができるということになってます。

これはですね、要するに今、数量が160平米から322平米に変わったということをお申し上げておりますけれども、トレセンの舞台の正面の壁ですよ、真ん前です、正面の壁、壁の大体上の3分の1程度の設計しかしてなかったんですよ。ですので、その上の部分が剥がれておりましたから、それを、全面を一緒に張りかえた方が、色も下の方も色あせてますし、綺麗にしたほうが良いというそういう判断で、この追加をしているんです。322平米にですね、これはこちらの方から設計変更をして、業者の方に積算をした結果、357万8,000円の追加で、変更契約をさせて欲しいということで、指示をしてる内容になりますので、この業者の方から、そういう見積もりを取るとか、そういったものにはなっていないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第68号 令和7年度南種子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、議案第68号令和7年度南種子町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第68号令和7年度南種子町一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

予算書に基づいて説明をしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、子どものための教育・保育給付費など扶助費に要する費用が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億200万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億4,201万7,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

3枚目の裏面をお開きください。

第2表の債務負担行為補正については、追加4件、変更7件でございます。

まず、西之・平山地区公民館空調機購入については、期間を令和8年度の1年間とし、限度額を600万5,000円とするものであります。

次に、南種子町通学バス運行管理業務委託につきましては、期間を令和8年度から令和10年度の3年間とし、限度額を1億3,068万円とするものであります。

次に南種子町が借り受けるマイクロバスのリース料につきましては、期間を令和8年度から令和13年度の6年間とし、限度額を772万2,000円とするものであります。

次に議会ペーパーレス会議システム導入業務委託につきましては、期間を令和8年度から令和13年度の6年間とし、限度額を497万1,000円とするものであります。

変更7件につきましては、入札執行等に伴い、それぞれ限度額を変更するものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明をいたしますが、人件費については省略をさせていただきます。

それでは8ページをお開きください。

8ページから10ページ、総務管理費につきましては、特定職員住宅修繕費用が主なもので、491万9,000円を増額するものでございます。

次に11ページ、戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバー制度システム整備業務委託が主なもので、456万7,000円を増額するものであります。

次に13ページから15ページ、社会福祉費につきましては、障害者自立支援給付

費など扶助費が主なもので、3,482万2,000円を増額するものであります。

次に16ページから17ページ、児童福祉費につきましては、子どものための教育・保育給付費など扶助費が主なもので、2,765万3,000円を増額するものであります。

次に同ページ、生活保護費につきましては、医療扶助など扶助費が主なもので、1,504万6,000円を増額するものであります。

次に18ページから19ページ、清掃費につきましては、離島対策支援事業協力出せん金補助が主なもので、1,150万7,000円を増額するものであります。

次に21ページから22ページ、林業費については、松くい虫防除事業委託の減額が主なもので、331万3,000円を減額するものであります。

次に同ページから23ページ、商工費につきましては、道の駅基本計画策定業務委託の減額が主なもので、814万2,000円を減額するものであります。

次に25ページ、消防費につきましては、非常備消防施設の修繕費用が主なもので、314万6,000円を増額するものであります。

次に27ページから30ページ、社会教育費につきましては、公民館施設の修繕費用が主なもので、531万7,000円を増額するものであります。

次に32ページ、繰出金につきましては、後期高齢者医療保険特別会計の減額が主なもので、802万8,000円を減額するものであります。

次に同ページ、減債基金積立金につきましては、国債運用に伴う利子374万8,000円を増額するものであります。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明いたしますので3ページをお開きください。

まず、固定資産税につきましては、課税漏れ等の更正に伴い、固定資産税750万円を増額するものであります。

次に地方交付税につきましては、今回補正の不足額を補うため、普通交付税3,252万6,000円を増額するものであります。

次に同ページから4ページ、国庫負担金につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金が主なもので、2,816万9,000円を増額するものであります。

次に同ページから5ページ、県負担金につきましては、子どものための教育・保育給付費県負担金が主なもので、1,549万8,000円を増額するものであります。

次に6ページ、財産運用収入につきましては、減債基金利子が主なもので、446万3,000円を増額するものであります。

次に同ページ、寄附金につきましては、企業版ふるさと納税によるもので320万円を増額するものであります。

次に同ページから7ページ、基金繰入金につきましては、今回補正における各事業について、各目的基金からそれぞれ調整を図るもので448万3,000円を減額するものであります。

最後に雑入につきましては、熊毛地区消防組合負担金精算返納金が主なもので、1,553万9,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず歳出から、款の1議会費、8ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の2総務費、8ページから13ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の3民生費、13ページから17ページまで、質疑ありませんか。

4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 17ページですね、生活保護費が1,000万増額をされております。当初見積もりからこの増えた要因ですね、これを教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 福祉事務所長。

○福祉事務所長 それでは質問にお答えします。

生活保護費の医療扶助が1,000万円増となっている理由につきましては、令和6年度決算の実績を踏まえつつ、医療機関への受診件数の増や、入院加療者が当初よりも2名増え、入院日数が増加傾向にありますので、当初の見込みよりも医療扶助が増加することが考えられるため、増額をして予算計上しております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 民生費、ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の4衛生費、17ページから19ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の6農林水産業費、19ページから22ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の7商工費、22ページから23ページ、質疑ありませんか。

2番、野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 商工費ですけれども23ページの館運営費の中の道の駅の基

本計画策定業務委託、650万が減額となっております。

トンミー市場を道の駅というふうに進めていたと思いますけれどもこの減額についての理由の説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 道の駅の業務委託についての減額の理由についてですが、令和6年度に基本構想の方を策定をさせていただきました。

それに基づいて、令和7年度に基本計画ということで予算計上をさせていただいているところですが、基本構想において現施設等を活用した道の駅への認定の可能性等も基本構想の中で考えていただいたところですが、結論としまして、既存施設を活用して、トンミー市場に道の駅認定において不足する機能等を整備した場合、既存の売り場面積が減少し、売り上げが減少する可能性があること、また、既存の施設を活用するにしても不足する機能の整備に5,000万以上の経費を要するということの試算もあったところです。

また、施設を拡充するとしても整備費がさらに上昇する可能性があるということが判明したところであります。

それにより今回については、基本構想の計画には進まず、今回予算の減額をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 商工費、ほかに質問ありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 今、担当課長の説明によるとですね、なかなか道の駅構想の実現が難しいというような説明になっておるんですが、これはもう道の駅構想は諦めるという判断なのか、いやもっと別な方法を考えるのか、そこら辺ちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。道の駅は、これ森山代議員の方にも行って、これまでの経緯をいろいろお伝えをしました。できないことはないということで私どもも、この基本構想を策定をし、そして基本計画を策定の方向で予算を計上いたしました。

ところが先ほど課長からもありましたとおり、この、私共がこう考えておった方向と違う構想が、もう全く意図と違う、もう壮大な計画の構想が最初出てきたんです。

しかも、そういう形はちょっとあまりにも大き過ぎて、かけ離れたものでありましたので、ちょっと構想練り直して欲しいということを申し上げました。

そして、町のスタンスとしては、既存施設をそのまま活用して、幾らかの手を入れながら、そしてそこを充実させる形で道の駅ができないかという、そういう方向

での話をしておったわけですが、どうも、そのようになかったものですからそこは大分修正はしていただいたんですけれども、なかなか、今やっております屋外施設のところまでかかったりですね、もうとにかくエリアが壮大なものでありましたので、そこをちょっと申し上げたところです。それで、先ほど課長の方からもありましたが、縮小をした形でやるにしても、現在、向こうから修正をかけて言われましたのが、既存の施設の内部をやっぴりいろいろ設置をしなければいけない、そういう基準がありますので、それをすべて受け入れて、そういう作業をやったときに、不足する機能の整備に5,000万以上かかるような話でありました。

そして、また、それを増設になると、さらに金がかかるということで、増設しない場合における対応になると、今度は中に売り場を縮小しながらいろいろ施設をしないといけないということでありましたので、そのような方向になると、売り場面積が縮小されるという、今以上に、そういう形になると、これは売り上げにも影響してきますし、これまでいただいているご意見からかけ離れたものになってくるだろうということでもあります。

そこで今回は、これを無理していろんな基本計画を作っていくよりは、一応ここで一回立ちどまって、そして減額をさせていただこうということでありまして、今後、どういう方向で検討ができるのかは、これからのことでもありますけれども、まずは、今回は、そういう状況でありますので、減額をさせていただくというご提案でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 款の7商工費、22ページから23ページまで、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の8土木費、23ページから24ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の9消防費、25ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の10教育費、25ページから31ページ、質疑ありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 28ページの中央公民館屋内運動場備品110万円。この説明と中央公民館屋内運動場に何か名称をつける考えかどうかですね、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育委員会社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長 お答えをいたします。

まず中央公民館の備品購入につきましては、現在建設を行っております中央公民

館屋内運動場の人工芝を張り、各種スポーツ競技イベントを行うこととしており、人工芝の清掃を行うための吸引式の掃除機になります。人工芝の面積もありますので、2台分の購入費の備品購入となります。

また、2点目の名称につきましては、現在検討しておりますので、あと調査研究しながら、またお示ししたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の11災害復旧費、31ページから32ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の13諸支出金、32ページから33ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、歳入、款の1町税、3ページから款の20諸収入、7ページまで一括して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、第2表、債務負担行為補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、全般にわたり質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号令和7年度南種子町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をします。再開を11時10分といたします。

---

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第69号 令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
(第3号)

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第5、議案第69号令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第69号令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,560万円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきまして御説明させていただきます。

まず歳入から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の5国庫支出金につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金で6万6,000円を減額するものでございます。

次に、款の6県支出金につきましては、普通交付金の補正が主なもので、627万6,000円を増額するものでございます。

次に3ページから4ページ、款の10繰入金の他会計繰入金につきましては、各歳出補正に伴う財源の補正で61万円を減額するものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。

5ページをお開きください。

款の1総務費につきましては、普通旅費の実績見込みによる補正が主なもので、19万2,000円を減額するものでございます。

次に5ページから6ページ、款の2保険給付費につきましては、出産育児一時金の所要見込みによる補正が主なものでございまして、保険給付費合計で49万5,000円を増額するものでございます。

次に、款の6保健事業費につきましては、項の2特定検診審査等事業費委託料の実績見込みによる補正が主なもので、保健事業費合計で149万7,000円を減額するものでございます。

次に7ページ、款の9諸支出金につきましては、前年度の事業確定に伴う保険給付費等交付金償還金679万4,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第70号 令和7年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、議案第70号令和7年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第70号令和7年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ345万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,636万2,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきまして御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の4、国庫支出金及び款の5支払基金交付金、款の6県支出金につきましては、地域支援事業及び介護給付の見込みに伴う、それぞれ補正するものでございます。

次に、4 ページ款の 10 繰入金につきましては、項の 2 基金繰入金の介護保険基金繰入金が主なもので、繰入金合計で 87 万 2,000 円を増額するものでございます。

次に 4 ページから 5 ページ、款の 13 諸収入につきましては、預金利子 5,000 円を追加するものでございます。

次に歳出を御説明いたします。

6 ページをお開きください。

款の 1、総務費につきましては、職員の人件費が主なもので、総務費合計で 11 万 5,000 円を増額するものでございます。

次に 6 ページから 8 ページ、款の 2 保険給付費につきましては、給付見込みに伴い補正するもので、保険給付費合計で 603 万 1,000 円を増額するものでございます。

次に、款の 5 地域支援事業費につきましては、第 2 層生活支援コーディネーター業務委託の実績や見込みに伴う減額が主なもので、地域支援事業費合計で 279 万 1,000 円を減額するものでございます。

次に、款の 8 諸支出金につきましては、過年度の精算に伴う介護給付費国庫負担金返納金 10 万 1,000 円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。4 番、福島照男議員。

○4 番（福島照男議員） 6 ページ、介護サービスのところでですね、居宅介護サービス給付費はマイナス 2,500 万ですね、当初予算が 2 億なんです、2,500 万のマイナスということで、居宅介護サービスの回数が減ったんだろうと、推定をされるんですが、当初見積もりを多く見積もっていたのかですね、いやいや皆さんお元気で過ごされてるんで、介護サービスの機会が減ったんですよと、いろいろ状況はあろうかと思いますがわかる範囲で構いませんので、ちょっとお知らせいただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 暮らし保健課長。

○暮らし保健課長 まず居宅介護サービス事業費の見込みにつきましては、議員がおっしゃるとおり、デイサービスとかホームヘルパー、ショートステイ等の居宅サービスの方が減少している傾向でございます。

この理由につきましては、施設入所の増とか、介護度の変更が影響しているものと考えているところでございます。

次に、施設介護サービス事業と事業費の見込みに伴う補正ですけども、入所者の認定の更新等の変更により、介護度が上がりまして、施設サービス費が増加傾向にあるということと、あと本町の入所者数につきましても、昨年と比較しますと、7 名ほど増えておりますので、そういったところで今回の補正のような算定という

ふうになったところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号令和7年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第71号 令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第7、議案第71号令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第71号について御説明申し上げます。

議案第71号は、令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,540万円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1、後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者の移動等に伴うもので、994万5,000円を増額するものでございます。

次に、款の4繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の補正が主なもので、648万2,000円を減額するものでございます。

次に、款の6諸収入につきましては、一体的事業収入で3万7,000円を増額する

ものでございます。

次に歳出を御説明いたします。

4 ページをお開きください。

款の1 総務費につきましては、賦課通知等の実績見込みに伴う通信運搬費の補正が主なもので、8万6,000円を減額するものでございます。

次に、款の2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料の実績見込みに伴う被保険者保険料納付金及び保険基盤安定繰入金、基盤安定負担金の補正で、369万4,000円を増額するものでございます。

次に、款の3 保健事業費につきましては、検診通知等の実績見込みに伴う通信運搬費の補正が主なもので、10万8,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第72号 令和7年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第8、議案第72号令和7年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長 議案第72号令和7年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

第2条は収益的収入及び支出の補正でございます。

収入は1,193万9,000円の増額により、2億4,130万4,000円となります。

支出は、8,000円の増額により、2億5,704万9,000円となります。

次に、第3条は資本的収入及び支出の補正でございます。

資本的収入は1,160万円の減額により1億4,994万円といたします。なお、資本的収入が支出に不足する分につきましては、記載のとおり補填するものでございます。

2ページは予算実施計画でございますので、お目通しをお願いいたします。

続いて、3ページの予算事業別明細書についてでございます。

収益的収入では、他会計補助金を235万9,000円増額、資本費繰入収益を958万円増額するものでございます。収益的支出では、動力費として原水・浄水費を90万円増額、配水・給水費を6万円増額し、総係費を79万7,000円減額、予備費を15万5,000円減額するものでございます。

4ページをご覧ください。

資本的収入では、他会計出資金を1,160万円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号令和7年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

ここで11時30分まで休憩をいたします。

—————・———・—————  
休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分  
—————・———・—————

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第9、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長 それでは、同意第4号について御説明を申し上げます。同意第4号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町平山1815番地、氏名は、坂口伸二、昭和51年6月18日生まれでございます。

本件は、令和7年12月31日付で前任者が任期満了となるため、坂口伸二氏を新たに選任いたしたくお願いをするものでございます。

適任者と認め提案をいたしますので、御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、平島強議員、4番、福島照男議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗議員） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗議員） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が座席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

---

1 番	川内田行博議員	2 番	野首 久教議員
3 番	平島 強議員	4 番	福島 照男議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎 照男議員	8 番	上園 和信議員
9 番	濱田 一徳議員		

---

○議長（塩釜俊朗議員） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3番、平島 強議員、4番、福島照男議員、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（塩釜俊朗議員） 開票の結果を報告します。投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のおり、賛成が多数です。したがって、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

---

日程第10 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第10、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長 それでは諮問第2号について御説明を申し上げます。

諮問第2号は人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所は、鹿児島県熊毛郡南種子町西之570番地2、氏名、濱田広文、昭和37年11月3日生まれでございます。

本件については、人権擁護委員は法務大臣が委嘱する委員であります、これを推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

濱田広文氏は人格、識見ともに適任者と認め、意見を求めるものでございます。  
よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。お諮りします。本案に対する議会の意見は、これを適任とすることに決定したいと思ひます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

---

#### 散 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は12月12日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦勞さまでした。

---

散 会 午後 0時04分

# 令和7年第4回南種子町議会定例会

第 3 日

令和7年12月12日

## 令和7年第4回南種子町議会定例会会議録

令和7年12月12日（金曜日） 午前10時開議

### 1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第1号 令和7年度南種子町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第3 認定第1号 令和6年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第2号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第3号 令和6年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第4号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第5号 令和6年度南種子町水道事業会計決算認定について
- 日程第8 発委第5号 南種子町門倉岬突端の崖崩落防止対策の早急な実施を求める意見書提出について
- 日程第9 閉会中の継続調査申し出
- 日程第10 議員派遣
- 閉会の宣告

### 2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

### 3. 出席議員（9名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平 畠 強 議員	4番	福 島 照 男 議員
5番	名 越 多喜子 議員	6番	柳 田 博 議員
7番	大 崎 照 男 議員	8番	上 園 和 信 議員
10番	塩 釜 俊 朗 議員		

### 4. 欠席議員（1名）

9番 濱 田 一 徳 議員

### 5. 出席事務局職員

局 長 西 村 一 広 書 記 河 野 彰 子

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	木 田 美 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 和 昭	企 画 課 長	立 石 勝 行
くらし保健課長	外 園 幸 喜	福祉事務所長	岩 元 浩 美
総合農政課長	山 田 直 樹	建 設 課 長	河 野 容 規
保 育 園 長	鮫 島 幸 紀	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 管 理 課 長	立 石 拓 也
教育委員会 社会教育課長	濱 田 伸 一	農 業 委 員 会 長 農 業 委 員 会 事 務 局 長	才 川 い ず み

△ 開 会 午前10時00分

---

## 開 議

○議長（塩釜俊朗議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑・質問については、議会会議規則及び議員申合せ事項など、ルールを厳守してお願いをいたします。

---

## 日程第1 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、町長提出の追加議案第73号について、提案理由の説明を求めます。町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今回追加提案いたしました案件は、予算案件1件でございます。

それでは、要約して御説明を申し上げます。

議案第73号は、令和7年度南種子町一般会計補正予算（第5号）でございます。1億4,158万1,000円を追加し、総額80億8,359万8,000円とするものでございます。

今回の補正内容は、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を引き続き支援するためのものでありまして、物価高騰対応生活者支援給付金、それから介護サービス事業所物価高騰対策支援補助金、私立保育事業所物価高騰対策支援補助金、物価高対応子育て応援手当、それと食育推進物価高騰対策事業ということで、南種子うまれの黒毛姫牛ごちそう便ということで予算を計上いたしました。

こういったものでございまして、国による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業に要する費用が主なものでございます。

特にその中で、物価高騰対応生活者支援給付金につきましては、12月22日給付、物価高対応子育て応援手当につきましては、12月25日給付することといたしておりまして、国からの要請に応え、年内に支援をすることといたしました。

以上、議案の説明は終わりますが、議案の詳細内容につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで提案理由の説明を終わります。

---

## 日程第2 議案第73号 令和7年度一般会計歳入歳出補正予算（第5号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、議案第73号令和7年度南種子町一般会計補正予

算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案第73号令和7年度南種子町一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を引き続き支援するため、国による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業に要する費用が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,158万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,359万8,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

3枚目をお開きください。

第2表の継続費につきましては、防災行政無線設備更新事業について、事業費総額を6億9,639万5,000円とし、事業年度を令和7年度から令和9年度までの3年間とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明をいたしますので、4ページをお開きください。

まず、総務管理費については、物価高騰対応生活者支援給付金によるもので、1億1,700万1,000円を増額するものであります。

次に社会福祉費につきましては、介護サービス事業所物価高騰対策支援補助金によるもので460万円を増額するものであります。

次に児童福祉費につきましては、物価高対応子育て応援手当が主なもので、1,926万円を増額するものであります。

次に5ページ、保健体育費につきましては、食育推進物価高騰対策事業（南種子うまれ黒毛姫牛ごちそう便）によるもので、72万円を増額するものです。

以上が歳出になります。

次に、歳入を御説明いたしますので3ページをお開きください。

国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が主なもので、1億4,158万1,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 4ページですね。電子地域通貨事業費で物価高騰対応生活者支援給付金、1億1,700万計上されていますが、これどういう方が対象になるん

ですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 この物価高騰対応生活者支援給付金につきましては、昨年も1人当たり7,000円で給付をいたしておりますけれども、これ全町民になります。

今回は、国の方が今お米券とかいろいろやっていますが、この特別加算分ということで3,000円以上はやってくれという話を以前から伺っております。

私たちとしては、国の方の3,000円は3,000円として、それに南種子町で大体昨年の重点交付金からしますと3.3倍ほどになるというふうに、今、情報が来てますので、1人当たり2万3,000円をチャージするという、そういうそれを12月22日に支援をするようにしているところであります。全町民でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 今、町長の説明では、これ町民にとっては、もう非常にありがたいことだと思います。1人当たり2万3,000円。それを年内に支給すると、これも最高のことです。もう1回確認のため答弁を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

本町においては、昨年からはば！pay地域通貨を利用しておりますので、昨年は、ちょっとこれをどこにやったかわからない方もいて、再交付であったところでもありますけれども、昨年と同じような方法で、1人当たり2万3,000円を世帯主の方に、それでチャージをしていくということで、それで、時期的に、本日、最終日で議決をいただければ、クリスマス前の22日の日には、これができるという判断で、今、準備を進めているところであります。

加えてもう1点、子どもの物価高対応子育て応援手当というのがあって、これは、もう今国の方で、国会審議の中でも言われておりますが、子どもの児童手当に2万円1人当たり加算をするというものでありまして、これについては、ちょっと今公務員とか、情報の方ですね、ちょっと手間がかかる部分がありますので、一般の方について、早急な対応ということになると思いますけれども、これについては、12月25日に支援ができるものというふうなことで、進めております。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第 73 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「意義なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号令和 7 年度南種子町一般会計補正予算（第 5 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 3 認定第 1 号 令和 6 年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 2 号 令和 6 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 3 号 令和 6 年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 4 号 令和 6 年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 5 号 令和 6 年度南種子町水道事業会計決算認定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 3 から日程第 7 までの決算認定議案 5 件を一括して議題とします。

本件につきましては、決算審査特別委員会に付託していたものです。

決算審査特別委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会、福島照男委員長。

[福島照男決算審査特別委員長登壇]

○決算審査特別委員長（福島照男議員） 決算審査特別委員会、委員長の福島でございます。

それでは、これから令和 6 年度決算認定に係る決算特別委員会の審査経過と結果について報告をいたします。

審査の根拠について、本件は、令和 7 年第 3 回定例会において、令和 6 年度南種子町一般会計及び 3 特別会計並びに水道事業会計の合計 5 件の歳入歳出決算認定について、本委員会に審査付託を受けたものであります。

委員会の構成について、本委員会は、議長と議選監査委員を除き、委員長福島照男、副委員長野首久教、委員は濱田一徳、上園和信、大崎照男、柳田博、平畠強、川内田行博の 8 名による構成で審査に当たりました。

審査の基本方針について、1、予算議決の趣旨と目的に従って、適正かつ効率的に執行されたか。2、それによってどのような行政効果が発揮されたか。3、公の施設の活用・管理は適正にされているか。4、基金等の運用管理は適正か。5、令和 5 年度決算認定における要望意見及び令和 6 年度予算議決に対する意見がどのよ

うに処理され、反映されたか。

次は、歳入審査の要点について、1、町税、使用料、手数料等の徴収は適正にされているか。2、補助金が適期に確保されているか。3、町債が確保されているか。4、その他の収入確保の努力は十分であったか。

歳出審査の要点について、1、支出が適法適正にされているか。2、不用額は妥当であるか。3、予算流用、予備費充用は適正にされているか。4、補助金の効果は上がっているかなどの視点から審査に当たることとしました。

なお、質疑については、決算に関することのみと申し合わせを行いました。審査場所と日程について、審査場所は、議会第1委員会室とし、審査日程は10月2日、3日、7日、8日に各所管課の審査を行い、14日は町長、副町長、教育長、総務課長の4人に出席要請し、総括質疑を行う計5日間とし、その後報告書の取りまとめや意見申入れを協議することに決定しました。

審査形式について審査にあたっては、事前に配布されている、主要な施策の成果報告書や監査意見書等を参考にしながら、所管課より事前に提出された決算資料に基づき、課長からの概要報告後、各係長から詳細の説明を受け、その後、各係別に質疑審査を進める形式といたしました。

それでは、これから審査日程順に報告をいたしますが、審査の詳細をすべて報告するには、多くの時間を要するために重要と思われる点と概要を報告していきます。

また質疑についても、ここでの報告以外にも多くの質疑が交わされていますが、同様といたします。詳細については、委員会議事録で確認をお願いいたします。

初めに税務課から報告いたします。

税務行政の執行にあたっては、適正かつ公平な賦課徴収を図り、町の財政支出に必要な収入を確保することが求められます。また、この賦課徴収業務を円滑に遂行するためには、町民の税に対する理解と信頼を得ることが大切重要であります。

令和6年分の申告所得の状況は、全体で3,146人、総所得71億944万266円で、前年と比較しても8.65%の増加、申告者1人当たりの平均所得は225万9,835円で、前年と比較して、16万4,631円、7.86%の増加となりました。うち、所得の多い順から、給与所得で全体の82.75%を占めています。次に年金などの雑所得が全体の7.94%、営業所得は全体の5.03%となっています。

次に、課税状況であります。町税全体の現年度額は9億2,183万2,423円で、対前年度5.22%の増加となりました。

国民健康保険税の現年度調定額は、9,630万3,900円で前年度6.15%の減少となっています。

収納状況については、町税全体では3.37%増の96.07%となりました。国民健康

保険税全体では1.77%減の74.25%となっています。全税目の合計では、現年度で0.26%減の98.59%、滞納繰越分で12.76%増の25.45%、合計では2.92%増の93.49%となりました。

令和6年度の報告としては、馬毛島特需の影響が徐々に本町へも広がりを見せており、飲食店や宿泊業などの営業所得や不動産所得・給与所得が前年度から大幅に伸びたところです。

一方農業では、米価格の上昇や子牛のセリ価格も持ち直しつつあるが、依然として燃料や資材高騰による経営への圧迫は続いている状況です。

収納については、納税者の理解と協力により、昨年度を上回る収納率を達成することができたところです。

次に、地籍調査についてです。計画的な事業推進を図り、早い時期の事業完了を目指していますが、国の事業費割当額が、数年削減されている状況です。今後も県担当課と連携し、事業の早期完了に向け推進して参ります。

令和6年度は、大字茎永の一部の調査を行い、年度末の実施済面積は85.39平方キロメートルで、進捗率は90.3%となりました。

以上で概要と詳細な説明を終わり、質疑に入る。質疑、宇宙関連企業に関連する町民税や固定資産税等の金額は幾らか。回答、町県民税全体で、約3億1,000万円のうち16.71%、法人税全体額6,200万円のうち38%程度、固定資産税全体額約5億8,000万円のうち46%程度です。質疑、滞納繰越分の不納欠損処分が1名で、24件ありますが処理理由の説明を求める。回答、生活保護による執行停止が3年を経過したことが、処理理由となります。

以上で税務課の審査報告を終わります。

次は、農業委員会です。

農業委員会の業務は、農地行政を担う組織として、効率的な農地利用について公平な審査・農地の売買・貸借等による権利移動など許認可業務のほか、農地利用の最適化を推進するため、農地の利用状況調査や日頃からの見回り活動、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に取り組むこととされています。また、令和6年度末に、人・農地プランが、地域計画として総合農政課において策定され、その計画の中で10年先の農地利用を描いた目標地図を農業委員会で作成したところです。今後は、農地の利用状況や農業を担う者の意向調査を行うなど、現状に合った見直し等を総合農政課と連携して進めて参ります。

令和6年度の農業委員会事務処理状況の実績は、農地法の3条申請が45件、4条申請が1件、5条申請が11件、農業経営基盤促進法第18条第1項に規定する

利用権設定等が8件、農地中間管理事業による利用権設定などが197筆、非農地判断52筆、非農地証明6筆となっております。

農業者年金の加入促進について、JA職員・農業委員会と推進活動に取り組み、新規加入者目標1人に対し、1人の新規加入により目標を達成するとなっております。

全国農業新聞購買普及推進については、委員と職員で1人2部を目標に推進活動に取り組んだ結果、令和6年も農業委員数、農地利用最適化推進委員数対比普及率の部で、5年連続全国1位。農家戸数に対する年間普及率の部で、2年連続全国1位となり、共に全国表彰を受けたところです。

以上、概要と詳細の説明を終わり、質疑に入る。質疑、10年先の農地利用を描いた目標地図となっているが、高齢化も進んでいるのでもう少し短い期間での策定にはできないのか。回答、国の方針が10年先を描いた目標地図の作成となっています。ただし、毎年その状況も変わってきますので、その実情に合った形にするために見直し、ブラッシュアップするようになっています。

以上で農業委員会の審査報告を終わります。

次は、建設課です。

建設課は、組織機構改革により、令和7年1月から水道課、総合農政課の土地改良係を含む7係で業務を執行してきました。

第6次長期総合計画を基本とし、投資効果や事業内容を精査の上、町民の要望に応える事業を重点的に推進してきました。

道路関係では、社会資本整備総合交付金事業により、恵美之江線・轡之牧線の道路改良。交通安全対策事業により、中平小学校周辺の歩行区間確保を目的とした、御開大宇都線の整備、通学路緊急対策事業により、上中西之線歩道整備を実施しました。道路メンテナンス事業では、橋梁長寿命化修繕計画に基づき2橋の補修工事を行っております。

令和5年度の繰越事業については、道路補修事業7地区9件、災害復旧工事1件、浚渫工事2件を令和6年10月までに全て完了しました。

公営住宅事業については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、長谷団地の公営住宅建設工事を実施しました。住宅使用料の収入未済額は、総額1,120万9,099円で、前年度より35万5,300円、3.1%減となりました。今後も未納額の縮小に向け、収納対策を強化していきます。

そのほか、単独事業として、改良舗装工事、維持補修工事、公営住宅修繕工事、また、町管理の港湾・漁港、河川などの維持管理に努めました。

次は土地改良係です。

土地改良係では、農業生産の基盤である生産基盤整備や農村振興整備を計画的に実施しました。県営事業である経営体育成農地整備事業・荃永地区を始め、農道や農業用排水路等の維持管理、農地・農業用施設災害復旧事業等を行いました。

令和5年度繰越事業の営農雑用水施設整備工事2件と災害復旧工事17件は令和6年12月までに完了しています。令和6年度の災害復旧事業は、農地の畑5件で、そのうち4件を完了しています。

次は水道係です。

水道事業については、生活や社会活動に不可欠なインフラであることから、毎日の巡視・点検による、異常の早期発見、水質管理の徹底、施設更新事業の推進により、安全で安定した水の供給に努めています。

水道事業会計では、当年度損失が218万6,900円、経常収支比率は99.09%で、前年度比13.20ポイントの減となりました。今後も経営状況を分析し、経営改善に取り組んで参ります。

水道使用料の滞納額は、9月22日現在で総額622万470円となっており、滞納者に対する給水停止処分等も含め、年間3回を目処に収納対策を実施しています。

水道事業建設改良工事の総額は、1億2,685万9,000円で、老朽管更新工事、中央浄水場緩速ろ過池の更生工事、道路改良工事に伴う移転補償工事等を実施した。

令和6年度繰越事業としては、水道管路緊急改善事業3件、6,433万8,000円、これは、国道の道路占用許可取得に期間を要したためです。

県道荃永上中線排水管移設工事850万円は、県事業の工期延長に伴ったことから繰越しましたが、令和7年9月までに全て完了しています。

以上、概要と詳細の説明を終わり、質疑に入る。質疑、町営住宅で、入居を止めている空き家数と応募がなくて空いている数は何戸あるか。回答、町営住宅で構造上危険と判断して入居を止めている数は23戸、一般住宅で1戸です。入居できる空き家数は、5月31日付けで8戸ありましたが、手元に数字を持っていませんが、現在は何戸か入居されています。質疑、入居を止めている23戸ですが、住宅不足の昨今、改修を進めていく予定はないのか。回答、耐震基準に照らし補強が難しいので改修はしません。長寿命化計画の中では、建て替えをしていく前提で計画することになっています。質疑、組織機構改革によるプラス面とマイナス面をあげてください。回答、技術屋さんが一体となって仕事をする事により、幅広い経験を積むことができ、技術の向上につながっていると思われま。また、災害発生時には一緒になって取り組めるので、非常に良いと捉えています。苦戦している点については、水道係が5人体制から3人体制になり、公社職員を1名増員しましたが、職員でないとできない業務があるので仕事量の増加で苦戦しています。

以上で水道事業を含む建設課の審査報告を終わります。

次はあおぞら保育園です。

令和6年度の入園児童は、4月当初66人でスタートし、年度末では74人の園児をお預かりしたところです。子どもたちが健康で安心して過ごせる事のできる環境の中で、集団生活を通して豊かで健全な心身の発達を培うことができるよう、また保護者にとって安心して預けられる保育園となるよう、職員が保育・調理等それぞれの業務を行ってきたところです。

また、本年度も保護者の勤務形態への支援として、通常保育の1時間の繰り上げ・繰り下げを継続して実施しています。地域の子育て支援では、補助事業を活用し、子育て支援センターを活動の拠点として、自家保育の親子の交流、育児の相談や指導・助言等を行い、子育て家庭への支援を実施しました。

また、令和6年度においては、再編交付金を活用したトイレ洋式化事業を実施し、保育環境を整えました。

以上で概要と詳細の説明を終わり、質疑に入る。質疑、園内でけがする子どもたちが多いか。回答、大きいけが等はありませんが、1回、軽い亜脱臼をしたお子さんがいました。保育園はスポーツ保険にかかっていますので、それで対応できますが、子ども医療費が無償化だったりするので6年度の保険利用はありません。

以上で、あおぞら保育園の審査報告を終わります。

次は企画課です。

第6次長期振興計画を柱とし、過疎地域自立促進計画、離島振興計画等の事業の効率的な推進を図ってきました。また、地方版総合戦略である、南種子町デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づいて、政策目的を明確にし、客観的に指標により検証を行い、継続的に取り組むことで、事業効果を高めるよう努めたところです。

主な事業について、企画開発係においては、特定有人国境離島法による地域社会維持推進事業として、運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、滞在型観光の事業取りまとめを行ったところです。

自然保護については、自然保護監視員を配置した監視活動や、ウミガメ保護監視活動を実施したところです。

地域交通対策については、高校通学バスと南種子中学校バスの空いた時間を活用したコミュニティバスの運行を継続し、町内における交通体系の維持に努めながら、令和7年度からのAI活用型オンデマンド交通SPACE TOWNのるーと南種子の実証運行に向け準備を行ったところです。

宇宙開発については、宇宙開発推進協力会で打ち上げ支援を行い、ロケットコンテストについては、前大会に引き続き現地開催を行ったところです。

人材育成基金事業については、教育委員会で実施する、海外ホームステイ事業に対して支援し、2人の参加に対し助成を行った。

全国離島交流中学生野球大会については、第15回大会が長崎県壱岐市で開催され、南種子中学校が中種子中学校との合同チームで参加をしました。

種子島宇宙学校プロジェクト事業については、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、民間事業者が事業主体となり、拠点施設の整備に取り組んだところです。

次に政策推進係です。ふるさと納税については、多くの方々に南種子町を応援していただくよう、情報発信に努めました。寄付件数は2,731件、寄付金額は5,733万8,730円となり、前年度比16.1%の増となりました。

SPACE TOWN南種子宣言事業については、9月12日宇宙の日に宣言を行い、イベントや記念式典の開催を行ったところです。

企業誘致については、サテライトオフィスの利用促進を図るとともに、企業が進出・立地しやすい環境整備のため、令和5年度に制定した企業立地促進条例に基づき、2企業と協定締結、そのうち1企業に対し助成金の交付を行ったところです。

観光経済係について、結婚祝い金支給事業について、8件の支給実績となっています。移住定住促進事業については、新築3件、改修8件、家財処分1件の補助を行い、移住・定住を希望する方の環境整備を促進したところです。

商工業の振興については、町商工会への運営補助、スタンプ会事業補助により商工業の振興を図ったところです。また、販路拡大事業として、昨年につき、極楽湯の協力を頂き、4ヶ月間9店舗への出店・費用補助を行ったところです。

観光事業については、ロケット祭りや種子島宇宙芸術祭のイベント事業を開催し、多くの来場者が訪れ本町のPRに努めたところです。

次に、デジタル推進係について、国の進めるデジタル技術の活用による課題解決を図るため、南種子町DX推進計画や南種子町デジタル田園都市国家構想戦略等の計画を基に、各課や関係機関と連携しながら計画的な推進を図り、行政の業務改善や住民の利便性の向上に努めたところです。

電子地域通貨事業については、キャッシュレス化の推進や地域経済の活用化という目的を達成するため、各種ポイント事業での活用等も行ったところです。

情報政策係について、広報紙について多くの行政施策を盛り込み、情報収集と内容の充実を図り、広く親しまれる広報紙づくりに努めた。また、町のイベントや地域情報の発信など、SNSを活用しながら、町の魅力発信に努めました。

以上、概要と詳細の説明を終わり、質疑に入る。質疑、サテライトオフィスの利用料減の要因と今後の経済波及効果を伺う。回答、年間を通じて借りられるオフィス3部屋ありますが、その内1部屋が空いた状態となったため、利用料の減少とな

りましたが、現在は利用されています。経済効果については、オフィス借り上げ期間が最長3年となっています。それ以後は他に事務所を借りる必要性が発生しますので、企業誘致につながっていくと考えています。

質疑、ネパール・ミケラジャン市との交流事業費の内訳ですが、ネパールからの旅費と宿泊代も含まれているのか。回答、旅費は先方持ちですので、宿泊代と他交流費用になります。質疑、観光物産館の年間売上はいくらか。回答、2億1,169万1,118円になります。

以上で企画課の審査報告を終わります。

次に、総合農政課です。

農林水産業・農村を取り巻く状況は、農林水産業従事者の高齢化の進行や担い手、後継者の減少、農林水産物価格の低迷と生産資材等の高止まりなど、依然と厳しい課題が山積している状況にあります。

このような中、令和6年度本町の農林水産業の振興については、施政方針及び第6次長期振興計画を基本に進めてきました。

令和6年度農家戸数、は459戸で5年前から162戸減少しています。

令和6年度生産実績は27億789万7,000円で、前年対比は約106%でした。令和6年度作物合計の生産額は、15億4,877万1,000円で、前年度比1億6,778万4,000円の増となっています。増加の要因は、米価格の上昇とサトウキビの反収増によるものです。

畜産については、肉用牛の生産額は、5億7,485万円で、前年比4,477万1,000円の減少となりました。主な減少要因は、子牛の価格低迷と販売頭数の減少によるものです。

林業の生産額は、8,234万3,000円で前年比1,316万2,000円の減少となりました。主な減少の要因は、人員不足等による木材生産量の減少によるものです。

特用林産物のヒサカキについては作付面積は減少しているものの、生産額・生産量は年々増加しています。

水産業の生産額は2億3,340万8,000円で、前年比6,453万4,000円の増となりました。主な要因はモジャコ漁の増加によるものです。

水産振興については、離島漁業再生支援事業等を活用し、漁業の再生整備、輸送支援事業による鮮魚・活魚の流通支援など、水産振興に取り組んできました。

以上で概要と詳細の説明を終わり、質疑に入る。質疑、WCS補助事業継続見直しについて見解を尋ねる。回答、令和8年度までは現在と同じ10アール8万円の見込みです。9年度以降は、国の見直し時期になりますので、大幅な変更の可能性はありえます。質疑、再編交付金による農家への肥料・飼料高騰対策事業ですが、

いつまで継続予定か。止める場合は早めに方向性を決めるべきと思うが。回答、当初、令和5年度6年度の2年間の予定でしたが、農家からの要望等が多くて、1年延長しましたが、今年度までとなっています。質疑、キャトルセンターは520万3,000円の赤字となっているが、預託数と預託率は幾らか。回答、預託数は147頭で預託率は36.75%です。質疑、南種子町の漁業者が今一番抱えている課題の認識は何か。回答、島間港で人工種苗の中間育成を行っていますが、白点病が発生して、昨年から中止しており、これが一番です。あとは燃料価格の高騰と担い手不足があげられます。

以上で総合農政課の審査報告を終わります。

次に、議会と監査です。

議会は、町的意思決定機関であると同時に、批判・牽制する立場にあります。

また、町長と同じく住民に対して、直接責任を負う機関でもあります。これらの機能と責任を果たすために、年4回の定例会と臨時会はもとより、研修会・調査等を通じ、資質を高め、議会の活性化に努めてきたところです。

次、監査についてですが、監査委員の職務は、常に公正普遍の態度を保持し、秘密保持を課し、業務を遂行しなければならないとされています。近年は監査委員を取り巻く環境の変化に伴い、監査機能のさらなる充実・強化が求められており、各種研修会等への参加による、知識の向上を図ってきたところです。

以上概要と詳細の説明終わり質疑に入る。質疑は特にありませんでした。これで議会と監査の審査報告を終わります。

次は、会計課です。会計課は会計管理者の権限とその補助組織設置規則に基づき、一般会計、各特別会計及び水道・病院事業会計の歳計現金と所得税等の歳計外現金、基金等に関する会計事務を適正かつ円滑に実施することに努めているところです。

また、公金の取り扱いについては、関係法令を遵守しながら、金融機関等と連携を図り、速やかな収納、確実な支払いを日々の出納事務において、正確かつ迅速に行い、公金の適正な管理・保管に努めています。

各基金の運用管理については、それぞれの基金の設置・目的に応じて有効な活用が図られるよう努めているところで、昨年からは国債の運用についても実施をしているところです。

以上で概要と詳細な説明の後、質疑に入る。質疑、南種子町公金管理研究会には外部からのメンバーも入るのか。回答、役場内部の協議会になります。

これで会計課の審査報告を終わります。

次に、くらし保健課です。

はじめに健康増進係ですが、遠方の医療機関で出産が必要な妊婦へ旅費助成を行

い、子育て世代の支援拡充を図りました。また、新型コロナワクチン予防接種は、令和6年度から定期接種に位置付けられたところです。

環境衛生係ですが、焼却施設等の長寿命化を図りながら、資源ごみの有効利用やごみの減量化に努めています。

第3弾となる省エネ家電製品購入促進事業を6月から行い、138件の申請がありました。

保険給付係ですが、国保及び後期高齢者医療の適正な事業運営に努めたところです。国保の特定健診実施率は47.1%、保健指導実施率は56.4%で、それぞれ実施率が向上しています。

次に、地域包括支援センターですが、地域で活動されている高齢者を支援するため、各地区のサロンリーダーの研修会を実施するなど、地域の基盤強化に努めるとともに、高齢者を対象とした実態把握調査を進め、災害時の情報整備を図っています。

最後に、介護保険係ですが、第9期介護保険事業計画の1年目となります。計画に基づく事業を行いながら、介護人材の確保や寝たきり老人等の移動支援について、令和7年度から事業開始できるよう調査研究を行い、準備に取り組んだところです。

以上、概要と詳細な説明の後質疑に入る。質疑、清掃センターの補修工事を含む今後の施設維持管理の見通しを示してください。回答、最終処分場については、当初計画は15年としていましたが、現在の堆積状況は3分の1には満たないので、今後も長寿命化を図りながら運用していきます。

清掃センターとリサイクルセンターについては、仮に建て替え工事を行った場合、概算で30から35億円かかるようです。補助要件についても、国の方針は広域化を進めており、個別での修繕に対しても補助事業がない状況です。現状の施設維持を図りながら、同時に広域化に向けて協議を進めていきます。年間の維持修繕費ですが、毎年3,000万円ほどの必要と見積もっています。質疑、狂犬病の接種率が79.7%となっていますが、狂犬病は非常に怖い病気です。100%達成に努めていたきたい。回答、各地区を巡回して100%を目指しているところです。年2回程度、獣医師の協力を頂きながら実施していますが、各地区の高齢者も増えてきており、移動等も大変ですので、ある程度の巡回もしながら推進していきます。

以上でくらし保健課の審査報告を終わります。

次は、福祉事務所です。

本町福祉事務所は、鹿児島県権限移譲プログラムに基づき、社会福祉法第14条第3項に規定される福祉に関する事務所として、平成31年4月から設置されたものです。

事業実施にあたっては、国の施策を基本としつつ、町独自の取り組みとして、給食宅配サービスや保育所等交通費補助などを実施しています。

出産祝い金支給事業については、令和5年度から1歳及び2歳到達時にも祝い金を支給するよう制度を拡充するなど、子育て支援の拡充を図っています。

河内温泉センターは、開館から30年経過し、老朽化に伴う維持管理費の増加や燃料費高騰など、厳しい状況にあります。そのような中、令和6年度の利用者数は、6万5,950人で、前年度比1,596人の減少となりましたが、使用料収入は、6万2,150円の増となっています。令和8年4月から新料金での運営を開始することから、利用促進に取り組み、収益の増加を図っていきます。

福祉センターについては、設置から52年が経過し、老朽化に伴う課題を抱えています。令和6年度はホール内照明の取替や防火扉の補修など、施設の保全に努めてきました。今後も安全面を最優先に、必要な補修を行いながら運営を継続していきます。

以上、概要と詳細な説明の後、質疑に入る。質疑、身元不明取り扱いの事案がありますが、詳細を伺う。回答、種子島警察署から身元不明のご遺体が上がったという連絡があり、DNA鑑定を行っても身元がわからず、死亡旅行人は見つかった自治体での対応になるので、葬儀を行い無縁墓地に埋葬しています。費用は全額県が補助することになります。

以上で福祉事務所の審査報告を終わります。

次に教育委員会管理課と給食センターです。

教育委員会は毎月定例会を開催し、教育行政の運営に関する基本方針、教育委員会に関する規則・規定の改廃、学校職員の人事方針、附属機関委員の任命等に関することなど協議しています。

その他、移動教育委員会や教育委員と地域住民との語る会の開催のほか、学校訪問、給食試食会、陸上及び水泳記録会、運動会、音楽発表会などの学校行事、県が行う委員研修会へ参加し、教育行政全般に関して幅広く活動を行っています。

学校教育については、基礎的・基本的学習を重視し、道徳教育、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育の充実に努めるとともに、小規模校存続の手立てとして、宇宙留学制度と小中一貫教育を進めてきました。

29年目となる宇宙留学制度は、小学生・中学生を対象に里親、親戚・家族留学を受け入れ、地域の活性化や複式学級の解消、入学式・卒業式の開催など小規模校の抱える問題に対応してきており、6年度は、中平小学校を除く7小学校に49名、中学校に6名、計55名を受け入れました。学校教育では、国の掲げるGIGAスクール構想に基づく高速通信環境を整備し、個別最適な学びの推進や教職員の業務

効率化による負担軽減のための、校務 I C T の環境の整備に努めました。

その他、通学バス運行管理事業や奨学金貸付事業、修学旅行補助、修学援助事業による保護者の負担軽減を図りました。施設整備は、各学校からの要望を踏まえた営繕工事をはじめ、荃南小学校の改築工事に伴う敷地造成やプール解体工事、町内小学校屋内運動場照明の L E D 化を実施しました。

以上で概要と詳細な説明を終わり、質疑に入る。質疑、6年度の教科書のデジタル化実施の状況について説明を求める。回答、令和6年度は、小学校の教科書の改定があったので、それと合わせて、小学校の児童用のデジタル教科書を導入し、主要教科、国語・社会・算数・理科について1人1台の端末に、このデジタル教科書を入れる形で授業を行っています。令和7年1月に行われた鹿児島県の学学習定着度調査がありますが、県の平均を超えたという形も出てきていますので、早速効果が出てきているものと考えます。

以上で管理課の審査報告を終わります。

次は給食センターです。

学校給食は、学校給食の衛生管理基準に基づいた施設衛生管理に努め、食中毒や異物混入などの事故が発生しないようマニュアル厳守を全職員で取り組み、南種子産の米や地場野菜の活用など地産地消に配慮した、安心安全でおいしい学校給食を1日約590食提供しています。

令和6年度の主な事業は、子育て支援・定住対策の一環として、給食費の完全無償化を行っており、牛乳増量分も含め、令和6年度の補助額は2,520万円となりました。また、食育事業として、子どもたちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、栄養教諭による食育授業を実施し、7月に新米給食会、12月に有機食材を使った有機給食会を実施しました。

施設整備については、現在の給食センターは昭和54年に建設され、部分的な老朽化も見られ、令和6年度は配送車修繕・シャッター修繕による維持管理に努めています。

以上、概要と詳細な説明の後、質疑に入る。質疑、学校給食でアレルギーを持っていて食べられず、家庭から給食持参の児童生徒はいるか。回答、今のところはいません。給食は全児童が食べられます。アレルギーの児童がいた場合は、除去食、その部分だけを取り除いて提供する、もしくは代替食を提供することになっています。

以上で給食センターの審査報告を終わります。

次は、社会教育課です。

社会教育課では、宇宙の町教育振興基本計画に基づき、「あしたをひらく心豊か

でたくましい人づくり」を基本目標として、生きがいとぬくもりに満ちた活力あるまちづくりを目指し、社会教育の推進を図っています。また、郷土の文化・歴史などに触れ、地域文化への愛着を深め、文化財の保護・活用と芸術文化の推進に努めたところです。

#### 第1の重点施策、生涯学習の推進。

町民一人、1学習、1スポーツ、1ボランティア運動を推進し、町民のライフスタイルに応じた、学習機会の提供と学習活動の整備充実に努めてきました。

中央講座では7つの新規講座を加え、16の講座に200人を超える受講生が活動しており、その成果・発表の場として、生涯学習大会を開催しています。

#### 第2の施策・社会教育の推進。

健やかで豊かな人間性の育成を目指し、公民館活動・青少年教育・成人教育・家庭教育の充実に努めてきました。

公民館事業については、地域活性化プランの策定推進や各種研修会の開催・公民館運営補助の充実に図り、活動の推進を図ったところです。

ほかにも、青少年交流事業として、友好都市宣言を交わしている愛知県飛島村の児童達との相互交流を行い、二十歳の集いでは、宇宙留学生14人を含む59人が参加。宇宙へ羽ばたけたこあげ大会には150人の参加があり、相互の交流を図ることができた。

#### 第3の重点施策、社会体育の推進。

町民が、生涯を通して、いつでもスポーツに親しみ・楽しめる環境づくりを推進し、町民の健康増進や体力向上に向け、各種スポーツ団体の組織強化・競技力向上を図るとともに、各種事業推進に努めた。

町民大運動会は5年ぶりに開催することができました。県体熊毛地区大会には、213人が出場参加し、他にも種子島地区武道大会や地区対抗女子駅伝競走などでは、優秀な成績を収めています。

#### 第4の重点施策、芸術文化の振興と文化財の保存活用。

芸術文化の振興では、町内の豊かな伝統文化と団体や個人の多様な文化活動を振興するため、文化団体の育成・支援・伝統文化の継承・記録・保存に努めてきました。

文化財の保存活用については、町内に存在する貴重な文化遺産を次世代に引き継ぐため、適正な調査・記録と合わせて保護体制を確立し、郷土の歴史や文化を学び理解する機会の提供に努め、国史跡や重要文化財をはじめ、貴重な資料の適正管理に努め、企画展や体験学習など充実に図るとともに、文化財を活用した観光振興にも努めたところです。

また、国の補助事業を活用し、広田遺跡災害復旧工事や国史跡横峯遺跡保存活用計画に取り組んでいるところです。

以上概要と詳細な説明の後、質疑に入る。質疑、島間の火合峯が町指定文化財に登録されて、西之にある相ノ嶺・狼煙台が指定されていない違いは何か。回答、島間の火合峯は奈良時代、飛鳥時代のもので、全国的に古く、西之の相ノ嶺は江戸時代の終わりごろから作られた新しいもので、文化財にはなりにくい事情があります。質疑、新生活運動への取り組み措置状況について伺う。回答、公民館連絡協議会で話をさせていただきましたが、それぞれ事情があり、強制もできないので、現状のまま行くしかないという話で終わっています。行政としては、前回、戸別にチラシ配布を行っていますので、それを遵守していただくというお願いをしています。

以上で社会教育課の審査報告を終わります。

次は、選挙管理委員会と総務課です。

先に選挙管理委員会です。

選挙管理委員会では、選挙事務の公正かつ適正な業務を円滑に実施するため、委員及び職員研修等に積極的に参加し、選挙執行に対応できる知識を身につけるよう自己研鑽に努めていただいたところです。また、年4回、選挙人名簿定時登録を実施し、毎月、定例委員会を開催して永久選挙人名簿抹消等を行ったところです。

令和6年6月20日には鹿児島県知事選挙、10月15日には衆議院議員選挙が執行され、適正な選挙執行に努めたところです。

以上で概要と詳細の説明を終わり、質疑に入る。質疑、在外選挙人名簿の説明と登録者12名の現在住所を伺う。回答、在外選挙人とは、日本国籍を持っていて、海外に住んでいる方で、本籍地と転出前の住所地で選挙人名簿の登録ができます。この12名は南種子町に本籍がある方で、ブラジル・アルゼンチン・アメリカがほとんどです。

以上で、選挙管理委員会の審査報告を終わります。

次は、総務課です。

行政係ですが、職員の健康管理のための、定期健康診断や人間ドック助成、ストレスチェックなどの実施や、職員の法令遵守を基本とする資質向上、事務能力の向上に資するため、県職員研修所等での研修と町独自の内部研修等を実施したところです。

財政係ですが、第6次長期振興計画に基づいて各分野の各種施策事業を積極的に展開することを基本方針に、限られた財源の重点配分とその効率化に努めてきたところです。令和6年度の決算については、黒字決算となり、健全な財政運営であったと考えますが、長期的な観点にたてば、自主財源の少ない本町財政においては、

町税等の伸びがそれほど期待できないことにより、地方交付税が大きな割合を占めている状況にあります。再編交付金の活用や今後の国の財政状況・方針に配慮しながら、よりいっそうの経費削減に努めていきたいと考えています。

消防交通係ですが、交通安全対策については、交通安全意識の普及・啓発など交通事故防止運動に積極的に取り組んできました。令和6年度の交通事故状況は、発生件数3件で前年比2件増、死者数1人で前年比1人増、負傷者数2人で前年比1人増となっており、種子島管内においても、高齢者による事故が目立つ状況となっています。

消防関係については、町民の生命・財産を守り、町民の生活安定に寄与すべく、その任務に対処しています。また、団員の資質向上のため、消防学校において、例年実施されてきた訓練の実施、独自の新人団員の訓練、団員全体を対象とした規律訓練、防災訓練などの取り組みをしたところです。

管財係ですが、公有財産の維持管理について、適時に適正管理を基本として取り組み、災害時等の停電時に非常用発電装置が正常かつ安全に運転できるよう日々自己点検を実施しております。また、町有林の維持については、補助事業を活用した間伐事業を行うなど、適正な生育環境の整備を図ったところです。

戸籍住民係ですが、自治体が発行する最も利用度の高い住民の身分を保障する公的な証明書など、重要で誤りの許されない業務を取り扱っています。戸籍法等の関係法令に精通して正確を期する事と、秘密の保持が重要ですので、法務局における研修等にも積極的に参加し、誤りのない戸籍事務に取り組んでいます。

以上、概要と詳細な説明の後、質疑に入る。質疑、再編交付金の額と歳入項目はどれになるか。回答、内定額は、2億4,189万2,000円で、国庫支出金で入ってきます。質疑、予算の流用が8件あります。予算に不足が生じた場合は、補正予算で対応するのが原則ですが、流用の理由は何か。回答、消耗品ですが、すべて2月から3月の案件で、請求書の発行時期を考慮しても3月補正・12月補正に間に合わなかったことによる流用です。

以上で総務課の審査報告を終わります。

これで各課全ての審査を終わり、14日に、町長・副町長・教育長・総務課長の4人に出席を要請して、総括審査を行いました。

総括、はじめに、町長より各課で審査中にいただいた意見等については部内で十分協議し、今後の行政運営に活かしていきたいとの説明報告を受け、総括質疑を行った。

質疑、今回提示された6年度決算資料において、多くの数値間違いがあり、資料の差し替えや委員からの指摘による訂正が発生しています。これの受けとめについ

て伺う。回答、このことは大変遺憾だと思っています。緊急に会議を開き、課長を通じて厳に注意いたします。私どもも一緒になって改善していきます。

質疑、多額の予算流用及び予備費の充用があります。予算の流用及び予備費充用は、予算の不足を補う例外的な手段であり、無制限に認められるものではないとされています。その見解を伺う。回答、流用や充用を際限なくやるということは到底考えておりません。細節間の流用については除きますが、令和4年度36件、令和5年度は30件、令和6年度は17件ですので、職員も努力されていると思います。予算はあくまでも見積もりであり、ある程度の過不足が生じることはやむをえない事で、議会を招集して予算補正を行うことが効率的でないという趣旨から、規定されているもので、最低限執行できる範囲のなかでやっていきますのでご理解ください。

質疑、ほとんどの自治体で予算規則を定めているようですが、本町の規則について伺う。回答、本町の場合は、会計規則の中で、他自治体で定めている予算規則と会計規則と同等のものが出されているので、同じものをご理解ください。

質疑、まちづくり公社に出された多額の補助金の内訳と返還金がよくわからないので改善できないか。回答、各課から出されている補助金は、ほとんどが人件費です。各課で雇用している人数はわかっていますので、何人分でいくらかは説明できます。返還金については言えば、決算書の雑入になります。今年度は、1,539万120円です。公社は別法人ですので、そのまま資料の提出はできませんが、各課に示すための資料がありますので、来年の決算審査特別委員会には資料として提出していきます。

以上で総括審査を終わりました。

その後、議会第1委員会室において、令和6年度一般会計及び3特別会計並びに水道事業会計の令和6年度歳入歳出決算認定について討論・採決を行った。

各会計の財政収支状況を踏まえて、全ての審査において意見がないか確認し、「意見なし」と認め、採決については、起立採決とすることに決定した。

認定第1号令和6年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について、討論はなく、採決の結果、これを「認定すべきもの」と全会一致で決定した。

認定第2号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、討論はなく、採決の結果、これを「認定すべきもの」と全会一致で決定した。

認定第3号令和6年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論はなく、採決の結果、これを「認定すべきもの」と全会一致で決定した。

認定第4号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて、討論はなく、採決の結果、これを「認定すべきもの」と全会一致で決定した。

認定第5号令和6年度南種子町水道事業会計決算認定について、討論はなく、採決の結果、これを「認定すべきもの」と全会一致で決定した。

総評、財政面については、一般会計歳入で、前年度対比約7億円増、うち町税が5,000万円の増となっています。歳出においても、前年比約6億7,000万円の増で黒字決算となっています。財政構造から見ると、繰入金を合わせて自主財源比率は25.4%にとどまっており、なお一層の増額に向けた取組が求められます。

各種施策や事業展開においては大きな瑕疵は見当たらなかったが、町民生活は依然として物価高に苦しんでおり、町民の所得向上に向けた効果的な経済対策が求められます。また、少子・高齢化は年々進み、福祉対策の充実はこれまで以上に重要性が増しており、効果・効率的な施策の継続が求められます。各課の審査過程においては、現状分析と今後の取組について、前向きな意見交換ができ、充実した審査ができたと捉えています。

執行部への改善申し入れについて、審査過程において課題はいくつか出てきましたが、質疑応答の中で前向きな対応が見られたこともあり、審議の結果、執行部への改善申し入れ事項については「なし」と決定しました。

以上で、本委員会に付託された令和6年度決算認定に係る決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 委員長の報告が終わりました。

ここで、暫時休憩を11時16分までといたします。

---

休憩 午前11時11分

再開 午前11時17分

---

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は会計ごとに歳入歳出一括して行います。

初めに、一般会計について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、水道事業会計について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

以上で、全会計の質疑を終わります。

これから会計ごとに討論、採決を行います。

初めに、一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。採決は起立により行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、認定第1号令和6年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。採決は起立により行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、認定第2号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はあり

ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。採決は起立により行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、認定第3号令和6年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。採決は起立により行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、認定第4号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。採決は起立により行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、認定第5号令和6年度南種子町水道事業会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

---

**日程第8 発委第5号 南種子町門倉岬突端の崖崩落防止対策の早急な実施を求める意見書提出について**

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第8、発委第5号南種子町門倉岬突端の崖崩落防止対策の早急な実施を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員会、柳田 博委員長。

[柳田 博議会運営委員長登壇]

○議会運営委員長（柳田 博議員） 発委第5号について提案いたします。

発議第5号は、南種子町門倉岬突端の崖崩落防止対策の早急な実施を求める意見書の提出についてであります。別紙意見書を国の担当省庁及び鹿児島県知事並びに鹿児島県議会議長宛に提出するものであります。

門倉岬は種子島最南端に位置し、1543年の鉄砲伝来の地として歴史的舞台の地となったところであります。

東側に広がる前之浜は、1894年にはドラメルタン号漂着の地であり、青い海、白い砂浜と砂丘、緑豊かな防風・防潮林が、そして化学の粋を集めた宇宙センターを一望できる風光明媚な海岸線であり、昭和47年3月30日に南種子町指定文化財名勝として門倉、前之浜自然公園に指定された、種子島でも有数の観光地であります。

ところが近年、門倉岬最南端の崖と東側崖が崩落を繰り返し、現在では一部立ち入りが規制されている状況であります。今でも崩落は日々繰り返し、ひび割れが生じるなど、やがて門倉岬が、全体が崩落する恐れがあります。

このまま崩落を自然現象としてとらえ放置することは、鉄砲伝来による門倉の歴史的背景を考慮した場合、日本国の大きな歴史遺産の損失となることは明らかであります。この崩落を防止する対策を南種子町独自で行うには、莫大な費用及び崩落防止工法等、技術面において難題であることから、鹿児島県及び国に対して次の事項について早急に取り組むことを強く要望するものであります。

記、1、鹿児島県による現地の早急な実地調査と応急的な崩落防止措置の継続強化。2、国及び鹿児島県の主導による、本格的な崩落防止対策の計画的な実施。

以上、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員）これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） やっぱり本会議に提案する前にですね、全議員に、見せて欲しかったと、こう思うところであります。

これ、南種子町議会が単独で提出するようになってますよね。やっぱり私に言わせると、大きな事業を国に要請するわけですので、南種子町町長と議会と一緒にあって、連名で提出するというふうにした方がいいんじゃないかと思うんですが、発委者の柳田議員に、見解を求めます。

- 議長（塩釜俊朗議員） 柳田 博委員長。
- 議会運営委員長（柳田 博議員） 今の質問にお答えいたします。先だって打ち合わせをしてですね、執行部も一緒に要望活動をするということで、町長の方にはお願いをしているところであります。
- 議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。
- 8番（上園和信議員） 南種子町長と南種子町議会議長と連名で国に鹿児島県、国の関係省庁に要請に行くということで理解してよろしいですかね。
- 議長（塩釜俊朗議員） 柳田 博委員長。
- 議会運営委員長（柳田 博議員） 質問のとおりであります。
- 議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。  
これから発委第5号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第5号南種子町門倉岬突端の崖崩落防止対策の早急な実施を求める意見書提出については、原案のとおり可決されました。  
お諮りします。ただ今、議決されました意見書について、条文、字句、数字等の訂正が必要になった場合、会議規則第45条の規定による文書の整理については、議長に一任願います。  
御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、条文、字句、数字等の整理については、議長に一任することに決定しました。

---

#### 日程第9 閉会中の継続調査申し出

- 議長（塩釜俊朗議員） 日程第9、閉会中の継続審査・調査の申し出の件を議題とします。  
各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第10 議員派遣

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

---

#### 閉 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和7年第4回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

---

閉 会 午前11時31分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩釜俊朗

南種子町議会議員 福島照男

南種子町議会議員 名越多喜子